

2017-2018 年度ロータリー財団ハンドブック



ロータリー財団創設に貢献したアーチ・クランプと理事達

ロータリー財団 ハンドブック発刊にあたり

2017－18 年度 ロータリー財団委員会
委員長 宇佐見 透

ロータリー財団ハンドブック 2017-18 年度版を発刊しました。この冊子は国際ロータリー第 2790 地区 2017-18 年度版で、寺嶋年度での財団セミナー及び地区研修・協議会用解説書として編纂をしたものです。次年度、クラブ役員就任予定の皆様にご活用頂ければと思います。

2013－14 年度 国際ロータリー財団 (TRF : The Rotary Foundation) はパイロット地区で実施検討してきた「未来の夢計画」(Future Vision)を本稼働させ、3 年が経過しました。

財団創設から 100 年を迎えた今年度は、財団資金 (DDF : District Designated Fund や WF : World Fund)を活用した奉仕活動で、地域の方々との交流を通じ、ロータリークラブへの真なる理解と地域の特性に根付いた活性化が求められています。

具体的には、財団資金を利用して地域の方々と共に活動され、陰徳の美に象徴される活動から、解り易く開かれた奉仕活動を各クラブに実践頂き、御理解を賜った方々を新会員として迎え入れることで、クラブの活性化に役立てて欲しいと願っています。また新たな制度に変わった事から、財団知識や具体的な活用知識について多くの質問や卓話要請が寄せられました。このことは財団に対する理解を深めようとの各クラブ意欲の表れであると感じています。

また新会員が増えた事などから、財団について基本的知識も含め、分かりやすく説明して欲しいとのご依頼も多くありました。2790 地区財団委員会はクラブの皆さんがロータリー財団に熱い関心を寄せておられる姿を目の当たりにして、充実した委員会活動を目指したいと心がけています。

未来の夢計画により、財団の仕組みや寄付金の使われ方が従来と大きく変わったと思われる会員が多数おられますが、基本的な部分に変化はございません。

変わった点のひとつに、寄付金の使われ方がありますが、これはむしろ地区財団委員会に大幅な権限の委譲がされたと言えます。

国際ロータリーは 2016 年度よりロータリーの特別月間を、重点分野を強調するものに変更し、RIが掲げる6つの重点分野を全て特別月間に変更しています。

- 8月 会員増強・拡大月間（変更なし）
- 9月 基本的教育と識字率向上月間（3月の識字率向上月間に基本的教育を加えて移動）
- 10月 経済と地域社会の発展月間（新設）
- 11月 ロータリー財団月間（変更なし）
- 12月 疾病予防と治療月間（新設）
- 1月 職業奉仕月間（10月から変更）
- 2月 平和と紛争予防／紛争解決月間（新設）
- 3月 水と衛生月間（新設）
- 4月 母子の健康月間（新設）
- 5月 青少年奉仕月間（9月新世代のための月間から変更）
- 6月 ロータリー親睦活動月間（変更なし）

目 次

ロータリー財団ハンドブック発刊にあたり	1
1) <u>ロータリー財団の紹介</u>	4
1-1) ロータリー財団の歴史	
1-2) 新しいロータリー財団	
1-3) クラブのロータリー財団委員会の役割	
2) <u>ロータリー財団への寄付と認証</u>	7
2-1) 寄付の種類	
2-2) 寄付の方法	
2-3) ロータリー財団の認証	
2-4) ロータリーカード	
2-5) 税制上の優遇処置	
2-6) 寄付の現状と分析	
3) <u>シェアシステム</u>	13
3-1) 資金の運用	
3-2) シェアシステムの仕組	
3-3) 第 2790 地区 2017-2018 年度シェアシステムについて	
4) <u>ロータリー財団のプログラム</u>	
4-1) <u>ロータリー財団プログラム</u>	15
4-1-1) ロータリー財団プログラムの概要	
4-1-2) 地区補助金とグローバル補助金の比較	
4-1-3) 補助金の選択	
4-2) <u>地区補助金</u>	18
4-2-1) 地区補助金の概要	
4-2-2) 地区補助金要項（人道的事業様式 301）	
4-2-3) 地区補助金募集要項（奨学金様式 601）	
4-2-4) 地区補助金の申請	
4-2-5) 地区補助金事業の実績	
4-3) <u>グローバル補助金</u>	25
4-3-1) グローバル補助金の概要	
4-3-2) グローバル補助金要項（人道的事業・職業研修）	
4-3-3) グローバル補助金募集要項（奨学金様式 701）	
4-3-4) グローバル補助金の申請	
4-3-5) グローバル補助金の申請から報告までの流れ	
4-3-6) グローバル補助金事業の実績	
4-4) <u>ポリオプラス</u>	31
4-4-1) ポリオプラスの概要	
4-4-2) ポリオ撲滅活動の軌跡	
4-4-3) ポリオプラスプログラムの用語	
4-4-4) ポリオの症例数	
4-5) <u>ロータリー平和フェロープログラム</u>	34
4-5-1) ロータリー平和フェロープログラムの概要	
4-5-2) ロータリー平和フェローの募集要項	
4-5-3) ロータリー平和フェローの申請	
4-5-4) 世界の平和フェローの実績	
4-5-5) ロータリー平和センター	

5) 補助金プログラムへの参加資格	39
5-1) 地区財団活動資金運営規定 (様式 101)	
5-2) クラブ参加資格認定 (MOU)	
5-3) 世界報告分析と報告書提出の督促通知	
 6) ロータリー財団委員会学友	 46
6-1) 学友の概要	
6-2) 学友会の活動と現況	
 7) 地区規定・書式	
7-1) <u>クラブ・地区補助金財務管理計画</u> (様式 201)	47
7-2) <u>クラブ・グローバル補助金財務管理計画規定</u> (様式 202)	49
7-3) <u>地区補助金申請書</u> (様式 311)	51
7-4) <u>グローバル補助金事業計画書</u> (様式 501)	53
7-5) <u>グローバル補助金 D D F 使用申請書</u> (様式 511)	58
7-6) <u>地区補助金奨学生 申請書</u> (様式 602)	59
7-7) <u>地区補助金奨学生 推薦書兼受験票</u> (様式 603)	60
7-8) <u>グローバル補助金奨学生 参加申請書</u> (様式 702)	64
7-9) <u>グローバル補助金奨学生 受験票</u> (様式 703)	69
 8) 参考資料	
8-1) <u>重点分野の基本方針</u>	71
8-2) <u>補助金の授与と受託の条件</u>	79
8-3) <u>地区補助金実績表</u>	89
8-4) <u>様式 311-記入注意事項</u>	91

1) ロータリー財団の紹介

1-1) ロータリー財団の歴史

1917 年、アーチ C. クランフ RI 会長が「世界でよいことをするために」基金の設置を提案。この基金が 1928 年に「ロータリー財団」と名づけられて国際ロータリー内の新しい組織となり、現在のロータリー財団にいたっています。

財団の成長

1929 年、財団は初の補助金 500 ドルを国際障害児協会へ贈りました。この協会は、ロータリアンだったエドガー F. “ダディー” アレンが創設したもので、後に「イースター・シールズ」(米国の慈善団体)となりました。1947 年、ロータリー創設者のポール・ハリスが亡くなると、多くの人びとから国際ロータリーに寄付が寄せられました。この寄付は「ポール・ハリス記念基金」となって、その後のロータリー財団の発展のために役立てられました。

財団プログラムの変遷

1947 年

財団初のプログラム「Fellowships for Advance Study (高等教育のためのフェローシップ)」を開始。このプログラムは後に「国際親善奨学金」として知られるようになる。

1965～66 年

財団が新たに「研究グループ交換 (GSE)」「Awards for Technical Training (技術研修のための補助金)」「Grants for Activities in Keeping with the Objective of The Rotary Foundation (ロータリー財団の目的を果たす活動のための補助金、後の「マッチング・グラント)」の 3 つのプログラムを開始。

1978 年

「保健、飢餓追放、人間性尊重 (3-H) 補助金プログラム」を開始。3-H 補助金のプロジェクト第一号として、フィリピンの 600 万人の子どもたちにポリオの予防接種を実施。

1985 年

全世界でポリオの撲滅をめざす「ポリオプラス・プログラム」を設置。

1987～88 年

初めての平和フォーラムが開催され、これが「ロータリー平和フェローシップ」創設のきっかけとなる。

2013 年

世界中のロータリアンがグローバルなニーズに応えられるよう、新しい補助金モデル(地区補助金、グローバル補助金、パッケージ・グラント)を導入。1917 年に 26 ドル 50 セントの寄付から始まったロータリー財団は、10 億ドル以上の寄付を受けるほどの大きな財団に成長しました。財団はこうして多くの方々を支えられ、人道的分野や教育面での支援活動を続けています

1-2) 新しいロータリー財団

2013 年 7 月より「未来の夢計画」により財団プログラムは大幅に変更されました。

新しい財団プログラムへの改革の目的は主として以下の通りです。

- ① 財団プログラムと運営を簡素化する事。
- ② ロータリアンが関心を寄せている世界の優先的ニーズに取り組むことによって、最大の効果が期待できる奉仕活動に焦点を絞る事。
- ③ 世界的な目標と地元の目標の両方を果たすためのプログラムを提供する事。
- ④ 意思決定権を更に地区に移行することによって、地区レベルで、ロータリー財団が自分達のものであるという自覚を高める事。
- ⑤ ロータリー財団の活動に対する理解を深め、ロータリーの公共イメージを高める事。

旧プログラムと新プログラム

旧プログラム	変更内容	新プログラム
地区補助金	改革	地区補助金
ボランティア奉仕活動補助金	廃止	DDF50%以内で
国際親善奨学金	廃止	多様な分野のプロジェクトが可能
		グローバル補助金
マッチンググラント(人道的奉仕)	改革	補助金の下限 15,000USD
研究グループ交換(GSE)	廃止	上限 200,000USD
保健、飢餓追放および人間性尊重(3-H)補助金	廃止	6つの重点項目に合致する人道的
大学教員のためのロータリー補助金	廃止	奨学金・職業研修プロジェクトが可能
ロータリー世界平和奨学生	継続	ロータリー平和フェロープログラム
ポリオ・プラス	継続	ポリオ・プラスプログラム

1－3）クラブロータリー財団委員会の役割

各クラブの財団委員会には、次のような役割が望まれます。

- 国際ロータリー財団に対するクラブ寄付目標を立案し My Rotary を通じてアップする。
- クラブ内で、補助金活用による活性化を推進し同時に財政的支援に協力するよう奨励する。
- クラブ内会員1名以上に、恒久基金への寄付をお願いする。
- クラブ会員にポール・ハリス・ソサエティ(PHS)の資格取得を奨励する。

地区補助金の申請

財団委員長の皆さんは、クラブの社会奉仕委員会や国際奉仕委員会と協力し合い、補助金を活用した奉仕プロジェクトのサポートをお願いします。地域の方々にロータリー活動を認知頂き、その結果、会員増強に結び付くよう広報委員会へのアプローチも併せてお願いします。

グローバル補助金の申請

グローバル補助金は、大規模プロジェクトを対象としており、費用総額3万ドル以上のプロジェクトが対象となります。またロータリーの重点分野の1つ以上に該当し、ロータリアンが関与するものでなければなりません。特に重点分野の範囲にあることが重要です。配分順序は受付順です。年度予算は毎年12月には確定しますので、計画段階で申し込み下さい。

他の委員会との協力

地区補助金もグローバル補助金も、資金は財団から出ますが、使用内容は社会奉仕事業であったり国際奉仕事業であったりします。更にはクラブで実施した事業のPRも重要です。これらを考慮し他の委員会と、次のように協力して下さい。

- 奉仕プロジェクト委員会(社会奉仕委員会、国際奉仕委員会) クラブの奉仕活動としてどのような事業を実施するかを話し合い、これらの委員会が立案した奉仕プロジェクトの実施資金の一部として財団の補助金が利用出来ることを伝え、クラブの活性化に繋げて下さい。
- 広報委員会 財団の資金を利用し実施したプロジェクトを地域の方々へ広報することにより、ロータリークラブの活動をPRして下さい。
- クラブ管理運営委員会(クラブ奉仕委員会) 四半期ごとにクラブ会員の寄付額をまとめ、クラブ寄付目標の達成に力を入れて下さい。クラブ会員の皆さんからお預かりした寄付金は、12月末迄に上半期分を、下半期分は、6月末日迄に着金するように、余裕をもって送金下さい。財団では、様々な認証を行っています。認証状や徽章等が届いた際は、会員全員に認証について説明下さい。

2) ロータリー財団への寄付と認証

2-1) 寄付の種類

寄付の種類は、年次基金、ポリオプラス、恒久基金、その他基金の4種類です。

年次基金寄付

年次基金寄付は、ロータリー財団への寄付の基盤であり、年次基金へのご寄付はロータリー財団の補助金とプログラム主な資金源になります。第2790地区では、会員一人当たり150ドルを目標とします。また、送金明細書の「年次基金シェア」を○で囲んで下さい。

●シェア 寄付の50%が3年後にDDF(地区財団活動資金)に、残り50%はWF(国際財団活動資金)になります。WFは、グローバル補助金に対する上乗せやその他財団プログラムの資金等に活用されます。

●重点分野 6つの重点分野(平和と紛争予防/紛争解決、疾病予防と治療、水と衛生、母子の健康、基本的教育と識字率向上、経済と地域社会の発展)のいずれかを指定して寄付ができます。

ポリオプラス

●ポリオ撲滅活動を支援します。

例: ワクチン投与、報告・モニタリング症例分析輸送手段、ヘルスキャンプの設置、広報活動など

恒久基金寄付

基本的に元金には手を付けずその収益のみを使用します。

●シェア 元金はそのままだ、収益の50%がDDFに、残り50%がWFになります。

●WF 収益の全額がWFになります。WFは、グローバル補助金に対する上乗せやその他財団プログラムの資金等に活用されます。

●ロータリー平和センター ロータリー平和センター維持費や奨学金など、プログラム全体にかかる費用を支援します。

●冠名基金 冠名基金を保有している方は、ご自身の基金に寄付を追加することができます。

その他基金

承認済みの補助金プロジェクトへの寄付や上記以外の臨時に設置された基金(災害復興基金など)への寄付です。補助金プロジェクトへの寄付の場合は、補助金番号を必ず記入して下さい。

※WFは、必要に応じてその5%が運営費のために確保されることがあります。

2-2) 寄付の方法

ロータリー財団への寄付金は、クラブで取りまとめて公益財団法人 ロータリー日本財団に送金する方法と、インターネットで My Rotary から寄付する方法、ロータリーカードのポイントを寄付する方法等があります。

ロータリー日本財団に送金する場合には、下記の送金明細書を作成して、送金日または事前に E-mail 又はFAXでロータリー日本財団にお送り下さい。

<寄付送金明細書記入方法>

A

公益財団法人 ロータリー日本財団 寄付送金明細書 ロータリアン/クラブ用

※記入方法参照

振込先: 三井住友銀行 赤羽支店 普通預金 3978101 名義: 公益財団法人ロータリー日本財団

送金明細書送付先: kifu@rotary.org FAX: 03-5439-0405

問合せ先: 03-5439-5805

通信欄:

①

着金日のRILレートが適用されます

送金情報	送金(予定)日		振込元 金融機関 支店名		送金額合計 ¥	RILレート
	地区	クラブID#	クラブ名		担当者名	TEL
	寄付者名 (領収書宛名)	ローマ字名 (姓, 名)	ID #	寄付分類	円金額	\$金額
	・個人名 ・法人名 ・クラブ名 ・地区名			・年次基金(シェア) ・ポリオ・プラス ・恒久基金(シェア) ・補助金(補助金番号) ・その他(詳細)		・RILレートと円金額 の入力で自動計算 ・手書の場合は小 数3位を四捨五 入、第2位まで記 入
1	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧

記載例の説明書の一部を以下に記載します。インターネットで

「<https://www.rotary.org/myrotary/ja/document/9031>」と入力すると明細書がダウンロードできます。

① 通信欄: 記入欄がない事項の連絡にお使下さい。(大口寄付者の公表の確認、メモリアルコンビューション情報のお礼状送付先など、振込や領収書、認証品等に関する連絡事項やご依頼など)

① 送金情報: レートは着金日の月のレートになります。数字だけを入力して下さい。例: 102
TELは、日中連絡がとれる番号を記入して下さい。

② 寄付者名: 領収書の宛名となりますので正確にお願いします。

③ ローマ字: ローマ字名も登録通りにご記入下さい。法人の場合も正確な英語表記が必要です。1字でも登録と違うと別人とみなされることがあります。パスポートのスペルで登録することをお勧めします。

④ ID番号: IDの無い方はNEWと記入して下さい。新会員の場合、My Rotary から会員登録し、先にIDを取得するとデータ重複を防ぐことができます。※IDと名前が一致しない場合、機械処理上、ID番号所有者の寄付として扱われることがあります。

⑤ 寄付分類: リストから選択して入力できます。補助金番号の入力やその他の寄付、シェア以外を選択する場合には詳細をご記入下さい。ダブルクリックで入力可能になります。記入は「年次」「ポリオ」「恒久基金」「MG#12345」「GG#67890」のように記入します。その他については、ホームページをご覧ください。

⑥ 円金額: 寄付者、寄付分類毎に円金額を記入します。経費負担を軽減するため、できるだけ一口2千円以上でお願い致します。補助金の提唱者負担分は、送金時のレートで計算します。

⑦ \$金額: パソコン入力の場合、RILレートと円金額の入力で自動計算されます。手書きの場合は、小数点3位を四捨五入し、第2位までご記入下さい。

2-3) ロータリー財団の認証

ロータリー財団への寄付に対して、ご理解頂き、毎年多額のご寄付をして頂き、感謝致します。寄付して頂いた方への感謝のしるしが認証です。

ロータリー財団の協力財団である公益財団法人ロータリー日本財団への寄付は、ロータリー財団の寄付認証を受けることが出来、寄付累計にも加算されます。

個人に対する認証

個人に対する認証は、つぎのがあります。

- ポール・ハリス・フェロー (PHF)、マルチプル・ポール・ハリス・フェロー (MPHF)
- ベネファクター
- ポール・ハリス・ソサエティ (PHS)
- 大口寄付者 (MD)、アーチ・クランフ・ソサエティ (AKS)

クラブに対する認証

クラブに対する認証は、つぎのがあります。

- 100%財団の友クラブ
- 100%ポール・ハリス・フェロー・クラブ
- 毎年あなたも 100ドルを (EREY) クラブ
- 年次基金の一人当たりの寄付上位3クラブ

認証ポイント

- 以前は、個人がPHFになった後に寄付すると、その金額と同額の認証ポイントとなりました。現在は、最初の寄付から、寄付金額と同額の認証ポイントになります。
- 認証ポイントは、他の人に譲ることが出来ます。
- 認証ポイントの移譲は、1ポイント1米ドルです。

ポール・ハリス・フェロー (PHF) マルチプル・ポール・ハリス・フェロー (MPHF)

個人が寄付をした累計額(他の人から認証ポイントを受けたポイントも含めて)が、1,000ドルに達するとPHFになります。PHFになった人が更に寄付をしていき、累計額が 2,000ドルに達するとMPHFになります。更に、累計額が 3,000ドルに達すると MPHF+1となります。MPHF+8まで認証されます。MPHF+8は累計 9,000ドル~9,999.99ドル)まで続きます。それ以後は、MPHFはありません。PHFには襟ピンと感謝状が、MPHFには襟ピンが贈呈されます。

ベネファクター

恒久基金への寄付金額が、累計 1,000ドルに達した場合にベネファクターとして認証されます。また、遺言状またはそのほかの資産計画に財団を受益者として指名することを記し、これを書面でロータリー財団に通知した人もベネファクターとして認証されます。ベネファクターには、ベネファクターの認証状が贈られます。

ポール・ハリス・ソサエティ (PHS)

ポール・ハリス・ソサエティは、毎年 1,000 \$ 以上を年次基金(年次寄付)、ポリオプラス、財団が承認した補助金に個人として寄付するロータリアンやロータリー財団の支援者を認証するプログラムです。襟ピンにつけるウィングが贈られます。

PHSの入会方法

以下2つの方法があります。

- ① ポール・ハリス・ソサエティ推進用パンフレット(資料番号:099)の一部が入会申込書になっていますので、こちらに必要事項をご記入し、地区へご提出ください。(ポール・ハリス・ソサエティ推進用パンフレットはウェブサイトからダウンロードできます。)
- ② ウェブサイトにアクセスし、行動する → 寄付者の認証 → ポール・ハリス・ソサエティ・メンバー をクリックします。「詳細はこちらから」をクリックして、ポール・ハリス・ソサエティ入会フォームにご入力・送信下さい。また、そのページを印刷しガバナー事務所に送って下さい。

大口寄付者（メジャードナー＝MD）、アーチ・クランフ・ソサエティ（AKS）

MDレベル1（10,000ドル～24,999.99ドル）から、MDレベル4（100,000ドル～249,999.99ドル）、AKS管理委員会サークル（250,000ドル～499,999.99ドル）、AKS管理委員長サークル（500,000ドル～999,999.99ドル）、AKS財団サークル（100万ドル以上）の各段階があります。

MD、AKSには、クリスタル、襟ピン、ペンダントが贈られます。

2-4）ロータリーカード

ロータリーカードをご存知ですか。

ロータリーカードは、他のカードと使い勝手はほぼ同じです。ポイント（スマイルといっています）も他のカードとほぼ同じです。違うのは、皆さんがロータリーカードでお支払いしますと、ご利用金額の0.3%が、オリコからロータリー財団に自動的に寄付されることです。

またゴールドカードの年会費（年間 10,000 円税別）から 3,000 円が、同様にオリコからロータリー財団に自動的に寄付されます。

シルバーカードは、年会費無料ですので、オリコから年会費への寄付はありませんが、ご利用金額の0.3%の寄付は同様です。

これらの寄付は、オリコがロータリーマークを使用するロイヤリティとして寄付していますので、皆さんの負担は一切ありません。

他のカードと同様に皆さんの利用額 1,000 円に対してポイントが1ポイント が付きます。このポイントがたまると、他のカードと同様に様々な商品に交換 出来ます。ロータリーカードの優れているところは、このポイント 1,000 ポイントにつき、5,000 円分としてロータリー財団に寄付することが出来ます。この寄付金は現金寄付ですので、寄付された皆さん個人個人の実績に加算されます。

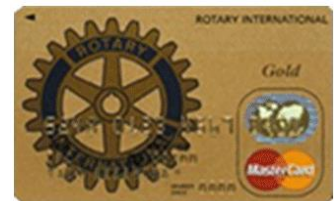
2014-15 年度では、ロイヤリティが約 530 万、ゴールドカード年会費から約 330 万円、ポイント交換で約 184 万円、合計約 1,070 万円がロータリー財団に支払われています。

ロータリーカードにはビジネスカードもあります。

ビジネスカードは、1法人当たり最大 20 枚のカードを発行することが出来ます。1枚につき 3,000 円（税別）の年会費です。それぞれのカード別の明細書が発行されますので、法人全体の経費はもちろん、個人別の経費がチェック出来ます。

ロータリー財団へのロイヤリティも、利用金額の 0.5%、年会費の中から1枚当たり 1,500 円が支払われます。

ロータリー財団への寄付増進の為に、皆さんのご利用をお願いします。



ロータリーカードの比較表

	ゴールドカード	シルバーカード	ビジネスカード
対象者	個人	個人	法人
年会費	10,000 円（税別）	無料	1 枚につき 3,000 円（税別）
年会費	1 枚（配偶者カード有り）	1 枚（配偶者カード有り）	最大 20 枚
利用可能額	200 万円～500 万円	80 万円～200 万円	1 法人 10 万円～1,000 万円
財団への寄付	利用額の 0.3%、年会費の 3,000 円	利用額の 0.3%	利用額の 0.5%、年会費の 1,500 円 1 枚ずつ
付属サービス	海外 国内旅行傷害保険 紛失盗難保障	紛失盗難保障	海外、国内旅行傷害保険、紛失盗難保障

ロータリーカードのご入会はオリコホームページ <http://www.orico.co.jp/merchant/rotary/>

2-5) 税制上の優遇処置

ロータリー日本財団

公益財団法人ロータリー日本財団(以下「ロータリー日本財団」)は、2010年12月24日内閣府より公益財団法人として認定を受けました。公益財団法人の認定手続は大変難しいものですが、第2790地区の森島庸吉バストガバナーが、その専門分野のご経験を生かされ、申請し、認定されました。現在森島庸吉バストガバナーは、副理事長としてご活躍されておられます。

ロータリー日本財団が発足した当時は、恒久基金への寄付金は、税制上の優遇措置の対象に入っていませんでしたが、現在はロータリー財団に対する寄付金は、ロータリー日本財団を通じて寄付されますと、全ての寄付が寄付金控除の対象となります。送金の際は、8ページに記載した寄付金送金明細書をご利用下さい。この明細書はロータリー日本財団のホームページから入手できます。

公益目的事業の趣旨

ロータリー日本財団の公益目的の趣旨は、次の通りです。

1. 個人が海外留学するため、もしくは海外から日本へ留学するための奨学金(グローバル補助金における奨学金及びロータリー平和フェローシップの付与)
2. 非営利財団法人である国際ロータリーのロータリー財団の活動を支援するための、寄付金の提供
ロータリー日本財団では、皆様の寄付金につきましては、奨学金に関するものは直接運用しますが、それ以外のものは、そっくりそのままロータリー財団に送金します。

税制上の優遇措置

ロータリー日本財団に対する寄付金は、公益目的事業を支援するために支出された「特定公益増進法人」への寄付金として取り扱われ、税制上の優遇措置の対象となります。

個人に対する税制上の優遇措置

個人がロータリー日本財団へ寄付した場合には、税制上の優遇措置があります。この寄付金は、公益目的事業を支援するために支出された「特定公益増進法人」への寄付金として取り扱われ、「所得控除」または「税額控除」のいずれか有利な方を選択することが出来ます。

所得控除(寄付金控除)

所得控除は、社会保険料控除、扶養控除のように、所得税の課税標準を計算する際に、各種所得金額から控除するものです。寄付金控除は、これらの所得控除のうちの一つです。

寄付金控除額は、寄付金控除の対象になる寄付金の額から2千円を控除した金額と、その年分の総所得金額の100分の40に相当する金額とのいずれか少ない方の金額が控除額となります。

税額控除(公益社団法人等寄付金特別控除)

所得控除の適用を受けずに、税額控除の適用を受けることも出来ます。控除される所得税額は、その年中に支出した税額控除対象寄付金の額の合計額(その年分の総所得金額等の40%相当額を限度とする。)が2千円を超える場合には、寄付金控除(所得控除)との選択により、その超える金額の40%相当額(所得税額の25%相当額が限度となります。)をその年分の所得税の額から控除することが出来ます。

法人に対する税制上の優遇措置

法人の寄付金に対する優遇措置は、特定公益増進法人等に対する寄付金となり、一般寄付金とは別枠で寄付金の損金算入が認められます。

2-6) 寄付金の現状と分析

2014-15年度日本全体34地区の年次基金寄付の1人当たりの平均は134.7ドルでした。

これに対し当地区の実績は117.9ドルで平均以下でした。

さらに関東地方の地区では最下位という現状です。

2015-16 年度は同じく日本全国では 136.1 ドルに対し当地区は 126.3 ドルという実績でした。当然こちらも関東地方の地区では最下位という現状です。

以下の表は関東地方の地区の 1 人当たりの寄付額順に並べた表です。

地区番号	都道府県名	12-13 年度	13-14 年度	14-15 年度	15-16 年度	平均
2770	埼玉南東	219.7	202.2	202.2	205.8	207.5
2780	神奈川	195.1	158.0	158.0	161.3	168.1
2750	東京・北マリアナ諸島・グアム・ミクロネシア・パラオ	164.1	169.9	166.4	159.4	164.9
2840	群馬	139.9	165.5	171.6	179.2	164.0
2590	神奈川	167.6	166.4	158.1	160.9	163.2
2820	茨城	144.7	148.2	152.6	146.8	148.1
2550	栃木	134.2	134.5	147.5	141.6	139.4
2570	埼玉西北	134.2	152.9	128.5	138.9	138.6
2580	東京・沖縄	115.4	135.9	138.1	143.1	133.1
2790	千葉	118.0	117.9	117.9	126.3	120.0
日本全体		137.4	133.6	134.7	136.1	135.4

次に地区内の状況です。2015-16 年度一人当たりの寄付が最も多かったクラブは 678.3 ドルでした。逆に最も少なかったクラブでは 6.7 ドルと約 100 倍の差がありました。

次に年次基金寄付への寄付のないクラブ、いわゆる寄付ゼロクラブと寄付額の状況を年度別にまとめました。寄付ゼロクラブはようやく 2015-16 年度になりゼロとなりました。

年度	会員数	年次寄付	その他基金	恒久基金	寄付合計	寄付状況	寄付ゼロ
2011-12 年度	2,701	\$352,735	\$81,577	\$40,002	\$474,313	82 / 84	2
2012-13 年度	2,678	\$316,058	\$37,608	\$57,250	\$410,916	77 / 84	7
2013-14 年度	2,697	\$266,682	\$41,428	\$37,600	\$345,709	70 / 84	14
2014-15 年度	2,709	\$319,455	\$55,609	\$54,976	\$430,040	83 / 84	1
2015-16 年度	2,719	\$343,352	\$29,214	\$55,603	\$428.17	84/84	0

3) シェアシステム

3-1) 資金の運用

国際ロータリーは、2012-13 年度から連結財務報告を行っています。この年次報告は、全世界の全クラブに配布されています。全ての寄付金は、ロータリー財団で運用し、年次報告書に掲載されています。

国際ロータリーとロータリー財団の両組織は、慎重な投資管理に基づき、米国と米国以外の株、確定利付証券、ヘッジファンドを含む、分散されたポートフォリオを持っています。ロータリー財団は、不動産や未公開株式といった代替資産にも投資しています。

ロータリー財団投資委員会(管理委員3名、投資を専門とするロータリアン6名)とRI財務員会が、ロータリーの投資を監督するほか、両組織の投資に関する助言を行い、投資を観察する外部の投資コンサルタントも採用しています。

ロータリーの資金はすべて、経験あるプロの投資マネージャーが管理しています。

3-2) シェアシステムの仕組

3年前の年次基金寄付を、地区財団活動資金と国際財団活動資金に 50%ずつ配分します。なお、国際財団活動資金(WF)中運営費とあるのは、2015-16 年度から、WFの5%を運営費に組み入れることになりました。この措置は、財団の資金運用益が悪化した場合を想定して、財務の健全化を図るためです。2015 年7月以後のグローバル補助金申請のクラブからの現金寄付には、5%を上乗せすることになりました。これは、現金寄付は資金の運用益がありませんので、その為の措置です。

3-3) 第 2790 地区 2017-18 年度 シェアシステムについて

2017-18 年度シェアシステムの金額はまだ確定していませんが概算値は下記のとおりです。

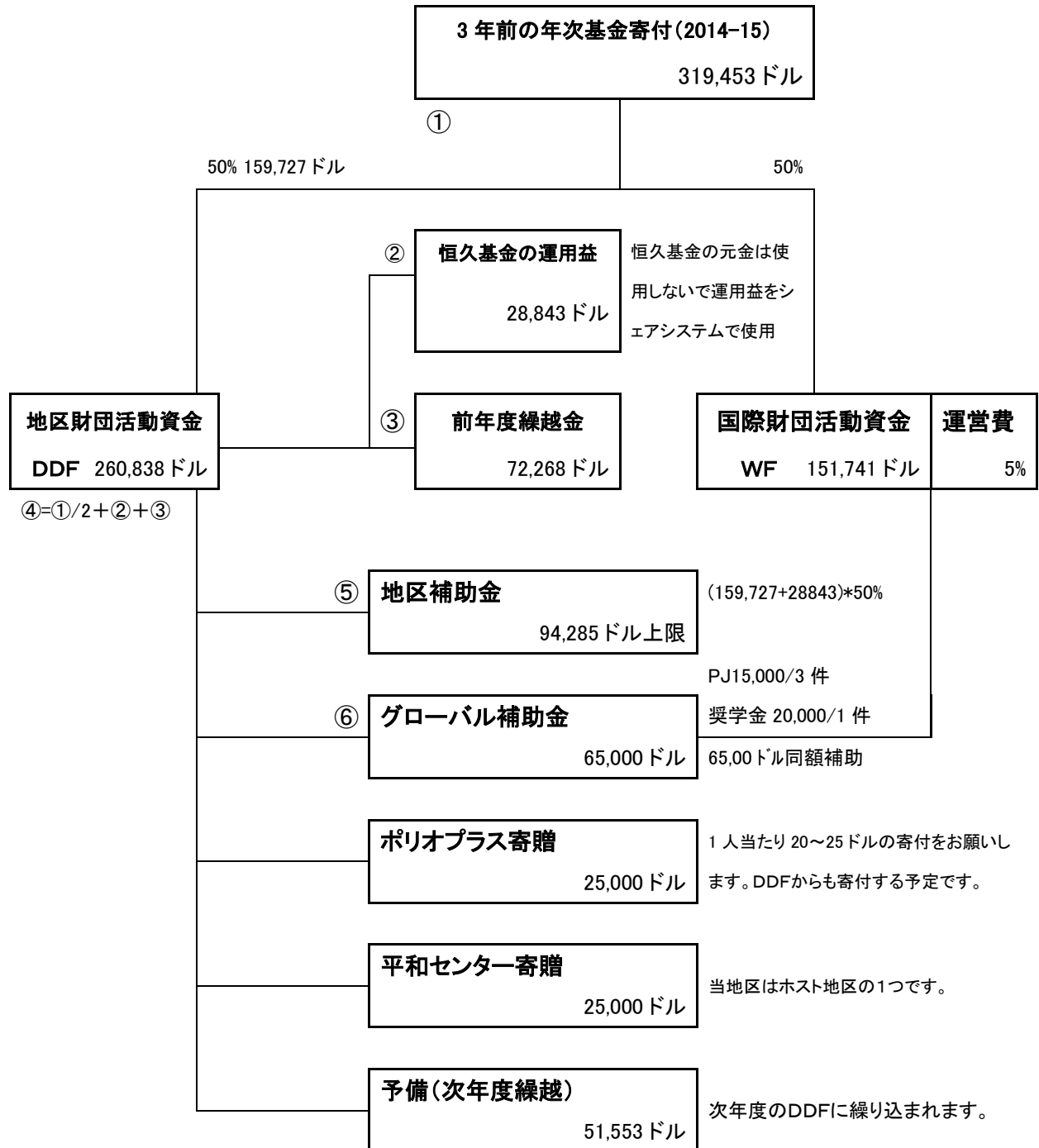
この表の内、①「3年前の年次基金寄付 319,453ドルは、2014-15 年度に第 2790 地区内の皆様が年次基金寄付をして頂いた金額の合計額です。②「恒久基金の運用益」は、2016-17 年度は、28,843ドルと発表されました。③「前年度繰越金」は、72,268ドルになる見込みです。

上記の結果、④地区財団活動資金(DDF)の金額は、260,838ドルになる予定です。このDDFを地区財団活動資金運営規程(第4条2)の規定に基づいて、ポリオプラスと平和センターへの寄贈額を控除した残額の 94,285ドルを⑤地区補助金に、⑥グローバル補助金に 65,000ドルを配分する予定です。但し、各クラブからの地区補助金の申請状況によって、この配分額は変更になる可能性があります。

グローバル補助金の場合には、DDFに対して同額が、現金寄付に対しては半額が、それぞれWFから上乗せされます。なお、地区補助金とグローバル補助金の配分額の中には、それぞれ1名の奨学生を派遣することとし、その派遣費用を含んでいます。

財団で3年間運用し、運用益で財団の経費を賄い

元金は全額シェアシステムで使用



4) ロータリー財団プログラム

4-1-1) ロータリー財団プログラムの概要

ロータリー財団プログラムは、「地区補助金」、「グローバル補助金」、「ポリオプラスプログラム」、「ロータリー平和フェローシッププログラム」の4つです。

地区補助金

地区補助金は、地元や海外の地域社会のニーズに取り組むための、比較的規模の小さい、短期的な活動を支援します。各地区は、この補助金を配分するプロジェクトを独自に選びます。

グローバル補助金

グローバル補助金は、ロータリーの6つの重点分野に該当し、持続可能かつ測定可能な成果をもたらす大規模な国際的活動を支援します。補助金プロジェクトのスポンサー(提唱者)は、国際的なパートナーシップを組み、各地の地域社会のニーズに取り組めます

ポリオプラスプログラム

ロータリーは、1979年にフィリピンの子どもたちにポリオ予防接種をはじめて以来、パートナー団体とともに懸命に活動続け、全世界でポリオの発症数を99.9パーセント減らすことに成功しました。今、あと少しでポリオを撲滅できるところまでできています。しかし、撲滅を完全に成し遂げるには、皆さまからの支援が欠かせません。支援にはさまざまな方法があります。わずかな時間でも、長時間を費やしての支援でも、世界でポリオを撲滅して、子どもたちを一生ポリオから守るために、“一人ひとりにできること”を実行することが大切です。

ロータリー平和フェローシッププログラム

草の根や国際レベルで、平和活動に貢献する人材を育てるロータリー平和フェローシップ。専門教育を受け、実践的な知識やスキルを身につけたフェローたちは、卒業後に多方面で活躍し、スーダンの難民支援、インドの女性のための雇用機会創出、紛争や災害後の復興支援といったさまざまな活動に携わっています。

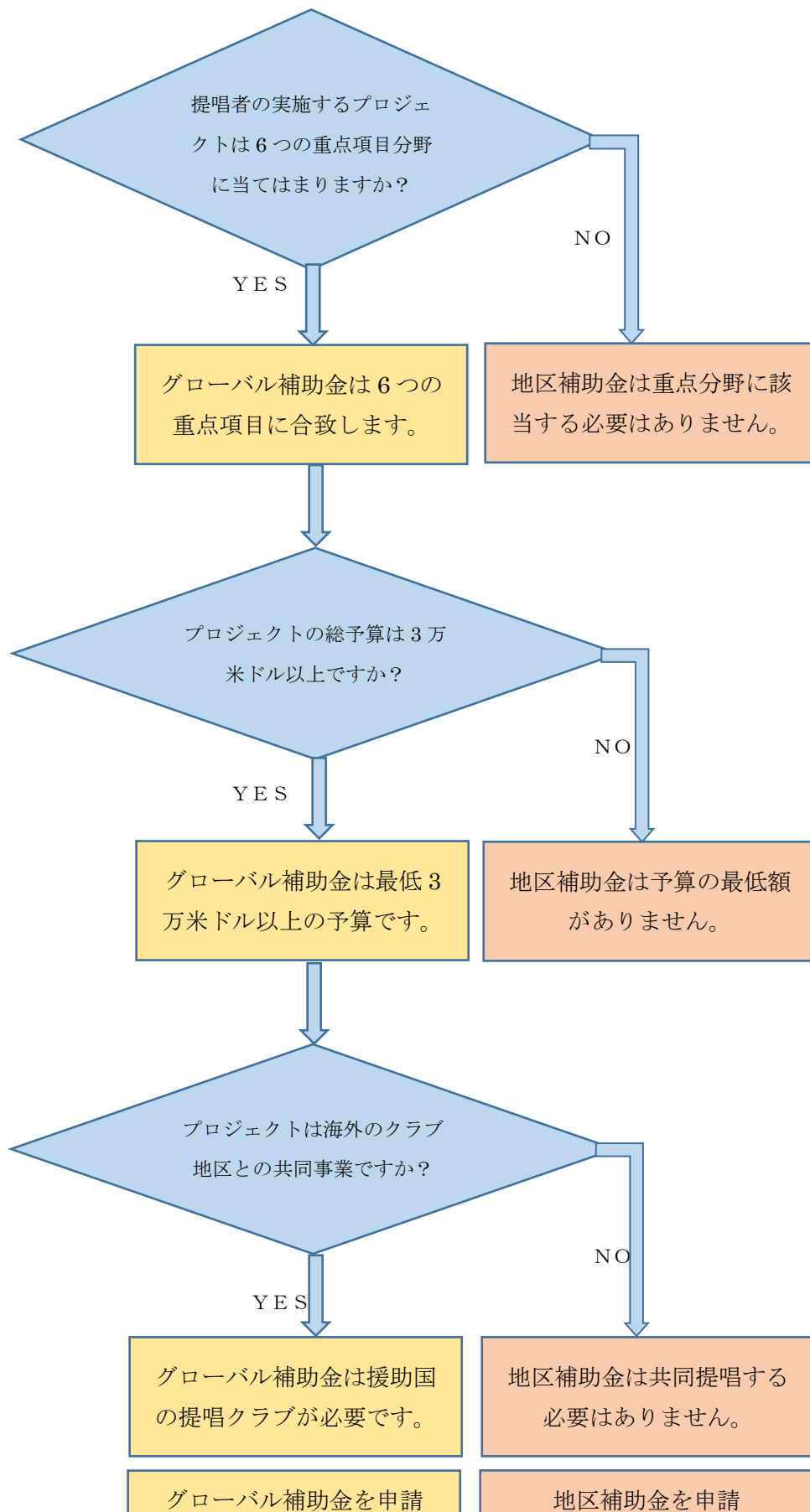
4-1-2) 地区補助金とグローバル補助金の比較

地区補助金とグローバル補助金の内容は、次の通りです。それぞれの補助金には大きな違いがあります。これらの違いと、それぞれの補助金の内容を確認して頂き、皆さんのクラブで活用出来る補助金を申請するようにして下さい。

地 区 補 助 金	グローバル補助金
財源は地区財団活動資金(DDF)とクラブ資金です。当地区では、事業費の 50%を目途にDDFを配分しますが、クラブからの申請状況により減額する場合があります。	財源はDDFと国際財団活動資金(WF)と現金の組み合わせ。WFの組み合わせ率はDDFには1対1、現金には1対0.5の割合です。(使途指定寄付金で寄付)
3年前の年次基金寄付と恒久基金の運用益によるDDFの 50%以下の金額を地区の裁量で決めます。	DDFから地区補助金、ポリオプラスや平和センターへの寄贈等を控除した残額を配分します。
地区が一括して申請し、一括して補助金を受け取る。その後地区からクラブ等に補助金を授与します。	プロジェクト1件ごとにクラブ等が直接国際財団(TRF)に申請します。個別申請です。
比較的短期間のプロジェクトです。長くても補助金を受け取ってから当該年度内に完了しなければなりません。	現地調査も含め、プロジェクト完成まで1年以上かかるプロジェクトです。(例外:職業研修チーム)
1回限りの比較的小規模なプロジェクト。	持続性のある成果を上げ、かつその成果を測ることが出来なければなりません。比較的大規模プロジェクトです。
奨学生の奨学金支給期間は、1年間です。	奨学生の奨学金支給期間は、1年間です。
奨学生は国外の大学、大学院を対象とします。	奨学生は6つの重点分野を専攻し海外の大学院で学ぶ場合に限られます。
1件当たりのプロジェクトへの補助金は、比較的少額で最低額の規定はありません。第 2790 地区では、配分するDDFを1件当たり 30 万円以下と定めています。(ロータリーレートにより変動します。)	1件当たりの補助金の額は、当地区ではDDFの配分 15,000 ドル以下としています。
国内の活動でも、国際レベルの活動でも可能です。	2カ国以上のクラブまたは地区が参加する国際プロジェクトのみです。
相手国にロータリークラブの有無を問いません。OFAC指定国は除きます。	ロータリークラブが存在する国または地域のプロジェクトのみを対象とします。
プロジェクトの分野は問いません。地区の裁量に任されています。	重点分野の1つ以上に該当するプロジェクトでなければなりません。
地区(クラブ)が主たる実施者で申請書を提出し実施と報告の責務を負います。	申請書・報告書は実施国側提唱者と援助国側提唱者の両者が協力しなければいけません。しっかりした相手を選ぶ必要があります。
クラブは事業完了後 1 か月以内に完了報告書を提出し、地区は取り纏めTRFへの完了報告の提出が義務づけられています。報告書が提出されないとTRFより補助金支給が停止されます。	プロジェクト完了後1か月以内にTRFへ完了報告書の提出が義務付けられています。プロジェクトが1年を超える時は中間報告の提出が必要です。報告書が提出されないとTRFより補助金支給が停止されます。
一括して受け取った補助金で残金があった場合、財団に返却し、DDFとして繰り越されます。	個別のプロジェクトの補助金で残金があった場合、WFに返却します。
一括して受け取った補助金は、地区が管理します。クラブにも管理責任があります。	財団がプロジェクトを1件1件審査し、補助金を個別に授与します。
2790 地区では、ロータリアンの旅費は不適格としています。	ロータリアンの旅費は支給出来ません。ただし、職業研修チームのチーム・リーダーを除きます。

4-1-3) 補助金の選択

地区やクラブが奉仕プロジェクトを実施したい場合、提唱者となるロータリアンは以下の質問に答えることでグローバル補助金を申請すべきか、地区補助金にすべきか判断できます。



4-2) 地 区 補 助 金

4-2-1) 地区補助金の概要

地区補助金は、地元社会と海外において、幅広いさまざまな人道的・教育的活動を支援するものです。クラブが実施する社会奉仕活動や国際奉仕活動が該当しますが、一定の条件があります。

地区補助金の対象となる活動は、次の活動です。

- ロータリー財団の使命にあてはまる活動
(ロータリー財団の使命は、ロータリアンが、健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすることです。)
- ロータリアンが積極的に関与する活動

地区補助金は、ロータリアンが柔軟性をもってプロジェクトに活動出来る補助金で、地区財団活動資金(DDF)を通じて提供されます。



第 2790 地区の地区補助金要項

国際ロータリー第 2790 地区
ロータリー財団委員会 地区補助金委員会

国際ロータリー第 2790 地区では、以下のように 2017-18 年度に使用する地区補助金要項を定めています。

■ クラブの参加資格

地区補助金を申請出来るクラブは、次の要件を満たしていなければなりません。

- クラブの参加資格認定:覚書(MOU)を、プロジェクト実施年度のクラブ会長と会長エレクトが署名して地区に提出する。
- 毎年最低1名の会員を、地区ロータリー財団委員会が開催する「補助金管理セミナー」に出席させる。

■ クラブ以外の参加資格

地区委員会、ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー青少年交換の参加者、RYLA参加者(以下「クラブ以外の参加者」という)が地区補助金を申請する場合は、上記クラブの参加資格の要件を満たしていなければなりません。クラブ以外の参加者は、クラブとみなしてこの要項を適用します。但し、2017-18 年度は、クラブ以外の参加者の提唱クラブ又は地区の青少年奉仕関係の委員会が参加資格を得ていれば、参加資格を認めることに取り扱います。

■ 申請期日等

提案書相談時期	相談期間は 2017 年 3 月 31 日まで随時
申請書提出期間	2017 年 3 月 1 日～3 月 31 日締切り(当日消印有効)
審査期間	2017 年 4 月 1 日～2017 年 4 月 15 日
交付期間	ロータリー財団より地区に補助金が振込まれ次第
プロジェクト実施時期	2017 年 7 月 1 日～2018 年 3 月 31 日
最終報告書提出期日	プロジェクト終了後 1 ヶ月以内 最終期限は 2018 年 4 月 30 日

補助金の条件	支給条件	人道的なプロジェクトへの支給は、緊急性、受益者の数、人道的重要度等を審査の主眼とします
		大学生・大学院生の留学奨学金の支給は、地区に個別で相談して下さい。
		事情により、地区ロータリー財団委員会の裁量により補助金の条件を変更する場合があります
	遵守制約	補助金の主たる目的通りに適正に資金を活用すること
		財団の定める諸条件を順守すること
		地区との「報告・連絡・相談」を密接にすること

■ 地区補助金の対象となる事業は、次の事業です。

- 財団の使命にあてはまる活動
- ロータリアンが積極的に関与する活動
- 地区ロータリー財団委員会が定めた条件に合致する活動

■ 地区補助金の対象となる活動・対象とならない活動の具体例

第 2790 地区ロータリー財団委員会では、地区補助金の対象となる活動と対象にならない活動について、具体例を以下のように定めています。

- クラブが毎年継続して活動しているものについては、過去に申請され、承認されたものは、その後概ね5年間に1回申請することが出来ることとしています。
- 従来飲食に関する費用は一切認めておりませんでした。未来の夢計画に移行しましたので、活動の中で必要と認められる飲食に関する費用については、適格とします。
- 人道的な活動で、本当に困っている人々を支援する活動は適格です。
- 物品を贈呈する活動は、単に贈呈ではなく、ロータリアンが直接参加するような活動であり、不特定多数の人々のために利用されるものは適格です。特定の人に贈る場合は不適格です。
- 建物の新築と増築は不適格でしたが、認められるようになりました。既存の建造物の改装・修理も認められます。
- 地域社会のニーズが高い子供達の研究・学習・放課後のプログラム支援事業も可能ですが、補助金の対象にならない場合もありますので、事前に地区ロータリー財団委員会にご相談ください。
- 地域の障害者や高齢者のための支援活動は適格です。(単なる娯楽的なものは不適格です。)
- 主にロータリー以外の団体によって実施される活動に協賛して一緒に活動したり物品等を寄贈したりする活動は、ロータリー財団の使命に関連している活動でロータリアンが積極的に参加するものについては適格になりました。
- 植樹や環境保全、環境美化活動、公園の遊具やベンチ、これらの維持管理道具類の寄贈は、地域社会全般に役立つものであれば適格です。
- 障害者をサポートして美術館等へ招待する活動は、障害者のチケット代は適格です。
- 史跡の標識やモニュメントに類したものは不適格です。
- プロジェクト実施のための傷害保険料は適格です。
- ロータリアンのための費用は、不適格です。但し、一部適格になる部分があります。
- ホームページの作成費用は不適格です。
- 単なる文化的な体験学習やイベントは不適格です。
- コンサートや単なる文化講演会は不適格です。
- お祭りや行事への協賛金、他団体が実施する活動への協賛金の贈呈は、不適格です。
- 海外で奉仕活動をする、またはプロジェクトの調査をするロータリアンの旅費は第 2790 地区では不適格としています。

■ 申請書作成の留意点

- 地区補助金の申請には、別紙ロータリー財団地区補助金申請書(様式 311)に記載し、プロジェクト実施年度のクラブ会長と会長エレクトが署名し、ガバナーエレクト事務所に郵送してください。
- プロジェクト名は、プロジェクトの内容を短い文章で表現してください。
- プロジェクトの説明については、地域社会のニーズが高いこと、人道的に必要なものであること、本当に困っている人々のためのものであるか等が十分理解されるように記述してください。
- ロータリアンの参加については、具体的に記述してください。
- 予算は、地区補助金の対象となるものについて記載してください。金額は日本円で記載してください。

地区の審査基準

地区ロータリー財団委員会は、クラブから提出された申請書を審査する際には、前頁に記載した「地区補助金の対象となる活動・対象とならない活動」に記載された基準で審査します。

この場合、クラブからの申請書の予算項目を基準に照らし合わせます。この予算項目の中に基準にあてはまらない項目があった場合には、その項目を除外して計算します。除外された項目に要する資金は、全額クラブで拠出して頂くことになります。

DDFの配分は、基準にあてはまる予算項目の合計額の 50%を目途にします。クラブからの申請額の合計額と地区ロータリー財団委員会で定めた地区補助金配分額等を考慮して補助金を決定します。1クラブに配分するDDFは、概ね 30 万円を上限とします。これはなるべく多くのクラブに補助金を配分するためですので、ご了解下さい。

前年度、年次基金寄付ゼロクラブはロータリー補助金授与の対象から除外されます。

4-2-3)地区補助金募集要項(奨学金様式 601)

様式 601



国際ロータリー第 2790 地区 地区補助金奨学生 募集要項

国際ロータリー第 2790 地区では、2017-18 年度に派遣する地区補助金奨学生募集要項を次の通り定めています。

■ 目 的

国際ロータリー(RI)第 2790 地区は、ロータリーの理念に即した修学と奉仕を志す「地区補助金奨学生」を、この要領記載の手続きにより募集選抜し、奨学金の給付等を通じて国際理解と世界平和の促進を支援します。

■ 奨学金の種類と内容

奨学生の種類	制度の内容の概要	募集人数
1 学年度奨学金	授与する奨学金の上限額は、20,000 米ドルです。外国語の勉強ではなく、1 学年(9 ヶ月間)学ぶ正規の学生。2017 年 9 月 1 日から 2018 年 6 月 30 日までの新学期から大学・大学院で就学を開始する者。	1 名

■ 応募資格

1. 地区で実施する地区奨学生選考会(2017 年 3 月 31 日)までに留学先の教育機関に既に合格しており、入学許可を証明する書類を有していること。
2. 応募者は奨学金支給期間の始まる前に、大学での2年間の勉強を終了したか、高校卒業後2年間職業に就いた経験のある人、学業優秀で、かつ留学先国の言語に通じ(英語圏についてはTOEFLがiBT94、CBT240、PBT587以上)学業継続と国際親善の任務を全うしうる者であること。
3. 相手国を理解すると共に、郷土日本の歴史、地理、文化、時事問題等に関し比較説明を行い得る者であること。
4. 上述知識のほか、ロータリーの目的、理想、組織等についての認識と理解が必須です。また、出発前オリエンテーション(合計3回)や行事に出席する義務が課されます。
5. 健康で独創性と順応性を持ち、ロータリーの目的に対して誠実であること。
6. 応募者の居住地、職場、大学、本籍のいずれかが千葉県内にあること。
7. ロータリークラブの会員(退会後3年未満の者を含む)及び関係組織の職員、並びにこれらの配偶者及び直系親族(配偶者、養子を含む)は応募できません。
8. 奨学金支給年度以前に 12 ヶ月以上留学したことのある国や地域の教育機関で学ぶことはできません。

■ 奨学金の条件

1. 奨学生は、留学中及び帰国後ロータリーの求めに応じ、少なくとも 10 回以上の講演・卓話等各種の国際親善のための奉仕のほか、留学中に定期報告を行う義務を負います。
2. 出発前のオリエンテーションの無断欠席や、語学力不足、学業成績不良、不良行為、報告不提出、無断課程変更、中途退学、国際親善の任務不履行等、奨学金目的の達成困難が明らかになった場合、奨学金は打ち切られます。修学中断の理由によっては、返金を求める場合があります。
3. 支給された奨学金の支給に当たり、75 米ドル以上の経費は、領収書を受領し、後日地区ロータリー財団委員会に提出していただきます。

4. 留学前、留学中、帰国後を通して推薦クラブ、第 2790 地区、及び学友会(奨学生同窓会)との連絡を維持すること。
5. 奨学金支給期間の終了後は、たとえ外国に滞在していても、第 2790 地区の活動に協力するとともに、学友会運営に携わらなくてはなりません。
6. 国際ロータリーやロータリー財団は奨学金支給以外にいかなる責任も負いません。

■ 応募手順

1. 下記の提出物一覧に掲げる応募書類に漏れなくかつ正確に記入後、推薦クラブへ 3 月 31 日までに提出して下さい。ガバナー事務所や地区に直送しても無効です。また、応募書類は返還いたしません。
2. 選考受験票は RI 第 2790 地区ガバナー事務所の当該年度 HP からダウンロードして下さい。
3. 推薦は原則として 1 クラブにつき 1 名のため、クラブが指定する日にクラブ選考がある場合がありますので期間に余裕を持ってください。クラブによる推薦のない申請書は受理されません。
4. 選考日程は次の通りです。
 - a. 募集開始: 2017 年 2 月 1 日 ※募集要領は地区のホームページからダウンロードして下さい。
 - b. クラブ応募締切: 2017 年 3 月 31 日
 - c. 地区応募締切: 2017 年 4 月 10 日
 - d. 地区奨学生選考会: 2017 年 4 月 15 日 会場: 未定
※選考結果は推薦クラブと本人宛に郵便にて発送します。
 - e. 合格者説明会: 2017 年 6 月未定 日曜日 会場: 未定
※当日は第 1 回オリエンテーションを行います。オリエンテーションにはスポンサークラブの顧問ロータリアンにもご同席をお願いします。
 - f. 第 2 回オリエンテーション: 2017 年 7 月
 - g. 第 3 回オリエンテーション: 2017 年 8 月
5. 合格者説明会・出発前オリエンテーション等に参加し、手続きをすべて完了した段階で初めて奨学生となります。欠席者は失格となる場合があります。

■ 提出書類

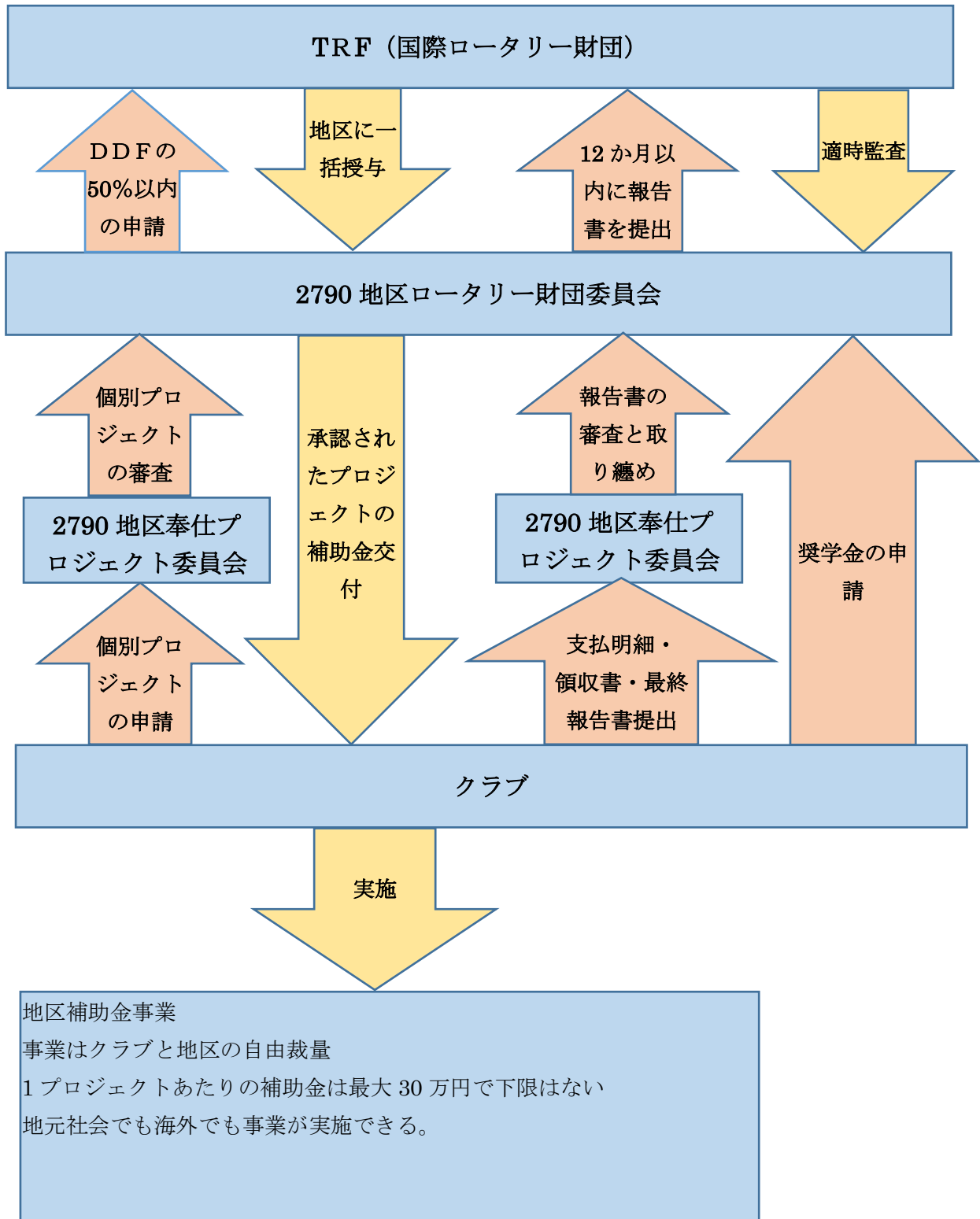
	書 類	記入言語	部 数	備 考
1	2017-18 年度 地区補助金奨学生受 験票	日本語	1 部	所定の受験票使用。要写真添付。 3 月 31 日郵送必着のこと
2	公的な語学試験のスコ ア	日本語又 は英語	1 部	英語は TOEFL とする。(最新年度)
3	推薦状	日本語	1 部	教師又は適切な雇用主/上司 2 名からの 推薦が必要。書式自由。要厳封。
4	小論文(2種類)	外国語及 び日本語	各 1 部	1: 申請理由、選考分野及びそれがロー タリーにどのように貢献するか、帰国 後のキャリア計画、留学先機関の選択 理由(A4 版 2 ページ以内) 2: ボランティア活動、主な関心ごとや活 動 (スピーチ、社会奉仕活動など。) (A4 版 1 ページ以内)
5	成績証明書	日本語 (英語も 可)	1 部	高校卒業後に就学したすべての教育機 関の成績証明の原本

※ 外国語は、申請者が希望する留学国の使用言語を指します。

※ ロータリーの使命や理念については、国際ロータリーの HP (<http://www.rotary.org/>) をご参考下さい。

4-2-4) 地区補助金の申請

地区補助金の申請から報告の流れについて財団、地区、クラブの役割を図式で示しました。



4-2-5) 地区補助金事業の実績

8) 参考資料 3) 人道的事業数を参照下さい。

4-3) グローバル補助金

4-3-1) グローバル補助金の概要

目的 グローバル補助金は、ロータリーの6つの重点分野に該当し、持続可能かつ測定可能な成果をもたらす大規模な国際的活動を支援します。

グローバル補助金による活動の種類

・人道的プロジェクト

1965年のgrants for activities in keeping with the objective of the rotary foundation「ロータリー財団の目的を果たす活動のための補助金のちのマッチンググラント(Matching Grant)と1978年の3・H(Health Hunger and Humanity)保健・飢餓追放・人間性尊重補助金を合わせて2013年の6つの重点項目に合致した事業。

・奨学金: 大学院レベルの6つの重点項目に合致した留学

・職業研修チーム

専門職業に関係する研修を提供するチームや、研修を受けるチームを海外に派遣

1965年の研究グループ交換(Group Study Exchange)と技術研修のための補助金(Awards for Technical Training)が発展したもの。

4-3-2) グローバル補助金要項

補助金の使用条件

・人道的プロジェクトの使用にあたっては、活動が実施されるクラブ(地区)とそれ以外のクラブ(地区)がパートナーとなって協力することが求められます。

・双方が補助金を申請する前に参加資格の認定を受ける必要があります。

参加資格 ①クラブ会長と会長エレクトがクラブ覚書(MOU)に同意し署名します。

②任命を受けた会員が地区主催のロータリー財団補助金管理セミナーに出席します。

・その他の要件:

* ロータリーの6つの重点分野に該当します。

・平和と紛争予防/紛争解決

・疾病予防と治療

・水と衛生

・母子の健康

・基本的教育と識字率向上

・経済と地域社会の発展

* プロジェクトが持続可能であり、事業が完成した後も活動成果が長期的に持続します。

* 成果が測定可能な目標を持っています。

* 地域社会のニーズに応えます。

* ロータリアンと地域社会の人々の両方が積極的に参加します。

* 補助金の「授与と受諾の条件」に記載された要件を遵守します。

支給額と支給方法

・予算は3万ドル以上40万ドル迄の活動が対象となります、内訳は地区財団活動資金(DDF)と同額の国際財団資金(WF)、現金寄付の場合WFは50%上乘せされますが5%の運営費を負担します。

・当地区ではDDFから1プロジェクトに15000USDを支給します。



国際ロータリー第 2790 地区 グローバル補助金奨学生 募集要項

国際ロータリー第 2790 地区では、2017-18 年度に派遣するグローバル補助金奨学生募集要項を、次の通り定めています。

■ 目 的

国際ロータリー(RI)第 2790 地区は、ロータリー財団が定めた6つの重点分野のいずれかに合ったキャリアを目指し、大学院レベルの研究目標もそれに沿ったものであり、海外の大学院で勉学する意欲ある留学生を支援するため、以下の要項を定めます。

■ 条 件

- ① 申請者は、申請書を提出する際に、入学許可を証明する書類を提出しなければなりません。
- ② 重点分野のいずれかに関わるキャリア目標を目指し、測定可能で持続可能な変化を助長する方ではなければなりません。大学院での研究は、このキャリア目標に沿ったものでなければなりません。
- ③ 奨学生は、奨学期間中、12 ヶ月ごとに中間報告書を提出しなければなりません。奨学期間が終了後2ヵ月以内に最終報告書を提出しなければなりません。
- ④ 奨学金から 75 ドル以上の支出をする場合には、領収書を受け取り、報告書に添付しなければなりません。
- ⑤ 奨学期間中、実施国側提唱者(留学先の地区またはロータリークラブ)の求めによって、卓話(クラブの例会において 30 分程度のスピーチをする)をしたり、各種の行事に招かれた場合には、それに参加していただきます。
- ⑥ 奨学金期間が終了後には、推薦したクラブや地区から求めがあった場合、卓話や各種の行事に参加していただきます。学友会の活動にも参加していただきます。
- ⑦ 米国での就学を支援するグローバル補助金に関して、米国税法に従い授業料・書籍代・必要な備品・手数料・入学金を除く経費の源泉徴収を差し引かれます。

■ 奨学金の内容

グローバル補助金奨学生の応募は、推薦ロータリークラブの推薦を受け全ての必要書類を揃えて申請してください。2017 年 3 月 31 日締め切りです。

2017 年 4 月 15 日に選考試験があります。

授与する奨学金の上限額は 40000USD です。(DDF20000USD、WF20000USD)

留学してからの受け付けはされません。

■ 推薦クラブ

応募者の居住地、職場、大学等の所在地に所在するロータリークラブから推薦を得てください。ロータリークラブの連絡先等は、地区ロータリー財団委員会にお問い合わせ下さい。

■ 就学期間と学業レベル

- ① ロータリークラブ宛に申請書を提出します。
- ② ロータリークラブの推薦を受けクラブが地区に申込みすると地区ロータリー財団委員会

は選考試験を行い、奨学生 1 名を選考します。

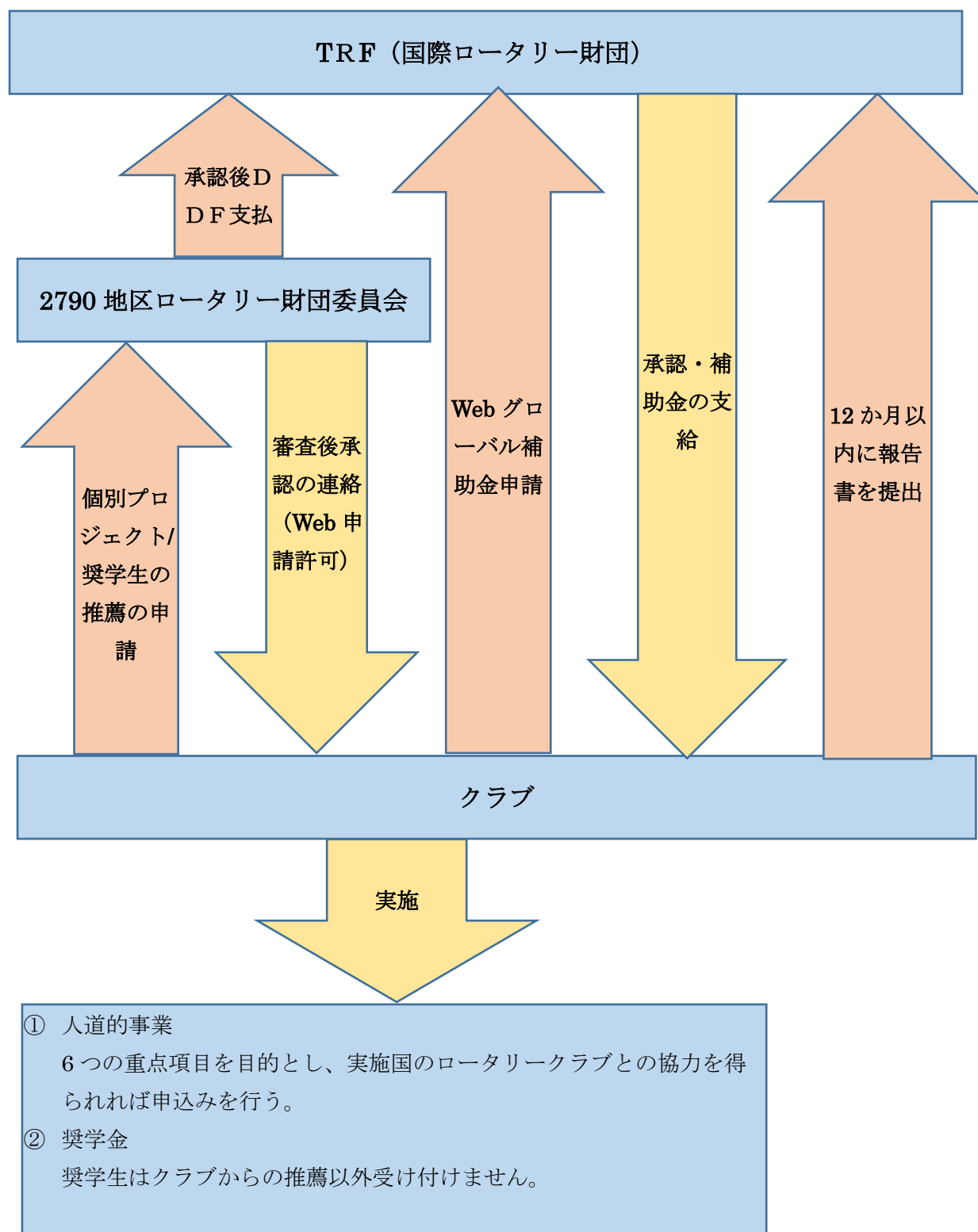
- ③ クラブか地区が、実施国側提唱者(留学先の地区又はクラブ)をお願いします。
- ④ オンラインで、ロータリー財団に申請書を提出します。
(地区ロータリー財団委員会で指導します。)
- ⑤ ロータリー財団から質問事項があった場合(ほぼ 100%あります)には、これにメールで答えます。
- ⑥ ロータリー財団の承認が得られると奨学生に決定します。決定後2週間程で、地区に奨学金が入金されます。
- ⑦ 地区ロータリー財団委員会で、3回のオリエンテーションを実施します。
- ⑧ オリエンテーション終了後、資金を指定の口座に振込みします。
- ⑨ 留学中、12 ヶ月ごとに中間報告書をオンラインでロータリー財団に提出します。留学期間終了後は、2ヵ月以内に最終報告書を提出します。

■ 応募の際に提出する書類

- ① グローバル補助金奨学生の参加申請書
- ② グローバル補助金奨学生の面接票
- ③ 入学を証明するもの(申請書提出段階で、大学から無条件入学許可を得ていなければなりません)。

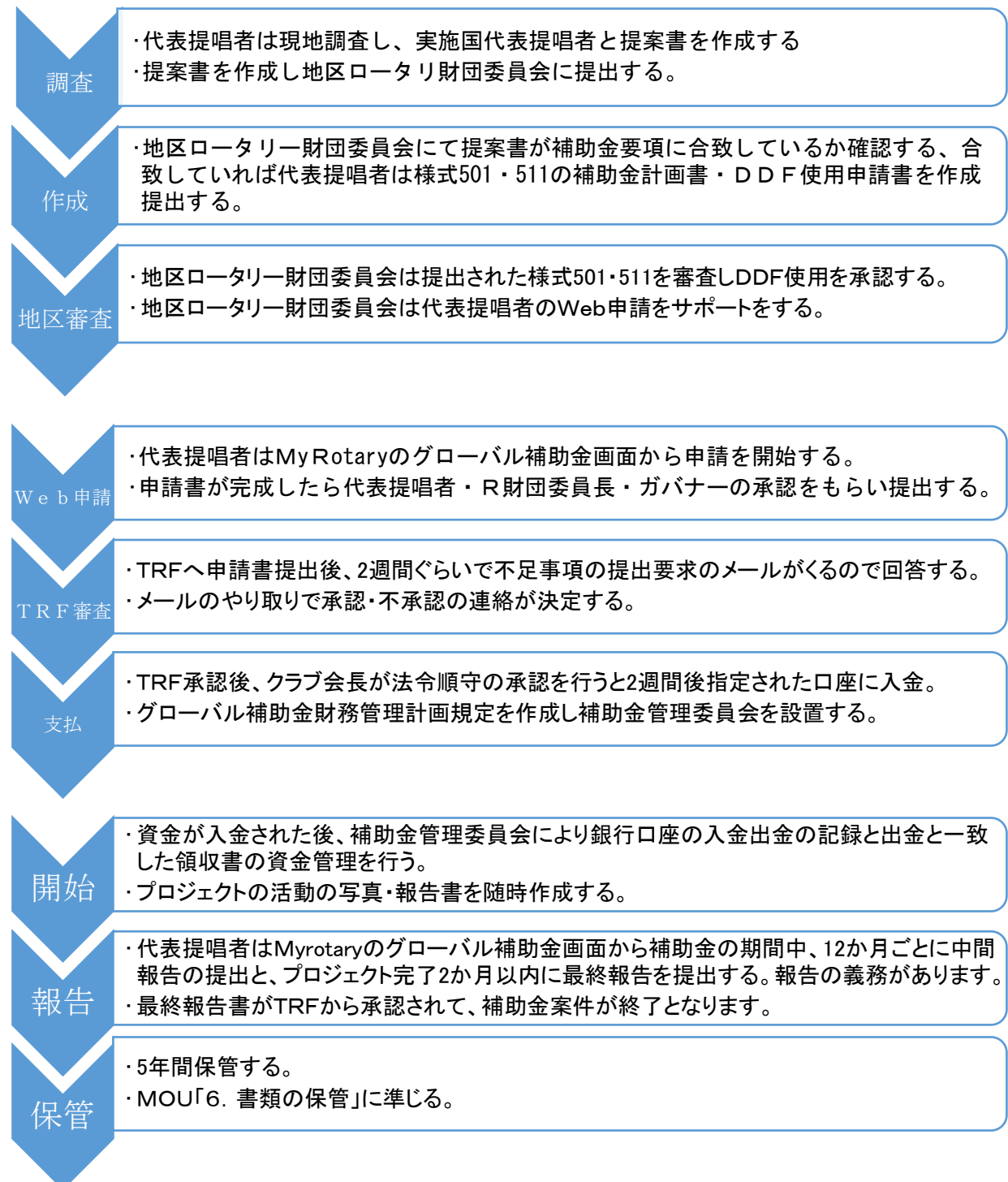
4-3-4) グローバル補助金の申請

グローバル補助金の申請から報告の流れについて財団、地区、クラブの役割を図式で示しました。



4-3-5) グローバル補助金の立案から報告までの流れ

グローバル補助金の申請は年間通じて随時提出することができます。
プロジェクトの立案から報告までの流れを示します。



4-3-6)グローバル補助金の当地区の実績

当 2790 地区も初年度から人道的プロジェクト 7 件、奨学金 3 件が下記の通り完了・進行中です

クラブ名	実施国	活動名	主な重点分野
茂原 RC	台湾	山間部医療バスプロジェクト	疾病予防と治療
市原中央 RC	インドネシア	きれいな水プロジェクト	水と衛生
第 2790 地区	モンゴル	感染予防プロジェクト	疾病予防と治療
千葉南 RC	韓国	障害者 IT 専門教育プロジェクト	経済と地域社会の発展
勝浦 RC	スリランカ	清潔な水プロジェクト	水と衛生
習志野 RC	フィリピン	雨水を利用したトイレと衛生教育プロジェクト	水と衛生
松戸東 RC	アメリカ	グローバル補助金奨学金	経済と地域社会の発展
第 2790 地区	フランス	グローバル補助金奨学金	平和と紛争予防・紛争解決
千葉 RC	イギリス	グローバル補助金奨学生	経済と地域社会の発展

4-4) ポリオプラス

4-4-1) ポリオプラスの概要

ポリオプラスとは、1985年に設置された地球上からポリオをなくす目的のロータリー財団の事業です。プラスとはポリオの他、ハシカ・ジフテリア・結核・破傷風・百日咳の五つの主要伝染病をプラスとして同時追放を目的にしておりましたが、このプラスは最初の頃と意味が変わりポリオ撲滅活動を推進する過程でさまざまな副産物が生まれました。

例えば、ポリオワクチンを投与する時、ビタミンAのサプリメントと一緒に配布して健康面での効果を上げたり、ワクチンの運搬、保存のための新しい物流システムやポリオ発症を監視する世界的ネットワークができ、他のウイルスの感染症の状況も監視できるようになりました。現在では、これらポリオ撲滅活動でもたらされた成果全体をプラスと呼んでいます。

2007年の規定審議会でポリオ撲滅をRIの最優先目標とすることが承認され、世界からポリオ（小児麻痺）が撲滅されるまでは、他のいかなるプログラムより優先されるものです。（特別プログラム）

ポリオ撲滅は何度か、いつまでに撲滅する目標が掲げられてきましたが、現在まで撲滅には至っていません。ポリオを撲滅するには膨大な費用が必要です。そして幾度となく募金キャンペーンが実施されてきました。これまで30年以上にわたり、ロータリーは15億ドルを上回る資金を25億人以上の子供のポリオ予防接種をしてきました。さらに援助国政府から72億ドル以上の資金を調達する上でも、ロータリーが大きく貢献してきました。

ビル・アンド・メリンダ・ゲイツ財団は、2013年の国際大会で、ポリオ撲滅活動を支援するパートナーシップの拡大として、ロータリアンが寄付した金額の倍額を寄付すると発表しています。この新しいパートナーシップでは、2018年までの5年間、ロータリーがポリオ撲滅に寄せる寄付に対して、ゲイツ財団が2倍の額を上乗せすることになります。（年間3,500万ドルまでの寄付）これによって、5億ドル（約500億円）以上の資金確保も可能となります。皆さんが、ポリオプラスに寄付して頂いた金額が3倍の金額となります。本年度2790地区では、年次資金には、1人当たり150ドル、ポリオプラスへの指定寄付金には1人当たり30ドルをお願いしています。

4-4-2) ポリオ撲滅活動の軌跡

- 1979年 ロータリーがフィリピンで600万人の子どもへの予防接種をするという5ヵ年プロジェクトを開始。RIの75周年基金から補助金が授与された。
- 1985年 国際ロータリーがポリオプラスを立ち上げ、1億2,000万ドルの募金目標を設定。
- 1988年 ロータリー会員がポリオプラスへの2億4,700万ドルの募金に成功（当初目標の2倍以上）。当時125ヵ国で流行し、毎年35万人近い子供が感染していたポリオの撲滅に関する決議を世界保健総会が採択。世界保健機関、ユニセフ、米国疾病対策センター、国際ロータリーが中心となって「世界ポリオ撲滅推進活動」GPEIを発足。
- 1994年 西半球のポリオ撲滅を宣言。
- 2000年 オーストラリアから中国まで広がる西太平洋地域のポリオ撲滅を宣言。
- 2002年 8,000万ドル目標の募金キャンペーンスタート。
- 2003年 12ヵ月間のキャンペーンでロータリー財団は1億1,900万ドルの募金に成功。
- 2006年 ポリオ常在国の数が4ヵ国アフガニスタン、パキスタン、インド、ナイジェリアとなる。
- 2007年 ビル＆メリンダ・ゲイツ財団が、ロータリーに対して「2億ドルチャレンジ補助金」として

- 3 億 5,500 万ドルの資金提供を約束。このチャレンジでロータリーは 2 億 2,800 万ドルの募金に成功。合計 5 億 8,300 万ドルをポリオ撲滅活動に提供していくことになった。
- 2012 年 インドがポリオ常在国のリストから外れる。
 - 2013 年 RI国際大会で 2018 年までの 5 年間、ロータリーがポリオ撲滅に寄せる寄付に対してゲイツ財団が 2 倍の額を上乗せする(年間 3,500 万ドルまでの寄付が対象)と発表。ポリオ撲滅最終戦略計画がスタート。
 - 2015 年 ナイジェリアがポリオ常在国のリストから外れる。残る常在国はアフガニスタンとパキスタンのみとなる。この年の野生型ポリオウイルスによるポリオ新規発症例の報告数は 74 件。
 - 2016 年 これまで 30 年以上にわたり、ロータリーは 15 億ドルを上回る資金を 25 億人以上の子どもにポリオ予防接種を提供、さらに援助国政府から 72 億ドル以上の資金を調達する上でも、ロータリーは大きく貢献。
 - 2016 年 8 月 ナイジェリアで 2 件のポリオ発症。

4-4-3) ポリオプラスプログラムの用語集

ポリオウイルス

劣悪で管理の行き届いてない衛生状態によって 急性灰白髄炎 (poliomyelitis)を引き起こすウイルス。また、野生型ポリオウイルスとも呼ばれています。

ポリオ撲滅

WHO、ロータリーではポリオ撲滅という言葉、野生株のポリオウイルスの伝播を止めるという意味で用いている。地球上からポリオの最終発症から 3 年間発症がなければポリオ撲滅となります。

全国予防接種日(NID)

定期的な予防接種活動を補足する活動。ポリオウイルスの感染の連鎖を断ち切るために最も高いリスクを抱える年齢層(通常 5 歳未満)のすべての子どもに経口ワクチンを投与し、大規模かつ組織的な予防接種を行います。ポリオ常在国では、通常少なくとも 3 年間、毎年数回にわたって全国予防接種を定めて実施します。

GPEI Global Polio Eradication Initiative

1988 年ロータリーは、世界保健機関、ユニセフ、米国疾病対策センターとともにGPEIを結成しました。(後にビル&メリンダ・ゲイツ財団も参加)

2013 年「GPEIは 2018 年を目標にポリオ根絶を目指す包括・戦略的ロードマップとして「ポリオ撲滅最終戦略計画 2013-2018」を発表しました。

ポリオ常在国

ポリオの感染が途切れたことがなく、ポリオ ウィルスが自然に発生している国を指します。現在ポリオの常在国はアフガニスタン、パキスタンの 2 か国です。

ポリオプラス

1985 年に設置されたロータリー財団プログラムで、ロータリーは世界ポリオ撲滅活動に民間部門による支援を導入しました。ポリオを撲滅する為に世界中の地域で行ってきたボランティア活動に加え、ロータリーによる寄付が必要です。世界にポリオがないことを証明されるまでに、8 億 5000 万米ドル以上費

用がかかると予想されます。ポリオプラスの「プラス」に、今後のほかの保健活動に生かすことのできる全世界ポリオ撲滅の遺産を意味しています。

撲滅の証明-ポリオフリー(清浄)とポリオ撲滅

ポリオが撲滅されたという世界的な証明が第一の目標です。監視活動を通じて、ポリオウィルスの感染が少なくとも1年以上発症していない場合保健当局がその地域をポリオ無発生(ポリオフリー)として証明します。2015年アフリカ大陸がポリオフリーとなりました。そして、地球上からポリオの最終発症から3年間発症がなければポリオ撲滅となります。

4-4-4) ポリオプラスプログラムの症例数

2016年度の月別ポリオ発症状況

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
ポリオ常在国	パキスタン	0	2	4	2	2	1	2
	アフガニスタン	0	0	1	2	2	1	0
常在国以外	ナイジェリア	0	0	0	0	0	0	0
	他	0	0	0	0	0	0	0
全世界	合計	0	2	5	4	4	4	2

		8月	9月	10月	11月	12月
ポリオ常在国	パキスタン	0	1	1	2	
	アフガニスタン	0	3	0	3	
常在国以外	ナイジェリア	3	1	0	0	
	他	0	0	0	0	
全世界	合計	3	5	1	5	

4-5) ロータリー平和フェロープログラム

4-5-1) ロータリー平和フェローシップ・プログラムの概要

ロータリー平和フェローシップ・プログラムは、ロータリーが目標とする「平和」、この大きな課題に取り組むために2002年に創設され、2013年から始まった「未来の夢計画」においても、平和達成の使命のもと従来と変わることなく恒久プログラムとして活動を行なっております。

ポール・ハリス没後50周年と財団の教育的プログラム創設50周年を記念して、財団管理委員会は、国際関係を研究するためのロータリー・ポール・ハリス・センター設立計画を立てました。これは異なる地域の評価の高い大学と提携して行なわれる計画です。どの大学も、世界問題、紛争解決、国際的研究などで優れた教育課程と教授陣を備えています。

創設から13年を経て、プログラムを修了したロータリー平和フェローは現在、国連、世界銀行、国際移住機関、米州機構、各国政府機関、二国間または国際非政府組織やコンサルティング会社等で活躍しています。2014年度当地区のグローバル補助金を活用した市原中央クラブのインドネシアでの水環境に関する奉仕活動が、当地区がホストしたICU（国際基督教大学）ロータリー平和センター修了のロータリー平和フェローの導きであるように、私たちロータリアンはロータリー平和フェローと共に平和の考察を行なうことで、平和の構築に寄与しています。

ロータリー平和フェローシップ・プログラムの目的は、政府、事業、教育、メディア、他の専門職務に携わる、未来の有望な指導者に知識と世界理解を推進するために、いろいろな国や文化に属すロータリー平和フェローグループに上級教育の機会を提供することです。

ロータリー平和フェローは毎年世界競争制のもと国際関係や平和研究、および紛争解決の分野の修士号取得プログラムに50名、専門能力開発修了証プログラムに50名が選ばれ、世界の7大学に設置されている6ロータリー平和センターで研究を行ないます。

ロータリー平和センターは以下の7大学にあります。

- ・ 国際基督教大学（東京、三鷹市）…修士号取得プログラム
- ・ クイーンズランド大学（オーストラリア、クイーンズランド州）…修士号取得プログラム
- ・ ブラッドフォード大学（英国、ウエスト・ヨークシャー州）…修士号取得プログラム
- ・ デューク大学／ノースカロライナ大学チャペルヒル校（米国、ノースカロライナ州 *2校で1ロータリー平和センターを共有）…修士号取得プログラム
- ・ ウプサラ大学（スウェーデン、ウプサラ）…修士号取得プログラム
- ・ チュラロンコーン大学（タイ、バンコク）…専門能力開発修了証プログラム

フェローの選考は地区が候補者を国際本部に推薦し、国際本部の選考委員会により行ないます。管理委員会により承認された申請者には、奨学金およびロータリー平和センターへの留学が指定されます。

4-5-2) ロータリー平和フェローシップ・プログラムの募集要項

資格要件

ロータリー平和フェローシップの申請者は以下を満たしていなければなりません。

- ・ 職業や学業における業績、個人的活動、社会奉仕活動を通じて、国際理解と平和に対する熱意と献身を明らかに示していること
- ・ 申請時に優秀な成績で関連分野における学士号またはそれに相当する学位を保持していること

- ・ 修士号取得プログラムの場合、有給・無給を問わず、関連分野において少なくとも合計3年間のフルタイムの職務経験を有していること
- ・ 専門能力開発修了証プログラムの場合、現在、フルタイムで中級職または上級職として雇用されており、関連分野において少なくとも5年の職務経験を有していること
- ・ 修士号取得プログラムの場合は第二言語、修了証プログラムの場合は英語に堪能であること
- ・ 優れた指導力（リーダーシップ・スキル）を備えていること

次に該当する人は、ロータリー平和フェローシップの資格がありません。

(a) ロータリアンおよび名誉ロータリアン、(b) ロータリー・クラブや地区、国際ロータリー、その他のロータリー関連団体の被雇用者、(c) 範疇(a)および(b)に該当する人の配偶者、直系家族（血縁の両親や祖父母）、および以上の記述に当てはまる元ロータリアンやその親族は、退職から36カ月が経過するまでは資格がないものとみなされます。

また、元国際親善奨学生に応募には国際親善奨学金プログラムを終了してからロータリー平和フェローシップ申請まで、3年間の待機期間が設けられています。元米山奨学生がロータリー平和フェローになることもできます。障害のある方やローターアクト・クラブの会員も申請資格があり、申請するよう奨励されています。日本の地区が海外在住の優れた候補者を推薦することもできます。その場合、ビデオ会議、電話面接、インターネットを利用した面接も認められています。

ロータリー平和フェローは国籍または永住権を持っている国以外のロータリー平和センターへの留学が決められていますが、2006-08年度より、例外的に日本人または日本に居住している人が国際基督教大学に入学できるようになりました。但し、海外の大学を卒業し、学位を得た人に限定されています。

ロータリー平和フェロー	グローバル補助金による奨学生	地区補助金による奨学生
フェローシップ期間を開始する前に、既に学士号もしくはそれに相当する学位を取得している。	申請時に海外の大学院の入学許可状の取得と受け入れ地区及びクラブの決定が必要。	教育段階(大学、大学院など)の制約なし。
紛争解決、調停、外交、国際関係、または同様の分野において、重要かつ関係深い仕事に就いていた経験がある。	6つの重点分野の専攻に限る。	専攻に関する制約なし。
フェローシップ期間終了後に平和および紛争解決に貢献するためのキャリアを追求していく意欲を表明している。		

ロータリアンはロータリー平和フェローに大きな投資を行なっています。従って、ロータリー平和フェローには、キャリアに対する固い決意と同時に、ロータリーへ持続的に関与していくよう、大きな期待が寄せられています。また、ロータリー平和フェローは、世界理解と平和に貢献する活動を行なう国際ロータリーと加盟クラブにアドバイスと援助を提供するために、そのキャリアを通じてロータリー財団と連絡を保つよう期待されています。さらに、ロータリー平和フェ

ローは、ロータリー平和フェローシップ・プログラムを評価して推進していくよう求められます。ロータリー平和フェローは、生涯、仕事や奉仕活動を通じて国内外での協力、平和、紛争解決を推進するリーダーです。

4-5-3) ロータリー平和フェローシップ・プログラムの申請

1. 申請者は、ウェブサイト (www.rotary.org/ja/peace-fellowships) を確認して、資格や申請手順について正しく理解する必要があります。留意点：申請書は12月から7月の間に入手可能となり、その後に手続き上の変更が加えられる場合もあることにご留意ください。
2. 申請者は、ウェブサイトで各ロータリー平和センターのカリキュラムとプログラムをよく調べ、平和センターの志望順位を検討します。
3. 修士号プログラムへの申請者は、大学の成績証明書や試験結果のほか、申請書に記されている希望大学の必要書類を、すべて提出する必要があります。また、各大学と連絡を取り、試験結果を含む必要書類・情報を確認すべきです。専門能力開発修了証プログラムへの申請者は、成績証明書や試験結果を提出する必要はありません。
4. 申請書と補足資料は、英語で記されたものでなければなりません。
5. 申請者は、地元のロータリークラブと連絡を取り、クラブによる推薦をお願いします。地元クラブを探すには、クラブ検索を利用できます。クラブに推薦を依頼する前に、必要とされる申請資料を揃えておくといでしょう。なお、地区から既に推薦を受けている場合は、クラブによる推薦を受ける必要はありません。
6. 地区との面接は必須要件です。そのため申請者は、5月31日までに地区に申請を行う必要があります。地区は面接を行った後、被推薦者に関する必要書類を、7月1日までにロータリー財団に提出します。
7. その後、ロータリー財団による最終選考が行われ、11月にその結果が申請者に通知されます。
8. 最終的に財団によって選出された候補者は、各大学に入学申請を行う必要があります（チュロンコン大学を除く）。

当地区では、2013年にスタートした「未来の夢計画」でグローバル補助金と新地区補助金による奨学金プログラムに移行しました。これらのプログラムを理解することで、フェローシップ・プログラムに適した候補者を選出できます。ロータリー平和フェローの候補者は、通常、国際親善奨学生と比べて年齢層が高く、専門的な研究分野に取り組んでいる人が多いのが特徴です。

4-5-4) ロータリー平和フェローシップ・プログラムの実績

ロータリー平和フェローの数(修士号取得プログラム)

- | |
|---|
| 第1期生 (2002-04年度) …66名 (日本からの派遣2名、受入7名) |
| 第2期生 (2003-05年度) …60名 (日本からの派遣4名、受入9名) |
| 第3期生 (2004-06年度) …52名 (日本からの派遣2名、受入7名) |
| 第4期生 (2005-07年度) …53名 (日本からの派遣3名、受入6名) |
| 第5期生 (2006-08年度) …50名 (日本からの派遣2名、受入9名) |
| 第6期生 (2007-09年度) …59名 (日本からの派遣2名、受入8名) |
| 第7期生 (2008-10年度) …52名 (日本からの派遣3名、受入8名) |
| 第8期生 (2009-11年度) …60名 (日本からの派遣1名、受入8名) |
| 第9期生 (2010-12年度) …60名 (日本からの派遣3名、受入8名) |
| 第10期生 (2011-13年度) …50名 (日本からの派遣1名、受入9名) |

第11期生（2012-14年度）…60名（日本からの派遣3名、受入12名）
 第12期生（2013-15年度）…50名（日本からの派遣1名、受入10名）
 第13期生（2014-16年度）…50名（日本からの派遣1名、受入8名）
 第14期生（2015-17年度）…50名（日本からの派遣3名、受入9名）
 第15期生（2016-18年度）…50名（日本からの派遣1名、受入9名）

日本のロータリー平和フェロー

	氏 名	推薦地区	留 学 校
第1期生 (2002-04)	杉山 恵奈	2630 地区	ノースカロライナ大学
	小松崎利明	2750 地区	ブラッドフォード大学
第2期生 (2003-05)	野上由美子	2710 地区	ブラッドフォード大学
	細井 麻衣	2680 地区	デューク大学
	近松 佳朗	2580 地区	クイーンズランド大学
	岸谷 美穂	2770 地区	ブラッドフォード大学
第3期生 2004-06	清水麻衣子	2590 地区	クイーンズランド大学
	恩田 牧	2650 地区	ブラッドフォード大学
第4期生 (2005-07)	寺西 悦子	2660 地区	クイーンズランド大学
	奥平 章子	2750 地区	クイーンズランド大学
	二村真由美	5360 地区	クイーンズランド大学
第5期生 (2006-08)	大豆本由紀	2750 地区	ブラッドフォード大学
	Johanna Stratton	2590 地区	国際基督教大学
	西倉 めぐみ	5280 地区	国際基督教大学
第6期生 (2007-09)	渡辺はなこ	2780 地区	ブラッドフォード大学
	Jason Hutson	2770 地区	国際基督教大学
第7期生 (2008-10)	平塚 広義	7770 地区	国際基督教大学
	原 哲子	2590 地区	ブラッドフォード大学
	永谷 裕香	2750 地区	ブラッドフォード大学
第8期生 (2009-11)	三浦 曜子	2770 地区	ブラッドフォード大学
	金子 由佳	2570 地区	クイーンズランド大学
第9期生 (2010-12)	水野ジョー真希	2760 地区	クイーンズランド大学
	吉田 佳代	2750 地区	ブラッドフォード大学
	木村みさき	2680 地区	デューク大学
第10期生 (2011-13)	荒木 梢	2750 地区	ノースカロライナ大学
第11期生 (2012-14)	新屋由美子	2710 地区	ブラッドフォード大学
	宇野カオリ	2790 地区	国際基督教大学
	大阿久裕子	2550 地区	国際基督教大学
第12期生 (2013-15)	高澤 洋子	2750 地区	クイーンズランド大学
第13期生 (2014-16)	古井丸拓也	2790 地区	ウプサラ大学
第14期生 (2015-17)	澤屋奈津子	2760 地区	ノースカロライナ大学
	前野 裕子	2750 地区	ブラッドフォード大学
第14期生 (2015)	小川 昂子	2650 地区	チュラロンコン大学
第15期生 (2016-18)	宇治川 貴史	2760 地区	ウプサラ大学

4-5-5) ロータリー平和センター

ロータリー平和センターの所在地域の周辺地区ではホストエリアを構成しています。日本では国際基督教大学が所在する第 2750 地区東京がホスト地区として中心になり、近隣の第 2580 地区東京、第 2590 地区神奈川、第 2780 地区神奈川、第 2770 地区埼玉そして当第 2790 地区千葉の計 6 地区でホストエリア地区を形成しています。ホストエリアには、毎年新しいロータリー平和フェローを受け入れる特別な課題と機会があります。ロータリアンによる受け入れはロータリー平和フェローの成功に欠かせないものであるため、フェロー一人一人にロータリアンのカウンセラーが割り当てられます。また、毎年日本全国のロータリアン一人一人から寄付される 15 円から唯一の被爆国で平和研究を行うフェローたちの広島研究旅行とホストエリアの維持活動の為にあてられています。更に第 2790 地区はこのプログラムに毎年 25000 ドルを DDF から寄贈し平和推進地区に指定されています。

第 2790 地区がホストするロータリー平和フェローとそのカウンセラー (2015-2018 年度)					
推薦 RC カウンセラ ー	氏名	種別	年度	国籍	留学先
船橋南 田中一邦	Ida Suraya Klint	受入	2015-2017	デンマーク	国際基督教大学
千葉幕張 始平堂玄昌	Alexandra Plummer	受入	2016-2018	イギリス	国際基督教大学

毎年6月、国際基督教大学で開かれる年次セミナーではロータリー平和フェローシップ・プログラムを修了するフェローの研究発表が行なわれます。各クラブではロータリー平和フェローにふさわしい候補者のご推薦をお願いいたします。第 2790 地区はロータリー平和フェローシップ・プログラムが一層充実した奉仕となるよう推進してまいります。

5) 補助金プログラムの参加資格

5-1) クラブの参加資格認定

クラブの参加資格認定:覚書(MOU)

ロータリー財団

- 1.クラブの参加資格
- 2.クラブ役員の責務
- 3.財務管理計画
- 4.銀行口座に関する要件
- 5.補助金資金の使用に関する報告
- 6.書類の保管
- 7.補助金資金の不正使用に関する報告

1.クラブの参加資格

クラブは、ロータリー財団のグローバル補助金とパッケージグラントの活用にあたって、ロータリー財団(以下「財団」)から提供されるこの覚書(MOU)に記載された財務と資金管理の要件を遂行すること、および、毎年最低1名のクラブ会員を地区主催の補助金管理セミナーに出席させることに同意しなければならない。地区は、クラブの参加資格として追加の要件を定めたり、地区補助金の活用についてもクラブの参加資格認定を義務づけることができる。これらの条件をすべて満たすことにより、クラブの参加資格が認定され、ロータリー財団補助金プログラムにクラブが参加することが認められる。

- A. 参加資格条件がすべて満たされた場合には、1ロータリー年度にわたり、クラブの補助金への参加資格が認められる。
- B. クラブが認定状況を維持するには、この覚書(MOU)、地区が定めた追加要件、その他該当するすべてのロータリー財団方針を順守しなければならない。
- C. 資金の管理を誰が行ったとしても、クラブが提唱した補助金資金の使用に対しては、クラブが責任を負う。
- D. 以下のような補助金資金の不正使用ならびに不適切な管理(ただしこれらに限られない)が確認された場合、クラブの参加資格が保留、あるいは取り消しとなる場合がある:
不正、偽造、会員情報の改ざん、重大な過失、また受益者の健康、福利、安全を脅かす行為、不適切な寄付、私益のための資金使用、利害対立の未開示、個人による補助金資金の独占、報告書の偽造、水増し行為、受益者からの受領、不法行為、認められていない目的での補助金資金使用。
- E. クラブは、いかなる財務監査、補助金監査、業務監査にも協力しなければならない。

2.クラブ役員の責務

クラブ役員は、クラブの参加資格認定およびロータリー財団補助金の適切な使用について主要な責任を有する。

クラブ役員の責務には以下が含まれる。

- A. クラブの資格認定手続きの遂行と管理、認定状況の維持を担当するクラブ会員を最低1名任命する。
- B. すべてのロータリー財団補助金が、資金管理の方策と適切な補助金管理の慣行に従って管理されるよう確認する。

- C. 補助金に関与するすべての人が、実際の利害の対立や、利害の対立であると認識される事態を避けるように活動するよう確認する。

3.財務管理計画

クラブは、補助金の一貫した管理を行うために、書面で財務管理計画を作成しなければならない。財務管理計画には、以下の手続きが含まれていなければならない。

- A. すべての領収書と補助金資金の支払いの記録を含め、標準的な会計基準に則って会計を維持する。
- B. 必要に応じて、補助金の資金を支払う。
- C. 資金の取り扱いは、複数の人で分担する。
- D. 補助金で購入した備品・設備やその他の財産の目録システムを確立し、補助金関連活動のために購入したもの、作られたもの、配布されたものの記録を付ける。
- E. 資金の換金等を含む全補助金活動が、現地の法律や規制を順守したものであることを確認する。

4.銀行口座に関する要件

補助金資金を受け取るには、ロータリー財団の補助金資金の受領と支払いのみを目的とする口座をクラブが設けなければならない。

- A. クラブの銀行口座は以下を満たしていなければならない。
 - 1. 資金の支払いには、**クラブの少なくとも2名のロータリアンが署名人**となること。
 - 2. 低金利、または無金利の口座であること
- B. 利子が生じた場合には、すべて書類に記録し、承認された補助金活動に使用するか、ロータリー財団に返還しなければならない。
- C. クラブが提唱する各補助金につき、別個の口座を開設し、口座名は、補助金用であることが明らかに分かるものとすべきである。
- D. 補助金は、投資用口座に預金してはならない。これには、投資信託、譲渡性預金、債権、株の口座が含まれる(ただし、これらに限られるものではない)。
- E. ロータリー財団補助金資金の受領および使用を裏付ける銀行明細書をいつでも提示出来るようにしておかなければならない。
- F. クラブは、署名人の交代に備えて、銀行口座の管理責任の引継ぎ計画書を作成し、保管しなければならない。

5.補助金資金の使用に関する報告

クラブは、ロータリー財団のすべての報告要件に従わなければならない。補助金に関する報告を通じて、ロータリー財団は補助金の使用状況を知ることが出来る。このため、この報告は補助金の適切な資金管理の重要な部分である。

6.書類の保管

クラブは、参加資格認定とロータリー財団補助金に関連する重要書類を保存するための、適切な記録管理システムをつくり、これを維持するものとする。これらの書類を保管することにより、補助金管理の透明性が保たれるとともに、監査や財務評価の準備に役立つ。

- A. 保管する必要のある書類には、以下が含まれる(ただし、以下に限られない)。
 - 1. 銀行口座に関する情報(過去の銀行明細書を含む)。
 - 2. 署名入りのクラブの覚書(MOU)を含む、クラブの参加資格認定に関する書類。
 - 3. 計画や手続きを記載した書類。これには以下が含まれる。
 - a. 財務管理計画書

- b. 書類の保存と管理の手続き
- c. 銀行口座署名人の引継ぎ計画書、および銀行口座の情報と書類の保管
- 4. 購入したすべてのものの領収書と請求書を含む、補助金に関連する情報
- B. クラブの記録は、クラブのロータリアンが、または地区が要請した場合は地区が、閲覧、入手出来るようにしなければならない。
- C. 書類は、少なくとも5年間、もしくは国や地域の法律によってはそれ以上の期間、保管しなければならない(日本の場合、グローバル補助金奨学金に関する書類は 10 年間保管しなければならない)。

7.書補助金の不正使用に関する報告

補助金資金の不正使用や不適切な管理があった場合、またはそう疑われる場合には、クラブはこれを地区に報告しなければならない。このような報告により、補助金資金の不正使用が絶対に許されないという環境をクラブ内に作り出すことが出来る。

承認と同意

この覚書(MOU)は、クラブと地区の間に交わされる同意書であり、補助金活動の適切な管理と財団補助金資金の覚書(MOU)は、クラブと地区の間に交わされる同意書であり、補助金活動の適切な管理と財団補助金資金の適切な管理を行うための措置をクラブが取ることを認めるものである。この文書を承認することにより、クラブは、この覚書(MOU)に記載されたすべての条件と要件に従うことに同意する。

_____ロータリークラブを代表し、下記署名人は、2017-18 ロータリー年度、この覚書(MOU)に記載されたすべての条件と要件に従い、これらの要件に関してクラブの方針や手続に変更や修正があった場合には、国際ロータリー第 2790 地区に通知することに同意する。

クラブ会長	
就任年度	2017-2018 年度
氏名	
署名	
日付	

クラブエレクト	
就任年度	2017-2018 年度
氏名	
署名	
日付	

クラブ会長とクラブ会長エレクトは、プロジェクト実施年度の役職です。

このクラブの参加資格認定:覚書(MOU)の「1.クラブの参加資格」には、地区補助金を活用する場合には、クラブの参加資格認定を求めています。国際ロータリー第 2790 地区では、クラブが地区補助金を申請する場合にはこのMOUを提出し、最低1名のクラブ会員を地区主催のロータリー財団補助金管理セミナーに出席させるとの条件を満たしたクラブでなければならないという追加条件を定めています。

5-2) 地区財団活動資金運営規定

様式 101

国際ロータリー第 2790 地区
地区ロータリー財団委員会

地区財団活動資金運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、国際ロータリー第 2790 地区(以下「地区」という)の地区財団活動資金(以下「DDF」という)の運営に関して定めるものとする。

(地区の参加資格)

第2条 地区は、毎年度ロータリー財団の資金によってプロジェクトを実施する年度(以下「プロジェクト実施年度」という)のガバナー、ガバナーエレクトおよびロータリー財団委員長が、ロータリー財団と地区との間でロータリー財団が定める地区の参加資格認定:覚書(地区のMOU)を、国際ロータリーの My rotary から承認するための署名をすることにより締結されるため、これらの役職が決定次第、早急に手続きをするものとする。

(クラブの参加資格)

第3条 地区内の各クラブがDDFの使用を申請しようとする場合には、地区が定める参加資格を有していなければならない。

2 前項のクラブの参加資格は、クラブの参加資格認定:覚書(以下「クラブのMOU」という)に記載された財務と資金管理の要件を遂行することを、プロジェクト実施年度のクラブ会長と会長エレクトが承認して署名し、署名されたクラブのMOUを地区ロータリー財団委員会に提出すること、および、毎年最低1名のクラブ会員を、地区ロータリー財団委員会が開催するロータリー財団補助金管理セミナーに出席させることにより、クラブの参加資格が得られるものとする。

3 ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー青少年交換の参加者、RYLA参加者(以下「クラブ以外の参加者」という)又は地区の委員会が地区補助金を申請する場合は、当該クラブ以外の参加者又は地区の委員会が前項の参加資格の要件を満たしていなければならない。クラブ以外の参加者又は地区の委員会は、クラブとみなしてこの要項を適用する。但し、2015-16 年度実施のプロジェクトに対するDDFの使用申請については、クラブ以外の参加者の提唱クラブ又は地区の青少年奉仕関連の委員会が参加資格を得ていれば参加資格を認める。

(DDFの配分)

第4条 地区ロータリー財団委員会は、ロータリー財団からDDFの金額が確定した旨の通知を受け取った場合には、速やかにその配分を定めるものとする。

2 前項の配分基準は、ポリオプラスと平和センターへの寄贈額を配分し、その残額を地区補助金とグローバル補助金に概ね同額ずつ配分する。ただし、これらの金額は、地区内クラブからの申請状況等により、増減することがあるものとする。

3 前項の配分額が決定した場合には、各クラブにメール等で通知すると共に、地区のホームページに掲載するものとする。当初の配分額に変更がある場合には、再度同様の通知をするものとする。

(地区補助金の申請)

第5条 地区補助金を申請しようとする地区内の各クラブ又は地区委員会(以下「クラブ等」という)は、地区ロータリー財団委員会が定めた申請期日までに、別に定める申請書によってプロジェクト実施年度の地区ガバナー事務所宛、郵送によらなければならない。

(地区補助金の配分)

第6条 地区はプロジェクト実施年度のガバナー、ロータリー財団委員長および補助金小委員長の3名で構成する補助金委員会を設置し、この委員会が前条のクラブ等からの申請を受けて地区補助金の配分を行い、地区ロータリー財団委員会に報告するものとする。

2 前項の配分額は、クラブ等の申請書に記載された活動内容が、地区の定めた基準に合致していない活動については配分しない。基準に合致している活動に要する費用の概ね 50%を配分する。ただし、1クラブ等に対する配分額の上限額は概ね 30 万円とする。

(グローバル補助金の申請)

第7条 グローバル補助金を使用するクラブ等は、計画段階からロータリー財団グローバル補助金事業計画書(様式 501 以下「事業計画書」という。)を地区ロータリー財団委員会に提出しなければならない。この場合に、他地区の DDFとクラブの資金によって実施するプロジェクト等で当地区のDDFを

使用しない場合であっても、ガバナーとロータリー財団委員長が署名しなければならないため、地区ロータリー財団委員会に報告するものとする。

（グローバル補助金の配分）

第8条 グローバル補助金は、前条により事業計画書の提出があった順番により配分するものとする。従って、地区のグローバル補助金の予算額に達した場合には、その後申請のあったプロジェクトは翌年度以降に実施することとなる。ただし、申請後ロータリー財団から承認を得られなかったプロジェクトがあった場合には、その後の順番は繰上げされるものとする。

2 1つのプロジェクトに対してDDFから支出するグローバル補助金は、原則 15,000 ドル以下とする。グローバル補助金奨学生に対するDDFから支出するグローバル補助金は、一人 20,000 ドル以下とする。

（クラブ役員の責務）

第9条 クラブ役員（クラブ会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計等）は、クラブの参加資格認定およびロータリー補助金の適切な使用について主要な責任を有する。その他、クラブ役員は、クラブのMOUの「2.クラブの責務」を順守しなければならない。

（諸規程等の遵守）

第10条 クラブの参加資格を得てロータリー財団の資金を受領したクラブは、この規程に定める条件、クラブのMOUに記載された条件、地区補助金およびグローバル補助金授与と受託の条件、その他ロータリー財団が定める各種条件を順守しなければならない。

（財務管理計画）

第11条 補助金の交付を受けたクラブ等は、補助金の一貫した管理を行うために、書面で財務管理計画を作成しなければならない。

2 地区ロータリー財団委員会は、前項の財務管理計画の見本として、様式 201「地区補助金財務管理計画規程」と様式 202「グローバル補助金財務管理計画規程」を作成して公表する。各クラブは、この見本を参考にしてクラブの財務管理計画を作成するものとする。

（補助金管理委員会の設置）

第12条 グローバル補助金の実施国側提唱者と援助国側提唱者の代表提唱者は、当該プロジェクトに直接関わる会員以外のクラブ会員3名からなる補助金管理委員会を設置しなければならない。

2 前項の補助金管理委員会は、次の任務を行う。

イ グローバル補助金に関する財務帳票をはじめとする補助金の管理

ロ ロータリー補助金に関する書類の管理

ハ クラブのMOU、地区補助金およびグローバル補助金授与と受託の条件、その他ロータリー財団が定める条件に添って正しく執行されているかの管理

ニ 中間報告書及び最終報告書が、期限内に正しく提出されているかの確認

ホ 補助金の不正使用等があった場合の処理

（銀行預金口座に関する要件）

第14条 補助金の受領者は、当該プロジェクト終了後1ヵ月以内に、地区ロータリー財団委員会に活動報告書を提出しなければならない。12ヵ月以上を要するプロジェクトは、補助金を受領した後12ヵ月以内毎に中間報告書を提出しなければならない。

（書類の保管）

第15条 補助金の受領者は、クラブのMOUの「6. 書類の保管」に従って、当該プロジェクトに関する全ての書類を保管しなければならない。

（補助金の不正使用に関する報告）

第16条 補助金資金の不正使用や不適切な管理があった場合、またはそう疑われる場合には、クラブ等はこれを地区に報告しなければならない。報告を受けた地区ロータリー財団委員会は、この報告に対して適切な処置を講ずるものとする。

付則

1 この規程は、2014年1月1日から施行する。

5－3）世界報告分析と報告書提出の督促通知

世界報告分析

世界報告分析が行われ、報告書の提出率が地区に通知されます。

これまでのプロセス	新しいプロセス	地区への影響
年に2回、報告提出率が計算され、地区指導者に通知される。	年に4回、報告提出率が計算され、地区指導者に通知される。	報告提出率の通知が2回増えることにより、報告要件の順守状況をより包括的に把握できる。
一年度に2回の分析とも提出率が70%を下回った場合、地区はプログラムへの参加が一時停止となる。	一年度に4回の分析すべてで提出率が70%を下回った場合、地区はプログラムへの参加が一時停止となる。	一時停止の措置を受けるのは、年に4回すべての分析で70%を下回った場合となる。これにより、一時停止措置を受けるのは、常習的に報告要件を守っていない地区に絞られる。

世界報告分析の書簡には、提出率算出に含まれた補助金案件が一覧で掲載されるようになります。一覧には各補助金の状況も記されており、期限を過ぎた補助金について提唱者に確認を取る際にご参照いただけます。

報告書提出の督促通知

地区は、財団からの督促通知の情報を参考に、世界分析に備えることができます。

これまでのプロセス	新しいプロセス	地区への影響
補助金報告書の締切日が過ぎた時点で、最初の督促通知が送付される。	報告書締切日の2カ月前までに、補助金提唱者に要請の通知が送られる。	早めに通知を受けることで、期限を過ぎて未提出の報告書が減ることが期待される。
補助金の支払いが行われてから、または不備のない報告書が提出されてから15カ月後、18カ月後、21カ月後、24カ月後、30カ月後に、督促通知が送付される。	18カ月後、24カ月後、30カ月後に督促通知が送られる（15カ月後と21カ月後はなし）。	補助金提唱者が、期限切れの補助金報告書について、通知を受ける回数が減る。
21カ月後の督促通知が送られた補助金提唱者のリストをRIウェブサイトに掲載する。	RIウェブサイトへの掲載は一切なし。	地区番号とクラブ名がRIウェブサイトに掲載されることはなくなる。

支払いまたは報告書提出の期日から18カ月を過ぎた補助金については、四半期ごとに地区指導者に世界報告分析通知が送られるのと同時に、提唱者に督促通知が送られることになります。

報告書の提出締切日は、オンラインシステムに掲載されます。これに加え、期日を過ぎても未提出の報告書がある場合、報告書提出を要請する通知が財団から代表提唱者に送られます。この通知は、ゾーン、地区、クラブのリーダーにもCCで送信されます。

6) ロータリー財団委員会学友

6-1) 学友会の概要

1947 年以来、世界で 110,000 人以上がロータリー財団の奨学金や補助金を受領しています。これらの元プログラム参加者はロータリー財団の力強い賛同者であり、ロータリークラブに入会したり、財団の寄付者となる可能性もある為、末永く関係を維持することが大切です。

6-2) 学友会の活動と現況

第 2790 地区学友会は、ロータリー第 2790 地区の主宰するロータリー財団国際親善奨学金を授与された者、同地区の派遣する研究グループ交換に参加した者、及び財団プログラムの参加者を正会員として、ロータリー精神のよき理解者として会員相互の親睦と関係団体との協力、連携のもとに『国際親善使節』としての使命を自覚し、国際理解と友好に寄与することを目的とする同窓会組織です。名簿上では、1971 年の国際親善奨学生から 2015 年のグローバル補助金奨学生まで、GSE や地区補助金奨学生を含む 321 名が登録されております。

国際親善奨学金プログラムから、グローバル補助金・地区補助金奨学生プログラムに変わって以降、ここ数年は毎年の学友になる人数が 1 名程度と極端に少なくなり、学友会としての活動も徐々に変化してまいりました。

その 1 つが、日本ロータリー学友会への参加です。2011 年に日本全国の各地区学友会による横断的な組織である日本ロータリー学友会が発足し、私ども第 2790 地区学友会も 2012 年より参加しております。毎年 1 回の総会では、ちょうど当時の大きな話題であった国際親善奨学金プログラムからグローバル補助金奨学生プログラムへの移行に関して議論をしたり、各学友会からの活動報告をしたりと、学友が少なくなっていく中、横の連携を深めております。またその影響もあり、2012 年のバンコク大会からほぼ毎年（ブラジルへの参加はありませんでしたが）、国際大会の中の学友会イベントへの学友会役員の派遣を行っています。

他方、IT 技術をつかって、学友との結びつきを深めていくことも実施しています。SNS（ソーシャルネットワークサービス）である Facebook にて第 2790 地区学友会のグループページを作成し、Facebook をつかっている学友をグループ化して学友会の活動報告から、いち学友のコメント（例えば、芸術関係の学友がコンサートを開催する際の告知など）ができるような場として運営しています。この場を使うことで、帰国をしていない学友も、学友会を近く感じていただき、より身近に接することができるようになりました。学友会に関心のあるロータリアンも Facebook のグループに参加いただけます。

第 2790 地区内では、地区補助金・グローバル補助金奨学生の選考会での語学選考スタッフとしてのお手伝い、3 回のオリエンテーションでの学友助言、例会での卓話、夏に開催される学友会総会および懇親会の実施といった活動を中心に行っています。毎年 1 回、夏の総会に際して、ニューズレターを発行しており、学友会のメーリングリストで共有しておりますが、ロータリアンの方々でも是非読みたいという方がいらっしゃいましたら、お声掛けいただけましたら幸いです。

7) 地区規定・書式

7-1) 地区補助金財務管理計画規定(様式201)

〇〇ロータリークラブ 地区補助金財務管理計画規程

(目的)

第1条 この規程は、〇〇ロータリークラブ(以下「当クラブ」という)がロータリー財団の未来の夢計画に関する国際ロータリー第2790地区(以下「地区」という)に提出したクラブの参加資格認定覚書(以下「MOU」という)に記載された規定に基づき、当クラブが地区から受領した地区補助金の一貫した管理を行うために、制定するものとする。

(会計の維持)

第2条 地区から受領した地区補助金

に関しては、すべての領収書と補助金資金の支払記録を含め、標準的な会計基準に沿って会計を維持するものとする。

(銀行口座の開設)

第3条 当クラブは地区から地区補助金を受領するために、当該事業専用の銀行預金口座を設けるものとする。この銀行預金口座の名義は、〇〇ロータリークラブ 会計担当〇〇とする。(会長名又はロータリー財団委員長名でも可⇒クラブ理事会で決定する)

2 前項の銀行預金口座は普通預金口座とし、地区の振込手数料を節約するために、極力千葉銀行の普通預金口座とする。

(署名人)

第4条 当クラブは、理事会の決議により地区補助金の支払いに際して、**当クラブ会員のうちから署名人2名**を指名するものとする。

2 前項の署名人が都合により交替する場合には、後任者を理事会で決定し、退任する署名人は、後任の署名人に管理責任の引き継ぎをしなければならない。

(補助金の支払い)

第5条 補助金の支払いは、別表1に定める支払承諾書に支払先の住所及び名称、支払金額、振込先銀行名、支店名、預金の種類、口座番号、口座名義、その他必要な項目を記載して、前条の署名人に署名を求めなければならない。

2 前項の支払承諾書を受け取った署名人は、それぞれ内容を検討して、承諾するために、当該支払承諾書に署名するものとする。

3 署名された支払承諾書はプロジェクトの会計担当者に送付され、会計担当者が支払いの手続きをするものとする。

4 前項の支払いは、原則として振り込みの方法によるものとする。やむを得ず現金支払いの場合には、確実に領収書を取り寄せ、当該支払承諾書に添付するものとする。

(書類の保管)

第6条 当クラブは、MOUの「6.書類の保管」に規定されている書類を保存するために、当該事業に係る全ての書類を整然と整理し、少なくとも5年間保管するものとする。

(米国財務省外国資産管理局規制対象国に対する申請)

第7条 地区補助金を使用して海外の国に援助する場合、次に掲げる各国は米国財務省外国資産管理局(OFAC)規制対象国のため、OFAC専門職員が活動の詳細を検討し、確認をする必要がある。地区補助金は、地区ロータリー財団委員会が、地区内クラブの全申請を1つのプロジェクトとして申請するため、万一下記の国に対するプロジェクトが承認されなかった場合には、地区内クラブから申請されたプロジェクト全体が承認されなくなる。このため当クラブは、次に掲げる各国に対するプロジェクトについては、地区補助金の申請はしないものとする。

● アルバニア ● ボスニアヘルツェゴビナ ● ユーゴスラビア連邦共和国(セルビア、モンテネグロ) ● コソボ ● 南セルビア ● マケドニア ● ベラルーシ ● キューバ ● コンゴ民主共和国 ● イラン ● イラク ● レバノン ● リビア ● 北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国) ● ロシア ● ソマリア ● スーダン ● 南スーダン ● シリア ● ウクライナ ● ベネズエラ ● イエメン ● ジンバブエ
(以上、2016年10月現在のリスト)

付則

1 この規程は、20 年 月 日から施行する。

別表 1

支 払 承 諾 書		
支 払 先	住 所	
	支払先名	
支 払 金 額		
振込先銀行	銀行・信金	支店
口 座 番 号	普通預金	当座預金 No
口 座 名 義		
摘 要		

_____ ロータリークラブの _____ プロジェクトの資金として、
上記の通り承認頂きたく、署名人の署名をお願いします。

20 年 月 日

_____ ロータリークラブ
_____ プロジェクト

会計担当 _____

上記の支払は、署名人において承認します。

20 年 月 日

_____ ロータリークラブ
_____ プロジェクト

署 名 人 _____

署 名 人 _____

署名人がこの支払いを承認しない場合には、その旨別紙に記載して連絡すること。
(注) 請求書、振込依頼書写し、領収書、その他の関係書類は、この用紙に添付して下さい。

7-2) グローバル補助金財務管理計画規定(様式 202)

〇〇 ロータリークラブ グローバル補助金財務管理計画規程

(目的)

第1条 この規程は、〇〇ロータリークラブ(以下「当クラブ」という)がロータリー財団の未来の夢計画に関する国際ロータリー第 2790 地区(以下「地区」という)に提出したクラブの参加資格認定:覚書(以下「MOU」という)に記載された規定に基づき、当クラブがロータリー財団から受領したグローバル補助金を、当クラブと実施国側提唱クラブの両者(以下「両クラブ」という)が、一貫した管理を行うために制定するものとする。

(会計の維持)

第2条 地区から受領したグローバル補助金に関しては、両クラブ共すべての領収書と補助金資金の支払記録を含め、標準的な会計基準に沿って会計を維持するものとする。

2 両クラブが提唱者となったプロジェクトに関しての支払いの内、財団に申請した予算書に基づいて実施国側提唱クラブが行う部分は、実施国側提唱クラブに前項の規程の通り会計を維持するよう要請し、一定期間ごとにすべての領収書と補助金資金の支払記録の報告をEメール等で受け取り、両クラブで協同して管理するものとする、

3 財団に申請した予算書に計上していない項目については、原則的に支出してはならない。ただし、実施国側提唱クラブから予算外の支出の必要性があり、当クラブに援助の要請があった場合には、財団から受領した資金以外のクラブの資金やクラブ会員からの拠出によって賄えると当クラブの理事会が判断して決議した部分は、別に支出できるものとする。

(銀行口座の開設)

第3条 当クラブは、ロータリー財団からグローバル補助金を受領するために、当該事業専用の銀行預金口座を設けるものとする。この銀行預金口座の名義は、〇〇ロータリークラブ 会計担当〇〇とする。
(会長名又はロータリー財団委員長名でも可 →クラブで決定する)

(署名人)

第4条 両クラブは、それぞれのクラブ理事会の決議により、グローバル補助金の支払いに際して、両クラブ会員の内からそれぞれ署名人2名を指名するものとする。

2 前項の署名人が都合により交替する場合には、後任者を理事会で決定し、退任する署名人は、後任の署名人に管理責任の引き継ぎをしなければならない。

3 前各項の規定は、両クラブに当然にあてはまるものであり、同クラブの2名の署名人の氏名等を両クラブ共に確認しなければならない。更に、署名人の責務についても両クラブが確実に把握しているかを確認するものとする。

(補助金の支払い)

第5条 グローバル補助金の支払いは、実施国側提唱者のクラブで行うが、その支払の際には、支払承諾書を作成し、この支払承諾書に支払先の住所及び名称、支払金額、振込先銀行名、支店名、預金の種類、口座番号、口座名義、その他必要な項目を記載して、そのクラブの署名人に署名を求めなければならないことの要件、その他の要件を確実に順守するように徹底しなければならない。

2 両クラブ共、前項の支払承諾書に2名の署名人が署名した後、相手側クラブにその写しをEメール等で報告するものとする。

(書類の保管)

第6条 両クラブは、MOUの「6. 書類の保管」に規定されている書類を保存するために、当該事業に係る全ての書類を整理と整理し、少なくとも5年間保管するものとする。この書類には、実施国側提唱クラブが支出したものの写しを含むものとする。

2 書類の正本を地区に提出する必要がある場合には、その写しを保管するものとする。

付則

1 この規程は、20 年 月 日から施行する。

別表 1

支 払 承 諾 書		
支 払 先	住 所	
	支払先名	
支 払 金 額		
振込先銀行	銀行・信金	支店
口 座 番 号	普通預金	当座預金 No
口 座 名 義		
摘 要		

_____ ロータリークラブの _____ プロジェクトの資金として、
 上記の通り承認頂きたく、署名人の署名をお願いします。
 20 年 月 日

_____ ロータリークラブ
 _____ プロジェクト
 会計担当 _____

上記の支払は、署名人において承認します。
 20 年 月 日

_____ ロータリークラブ
 _____ プロジェクト
 署 名 人 _____
 署 名 人 _____

署名人がこの支払いを承認しない場合には、その旨別紙に記載して連絡すること。
 (注) 請求書、振込依頼書写し、領収書、その他の関係書類は、この用紙に添付して下さい。



第 2790 地区の地区補助金申請書

国際ロータリー第 2790 地区
ロータリー財団委員会・奉仕プロジェクト委員会

2017-18 年度 地区補助金申請用

申請者

ロータリークラブ名	ロータリークラブ
プロジェクト名	
実施場所	
実施期間(西暦)	20 年 月 日 ~ 20 年 月 日

プロジェクトの内容

1. このプロジェクトで何をしますか。簡潔にご記入下さい。
2. プロジェクトの恩恵を受ける人とその人数(ロータリアン以外)
3. このプロジェクトに何名のロータリアンが参加する予定ですか。
4. これらのロータリアンは何を行いますか。プロジェクトへの財政的支援を除き、ロータリアンが直接参加する事例を少なくとも2例記載してください。⇒別紙の通りとしないで、ここに記入してください。(枚数が増えても結構です。以下の項目も同様です。)
5. このプロジェクトを実施することにより、地域社会に対するどのような影響が期待されますか。
6. 協力団体が関与している場合、その団体名と役割を記述して下さい。

7. プロジェクトの収支予算書

収入予算 (必要に応じて行を追加して下さい)

(単位 : 円)

収 入 項 目	金 額
1.地区補助金申請額	
2.クラブ拠出金額	
3. その他の資金	
収入金額合計額	

支出予算 (必要に応じて行を追加して下さい)

(単位 : 円)

支 出 項 目	業 者 名	金 額
支出金額合計額		

収支予算書は、日本円で記入して下さい。実際に配分される金額は、財団から地区に振り込まれた月のロータリーレートによりますので、補助金の金額は多少前後する場合があります。

8. 活動の種類申請するプロジェクトは、次のうちどの分野に該当しますか。該当する口を1つだけ■に塗りつぶして下さい。

- | | | |
|--|---------------------------------------|--|
| ☐ 地域社会の発展(一般) | ☐ 保健(一般) | ☐ 教育(一般) |
| ☐ 地域社会の発展(建物の修復) | ☐ 保健(疫病) | ☐ 教育(識字率の向上) |
| ☐ 地域社会の発展(災害復興) | ☐ 保健(ボランティア奉仕) | ☐ 教育(奨学金) |
| ☐ 地域社会の発展(ボランティア奉仕) | ☐ 水(衛生) | ☐ 教育(ボランティア奉仕) |
| ☐ 食料/農業(一般) | ☐ 水(供給/確保) | ☐ 管理運営費(最高3%で) |
| ☐ 食料/農業(ボランティア奉仕) | ☐ 水(ボランティア奉仕) | ☐ 臨時費(最高 20%まで) |
| ☐ ロータリーの交換活動 | ☐ | ☐ |

9. プロジェクト担当者

担当者氏名			クラブでの役職		
自宅住所					
電話番号		FAX		携帯	
E-mail					

10. 銀行預金口座 (補助金受領のための専用口座が必要です)

銀行名			支店名		
預金種類			口座番号		
口座名					

11. 署名人の氏名(2名必要です)

署名人		
-----	--	--

12. クラブの参加資格

地区ロータリー財団委員会にMOUを提出した日		
ロータリー財団補助金管理セミナーに出席した会員の氏名		

13. クラブ会長及び会長エレクトの署名

_____ロータリークラブ会長及び会長エレクトとして、上記の通りロータリー財団地区補助金の配分をうけたく、申請します。

クラブ会長	
就任年度	2017-2018 年度
氏名	
署名	
日付	

クラブエレクト	
就任年度	2017-2018 年度
氏名	
署名	
日付	

国際ロータリー第 2790 地区 奉仕プロジェクト委員会



グローバル補助金事業計画書

国際ロータリー第 2790 地区
 グローバル補助金委員会(地区DDF申請書添付資料)
 2017-18 年度実施 プロジェクト用

申請者

ロータリークラブ名	ロータリークラブ
プロジェクト名	
実施場所	
実施期間(西暦)	20 年 月 日 ~ 20 年 月 日

I ステップ1

- グローバル補助金のプロジェクト名
- このグローバル補助金は、以下のどの活動を支援するものですか。
☐ 人道的プロジェクト
☐ 奨学金
☐ 職業研修チーム

3. 代表連絡担当者

氏 名	ク ラ ブ	役 割	実施国/援助国 提唱者
		代表連絡担当者	実施国側代表連絡担当者
		代表連絡担当者	援助国側代表連絡担当者

II ステップ2

委員会メンバー

氏 名	ク ラ ブ	役 割
		実施国側連絡担当者
		実施国側連絡担当者

氏 名	ク ラ ブ	役 割
		援助国側連絡担当者
		援助国側連絡担当者

これらの委員会メンバーのうち利害の対立が生じる可能性のある人はいますか？

☐ はい ☐ いいえ

「はい」の場合は簡潔に理由して下さい。

III ステップ3

プロジェクトの概要

本プロジェクトの主な目的と受益者について情報を入力して下さい。

IV ステップ4

1 本プロジェクトはどの分野を支援しますか。

- ☐ 平和と紛争予防/紛争解決
☐ 疾病予防と治療
☐ 水と衛生
☐ 母子と健康
☐ 基本的教育と識字率向上
☐ 経済と地域社会の発展

V ステップ5

成果の測定

1 どの目標を支援するものですか？

Web上では選択になります。(たとえば水と衛生の場合、持続可能な水設備と衛生設備の設置)
概略目標を記入ください。

2 プロジェクトの成果をどのように測りますか。

番 号	評 価 基 準	情報収集方法	測 定 頻 度	受益者

3 モニタリングと評価のために誰が情報を収集するかお分かりですか？

☐ はい ☐ いいえ

「はい」と答えた場合、担当者の氏名、住所、電話、メールアドレス、適任の理由を記入して下さい。

「いいえ」と答えた場合、このタスクを担当する人または組織をどのように探すか予定ですか？

VI ステップ6

プロジェクトの実施地と実施時期を記入して下さい。

1. 実施地 国・州・県
地域・村
2. 実施時期 開始日
終了日

VII ステップ7

参加者

1 協力団体

協力団体は、専門知識、インフラストラクチャー、アドボカシー活動、研修、教育、その他の補助金プログラムへの支援を提供する、ロータリアン以外の定評ある組織または教育機関を指します。

このプロジェクトに参加している協力団体を入力して下さい。

番 号	名 称	ウェブサイト		番 地	市町村	国

2 協力パートナー

このプロジェクトに参加するそのほかのパートナーを挙げてください。

3 旅行するボランティア

このグローバル補助金で海外渡航するロータリアンまたはロータリアン以外の参加者を入力して下さい。

氏 名	Eメール

4 ロータリアンの参加

この活動で実施国側のロータリアンが担う役割と責務を説明して下さい。

この活動で援助国側のロータリアンが担う役割と責務を説明して下さい。

Ⅷ ステップ8

予算

予算で用いる現地通貨を選択し、1米ドルあたりの為替レート(現在のレート)を入力して下さい。現在のRI為替レートはロータリーのウェブサイトでご確認いただけます。RI公式為替レートに記載されていない通貨については、Oanda または Bloomberg のウェブサイトの為替レートを調べて下さい。予算を追加して、活動経費の詳細を入力して下さい。予算総額は、調達資金の総額と一致していなければならないことにご留意下さい。

番 号	内 容	業 者	カテゴリー	費用(現地通貨)	費用(米ドル)
予算の総額:					

予算を裏付ける書類

Ⅸ ステップ9

調達資金

グローバル補助金は、国際財団活動資金(WF)によって財団から配分されるもので、支給幅は15,000～20 万米ドルとなります。財団は、現金拠出に対しては 50 パーセント(半額)、地区財団活動資金(DDF)の寄贈に対しては 100 パーセント(同額)を上乗せして支給します。補助金に対するロータリアン以外からの寄付にも 50 パーセントの上乗せ資金が提供されます、ただし、この寄付はプロジェクトの協力団体や受益者の協力団体や受益以外から寄せられたものであることが条件です。この補助金プログラムへのWF上乗せ額を計算するには、すべての調達資金を入力し、それらが現金、DDF、その他のいずれであるかを選択してください。調達資金の合計額は、活動予算と一致していなければなりません。

番 号	資 金 源	詳 細	金 額
		DDFの寄贈:	
		現金拠出:	
		その他の資金:	
		冠名基金/冠名指定寄付:	
		WF上乗せ(最高額):	
		WF上乗せ(申請額):	
		調達資金の合計:	
		予算の総額:	

国際財団活動資金(WF)からの上乗せとして申請する金額を記入してください。

Xステップ10

持続可能性(プロジェクトの立案)

- 1 プロジェクトで取り組む地域社会のニーズを説明下さい。
- 2 これらのニーズをどのように特定しましたか？
- 3 ニーズの解決策を見つけるに当たり受益地域社会の人はどのように参加しますか？
- 4 このプロジェクトの立案において、受益地域社会の人々はどのように関与しますか？

持続可能性(プロジェクトの実施)

- 1 プロジェクト実施における各段階の概要を記入して下さい。

活動内容

期間

2. このプロジェクトに関連して現地団体が行っている他の取り組みと調整を図っていく予定ですか？

☐ はい ☐ いいえ

「はい」と答えた場合、現地団体による他の取り組みについて記入してください。

「いいえ」と答えた場合、ほかの現地団体は上記のニーズに取り組んでいない理由を記入して下さい。

- 3 このプロジェクトに含まれる研修・地域社会の人たちとの協力または教育的要素を説明して下さい。
- 4 これらのニーズをどのように特定しましたか？
- 5 地元の人たちによるプロジェクトへの参加と奨励する為インセンテを利用しますか？利用する場合それはどのようなインセンティブですか(例:謝礼金、表彰、修了証授与、広報など)
- 6 補助金活動が終了した後に引き続きプロジェクトを監督する地域住民または団体の名前をすべて記入してください。

持続可能性(予算)

- 1 予算に含まれている項目を現地業者から購入する予定ですか？

☐ はい ☐ いいえ

「はい」と答えた場合、業者選定のプロセスを説明して下さい。

「いいえ」と答えた場合、どのように業者を選定しますか？選定のプロセスを説明下さい。

- 2 業者の選定にあたって入札を行いましたか？

☐ はい ☐ いいえ

「いいえ」と答えた場合、説明を記入して下さい。

持続可能性(保守)

- 1 このプロジェクトで購入した設備、資材の操作とメンテナンスの計画を記入して下さい。
この計画には、操作とメンテナンスを行うのは誰か？その人たちがどのような研修を受けるかなどを含める必要があります。

- 2 補助金活動が終了した後に地域社会の人々はどのように設備のメンテナンスを行っていきますか？交換部品は入手可能ですか？
- 3 設備を補助金で購入する場合、設備は文化的であり地域社会のテクノロジー水準に沿っていますか？
☐ はい ☐ いいえ
「はい」と答えた場合、説明して下さい。
- 「いいえ」と答えた場合、プロジェクトでは、地域社会の穂薦とがこのテクノロジーを採用できるように援助しますか、説明して下さい。
- 4 プロジェクト完了後、補助金資金で購入した物品は誰が所有しますか？ロータリー地区・クラブ会員所有することはできません。

持続可能性(資金調達)

- 1 プロジェクトの成果を長期的なものとするために地元での資金源をみつけましたか？
☐ はい ☐ いいえ
「はい」と答えた場合、資金源について説明して下さい。
- 「いいえ」と答えた場合、このプロジェクトはプロジェクトを継続していくために資金となる収入を生み出す要素が含まれていますか。含まれている場合詳細に説明下さい。
- 2 このプロジェクトにはプロジェクトを継続していくための資金となる収入を生み出す要素が含まれていますか？含まれている場合は詳しく説明してください。

_____ロータリークラブ会長及び会長エレクトとして、上記の通りグローバル補助金事業を計画しましたので、計画書を提出します。

クラブ会長	
就任年度	2017-2018 年度
氏名	
署名	
日付	

クラブエレクト	
就任年度	2017-2018 年度
氏名	
署名	
日付	

国際ロータリー第 2790 地区 ロータリー財団委員会



グローバル補助金 DDF 使用申請書

国際ロータリー第 2790 地区
グローバル補助金委員会
2017-18 年度実施 プロジェクト用

第 2790 地区財団活動資金(DDF)申請額

米ドル	ドル
日本円	円

申請額は、原則として1件 15,000ドル以内でお願いします。RI為替レートは、申請時のレートで記載してください。

I プロジェクトの概要(グローバル補助金事業計画書の通り。)

II プロジェクト収支予算書

収入予算(必要に応じて行を追加して下さい)

	クラブ名・地区名	現金	DDF	W F	合計
援助国側提唱者					
実施国側提唱者					
	合計				

支出予算 (必要に応じて行を追加して下さい。)

項目	業者名	金額
	合	
計		

ロータリークラブ会長及び会長エレクトとして、上記の通り第 2790 地区DDFの配分を受けたく、申請します。

ロータリークラブ会長及び会長エレクトとして、上記の通り第 2790 地区DDFの配分を受けたく、申請します。

クラブ会長	
就任年度	2017-2018 年度
氏名	
署名	
日付	

クラブエレクト	
就任年度	2017-2018 年度
氏名	
署名	
日付	

国際ロータリー第 2790 地区 ロータリー財団委員会



国際ロータリー第 2790 地区 地区補助金奨学生 申 請 書

国際ロータリー第 2790 地区の地区補助金奨学生募集要項を承諾の上、次の通り申し込みします。

■ 応募者の情報

氏名		Name	
研究テーマ (Subject):			

■ 応募者の留学先に関する情報情報 留学で選考する過程について、以下の情報をご記入下さい。

教育機関(現地表記) Name of institution			
所在地(都市) City		国 Country	
授業で使われる言語 Language(s) of instruction		専攻課程 Course of study	
ウェブサイト Website		留学開始/終了予定日 Dates of study	

■ 受講するクラスのリスト(必ず記入して下さい)とその課程の関連情報が掲載されたウェブサイト(現地表記)

(List the classes you plan to take and any relevant links to information about the program.)			
List the classes		relevant links	

■ 過去の経験 あなたが受けた教育・職業・ボランティアの経験は、選んだ留学先とどのように関連していますか。

(How does your educational, professional, or volunteer experience align with Rotary's goals in the selected area of focus?)

■ 留学終了後のあなたのプランはどのようなものですか。

(What are your plans immediately after the scholarship period?)

■ あなたの将来の仕事の長期的目標はどのようなものですか。

(How do your long-term professional goals align with Rotary's goals?)

国際ロータリー第 2790 地区 ロータリー財団委員会



国際ロータリー第 2790 地区 地区補助金奨学生 申 請 書

推薦書兼受験票

■ 推薦ロータリークラブ

_____ロータリークラブは、2017 年 ____ 月 ____ 日開催の理事会において、下記の者を推薦することを議決したことを証明します。

201 年 ____ 月 ____ 日

_____ロータリークラブ

幹 事 名 _____

幹事署名 _____

■ 受験票

顔写真を貼付してください。
写真のサイズは指定しません。

フリガナ	
氏 名	(男・女)
生年月日	年 ____ 月 ____ 日生 ____ 歳
現住所 〒	
Tel・Fax	
e-mail	
在籍学校名 又は勤務先	
同上電話番号	

■ 家族データ等

本 籍

家族住所

家族(死亡の場合は、その年月日及び生前について記入)

氏 名 _____ 続 柄 _____ 職業又は学校(出来るだけ詳しく) _____

■ 補助金奨学生の参加申請書に記載されている次の各項目を承諾していただきます。

1. 私は、「地区補助金およびグローバル補助金の授与と受諾の条件」(授与と受諾の条件)を受け取りました。また、奨学金ならびにロータリー財団から授与された資金の適切な使用に関する全指針を順守します。

2. 私は、次の者ではないことを証します。1)ロータリアン、2)クラブ、地区、他のロータリー関連組織、または国際ロータリーの職員、3)前記2項の配偶者、直系親族(血縁による子または孫、入籍または未入籍の養子)、直系親族の配偶者、直系尊属(血縁による両親または祖父母)。
3. 私の奨学金は、承認された教育機関に入学するために授与されたものであり、ロータリー財団により承認された通り、奨学金支給期間中のみに発生した費用を賄うためのものです。他のいかなる人の費用も、直接あるいは間接を問わず、私の受ける奨学金により賄われることはありません。
4. 自国と受入国の税法によっては、支給される奨学金の一部または全額に課税される場合があり、私はすべて私だけの責任において奨学金に対する課税と母国における課税について調査し、また支払うことを確約します。
5. 私は、受入地区内のロータリークラブや地区の活動に参加できるよう、承認された受入地区内の教育機関の近隣に住みます。
6. 奨学金支給期間が既に始まった後に入学を延期することは考慮の対象とならず、また承認されません。
7. 本奨学金は、承認された奨学金支給期間内の連続した期間に支給されます。また、この奨学金は、ロータリー財団により承認された学士レベル以上のプログラムのみに支給されるもので、いかなる状況であれ、承認された期間を超えて奨学金の支給が継続されることはありません。
8. 私は、教育機関までの往復旅行を手配する責任を持ち、授与と受諾の条件に記載されているすべての旅行方針に従います。
9. 私は、留学期間前後と留学期間中、ホストクラブのカウンセラーに、現住所、電話番号、Eメールアドレスを常時知らせるとともに近況を報告します。
10. 私は、地区から提供され、出席が義務付けられている出発前のオリエンテーションに出席します。また奨学金支給期間中に、提唱者から要請された場合、クラブや地区の活動にも参加します。
12. 私は、他の人の気分を害さないよう、論争の的となる問題や政治的、人種的、宗教的な問題について個人的意見を述べるにあたっては良識を働かせます。さらに私は、受入国の地元の法律に従い行動します。
13. 国際ロータリー(RI)、ロータリー財団、承認された教育機関、いかなるロータリー地区、クラブ、ロータリアンには、奨学金支給期間の終了後も、私が継続して留学を続けられるよう便宜を図る責任は一切ありません。奨学金支給期間の終了後も留学を続ける場合、それにかかるすべての費用は自己負担となります。
14. 奨学金支給期間中は、危険な活動への参加を慎むことに同意します。さらに、次のことを了解し、これに同意することをここに確認します。
 - 私は、留学中、あるいは留学国への往復旅行中の自分の行動と所有物に対し、単独で責任を負います。
 - 私は、奨学金支給期間中に、多少の危険を伴う活動に関与する可能性があることを認識しています。こうした活動には、病気、けが、不十分かつ危険なインフラ、安全性の低い交通手段、危険を伴う労働条件、激しい肉体労働、厳しい天候、政治的不安、文化的な誤解、地元の法律への違反から生じる問題、肉体的な危害、犯罪、詐欺行為などがあります。私は、こうしたリスクがあることを理解し、奨学金に伴うすべてのリスクを受け入れます。
 - 私は、奨学金を支給する以外の何らかの経済的あるいはその他の賠償責任、負担および義務を、RIとロータリー財団に負わせることはありません。
 - 留学中、あるいは留学国への往復旅行中、または奨学金に関連するいかなる時点においても、私が負った、または患った病気、けが、その他の損失(情緒障害を含む)とそれに伴って生じる全費用は、私自身が一切の責任を負うものとします。
15. 通常の医療措置、外科的処置、歯科治療、感染症との接触を含む(ただしこれらに限られない)いかなる種類の医療行為や医療活動に私がかかわった場合、そのような活動に参加したことから

生じた損害に対し、私が単独で全責任(適切な保険に加入することを含む)を負うことをここに確認します。

16. 私は、奨学金を支給する以外の何らかの経済的あるいはその他の賠償責任、負担および義務を、RIとロータリー財団に負わせることはありません。また、奨学金によって賄われないすべての費用を自己負担することを了解しています。私は、自分の行為、行状、怠慢、不注意、不当行為、不法行為、本奨学金に適用される規定および条件の違背に基づき、RI／ロータリー財団に申し立てをしたり、あるいはRI／ロータリー財団に弁済させたりするような請求(肉体的損傷あるいは物的損害に対する請求を含むが、これらに限られない)、要求、行為、損傷、損失、出費、負債、罰金、出費(妥当な弁護士費用およびその他の訴訟費用を含む)、裁定から、RI／ロータリー財団を守り、補償し、損害を及ぼさないことに同意します。上述には、RI／ロータリー財団または第三者団体の人員の負傷もしくは所有物への損傷が含まれ(ただしこれに限られるものではない)、これはいかなる保険契約が存在しようともかわりなく適用されます。

17. 私は、留学期間中、以下の最低限度額の保険金を補償する旅行医療・傷害保険に加入します。

- 250,000 米ドル(またはその相当額): 治療と入院(事故、病気、入院、その他の関連サービスを含む基本的な主要医療費)
- 50,000 米ドル(またはその相当額): 緊急医療移送
- 10,000 米ドル(またはその相当額): 事故死および四肢切断
- 20,000 米ドル(またはその相当額): 遺体送還費

私は、この保険が、留学期間中の渡航および滞在する国において有効であり、出発日から正式な帰国日まで効力を有するものでなければならないことを了解しています。

要請があれば、私は、派遣側と受入側の提唱者、ならびにロータリー財団に、義務付けられた保険限度額の証明となる保険加入証明書を提供します。

私は、RI／ロータリー財団が、上記保険を義務付けることによって、これらの限度額や補償範囲が私の保護に必ずしも十分であるという見解を示しているのではないことを了解しています。私は、保険専門家と相談し、私が訪問する地域で十分とされる保険補償額を判断すべきであることを了解しています。

私は、RI／ロータリー財団が、奨学生にいかなる種類の保険も提供しないことを了解しています。

18. 重篤な病気あるいは負傷により、私が本同意書の条件を全うできず、自国に帰還しなければならない場合、ロータリー財団は自国への移送費用を支払います。RI／ロータリー財団は、現在も将来においても、いかなる医療費あるいは治療費も負担することはありません。
19. 旅行の手配、語学研修、保険、宿泊先、旅券、ビザ、予防接種、資金の用意に関する全事項は、私の個人的責任であって、いかなるロータリアン、ロータリークラブ、地区、RI、あるいはロータリー財団の責任ではないことに同意します。
20. 私は、旅行中の安全に関してロータリー財団が下した決定にすべて従います。従って、奨学金支給期間中のいかなる時点においても、留学国で私の安全が脅かされている、またはその危険性があるとロータリー財団がその裁量において判断した場合、ロータリー財団は、私に直ちに帰国するよう要請することができます。さらにこのような事態となった場合、私は、その結果に伴う奨学金の変更に関するロータリー財団の決定に従うことに同意します。
21. 次のような結果を招く私の行動は、奨学金取り消しの十分な理由と当然にみなされます。(a) 出発前の準備を期日通りに行っていない場合、(b) 私の最新の住所、電話番号、Eメールアドレスを常にホストクラブのカウンセラーに知らせておくことを怠った場合、(c) 奨学金支給期間を通じて、大学で標準的とされる学業成績を維持できなかった場合、(d) 違法行為が明らかになった場合、(e) 期日通りに報告書を提出しなかった場合、(f) ロータリー財団からの承諾書なしに科目あるいは課程を変更した場合、(g) 奨学金支給期間の終了前に、当該教育機関から退学したり、研究コースある

いはプログラムから離脱した場合、(h)奨学金支給期間中を通じて、承認された受入地区にとどまらなかった場合、(i)留学国で使用される言語の語学能力が不足している場合、(j)本同意書に記載されている授与と受諾の条件、あるいはロータリー財団のその他の方針に適切に従わなかった場合、(k)奨学金に関する義務が遂行できなくなるような不慮の事態が私に起こった場合。また、私が上記の事項のいずれかに該当した場合、私の派遣地区または受入地区は、奨学金を取り消すよう要請することができます。

22. 奨学金を途中で辞退したり、あるいはロータリー財団から奨学金を打ち切られた場合、私は、それ以後の財団奨学金に対するすべての権利を失い、未使用分の奨学金を返還するものとします。
23. 私は、未使用の奨学金をロータリー財団に迅速に返還します。
24. 要請があれば、ロータリー財団が私の氏名や連絡先を他の奨学生やロータリー地区に提供することを許可します。特に書面で明記していない場合、私は、報告書に添えて写真を提出することにより、ロータリーの綱領を助長することを目的として、RIとロータリー財団の出版物、広告、ウェブサイトなど(ただしこれに限られない)にこれを掲載する権利をRIとロータリー財団にここに与えます。また私は、私が最終報告書に添えて提出した写真を、ロータリーの綱領を助長することを目的として、RIとロータリー財団がロータリーの関係組織に提供することを許可します。

本同意書に起因あるいは関連するすべての事柄は、イリノイ州法により管轄されるものとします。これには、イリノイ州法の解釈、構造、履行、執行を含みますが、これに限られるものではありません。本同意書に起因あるいは関連して、ある関係者がほかの関係者に対し起こすいかなる訴訟も、イリノイ州のクック郡巡回裁判所(Circuit Court of Cook County)、あるいはイリノイ州北部地区連邦地方裁判所(Federal District Court for the Northern District of Illinois)で行われる必要があります。各関係者は、訴訟において、これらの裁判所と、これらの裁判所それぞれの控訴裁判所の専属管轄権に従うものとします。本同意書は、上記のいずれかの裁判所から判決を受けた一方の関係者が、その判決の適用をほかの裁判所において主張することを禁じるものではありません。



国際ロータリー第 2790 地区 グローバル補助金奨学生参加申請書

私は、国際ロータリー第 2790 地区のグローバル補助金奨学生募集要項を了解して、次の通り参加を申し込みします。

____年__月__日

____ロータリークラブ
会長 _____ 殿

住 所 _____

申請者署名 _____

■ 申請者の情報

性		名	
性 別	☐ 男性 ☐ 女性		
住 所	〒 _____		
本 籍			
E-mail			
連絡先電話			
国 籍			

■ 緊急連絡先

性		名	
留学生との続柄			
住 所			
E-mail			
連絡先電話			
旅行保険会社	留学が決定してからで結構です。		
会社名			
電話番号			
保険証券番号			

■ 語学能力と学歴

話すことのできる言語(母国語を含む)と、その語学レベル(母国語の能力は記入不要)

言 語	レベル

学歴について、最近のものを2つご記入下さい。

教育機関の名称	国	専攻分野	取得学位と取得日

■ 留学機関と成功課程に関する詳細

教育機関名	
所在地(市町村と国)	
教育機関のURL	
専攻課程	
使用言語	
開始予定日	
終了予定日	

■ 重点分野と目標

重点分野(該当するものの前の□を☑または■にして下さい。)

☐	平和と紛争予防/紛争解決	☐	疾病予防と治療	☐	水と衛生
☐	母子の健康	☐	基本的教育と識字率向上	☐	経済と地域社会の発展

専攻課程が、選択した重点分野の「目的と目標」とどのように関連するものであるかを説明してください。各重点分野の「目的と目標」は以下のページに記載されています。お問い合わせ頂ければ、メールにて送信します。

file:///C:/Users/%E4%BF%AE%E5%B9%B3/Downloads/Areas_of_Focus_Policy_Statements_ja%20(2).pdf

--

受講予定のコースのリストや、プログラムに関してウェブサイト上に記載されている詳細情報へのリンクなど、専攻科目の内容について記述して下さい。

--

上に記入した教育機関の専攻課程に興味を持つきっかけとなったのは、過去のどのような教育または経験ですか。説明して下さい。

--

■ 成果の持続と測定可能性

学業面と職業面での目標を記述し、これらの目標を達成する上で、上記の専攻課程がどのように役立つかを説明して下さい。

--

留学中または留学後に地域社会のどのようなニーズに取り組む予定ですか。またそのニーズに長期的に取り組むために、研究で学んだことをどのように生かしていきますか。

--

私は、本申請書に以下の書類(電子ファイル)を添付します。

☐ 入学許可を証明するものの写し

■ 同意

私は、既定の学年度にロータリー財団より承認された教育機関に留学するためにロータリー財団から授与された奨学金を受諾します。

私は、ロータリー財団が以下に記載された通り奨学金を私に授与することに同意したことを認識しています。本奨学金を受領するにあたり、私は以下を了解し、またこれに同意します。

1. 私は、「地区補助金およびグローバル補助金の授与と受諾の条件」(授与と受諾の条件)を受け取りました。また、奨学金、ならびにロータリー財団から授与された資金の適切な使用に関する全指針を順守します。
2. 私は、次の者ではないことを証します。1)ロータリアン、2)クラブ、地区、他のロータリー関連組織、または国際ロータリーの職員、3)前記2項の配偶者、直系親族(血縁による子または孫、入籍または未入籍の養子)、直系親族の配偶者、直系尊属(血縁による両親または祖父母)。
3. 私の奨学金は、承認された教育機関に入学するために授与されたものであり、ロータリー財団により承認された通り、奨学金支給期間中のみに発生した費用を賄うためのものです。他のいかなる人の費用も、直接あるいは間接を問わず、私の受ける奨学金により賄われることはありません。
4. 自国と受入国の税法によっては、支給される奨学金の一部または全額に課税される場合があります。私はすべて私だけの責任において奨学金に対する課税と母国における課税について調査し、また支払うことを確約します。
5. 私は、受入地区内のロータリークラブや地区の活動に参加できるよう、承認された受入地区内の教育機関の近隣に住みます。
6. 奨学金支給期間が既に始まった後に入学を延期することは考慮の対象とならず、また承認されません。
7. 本奨学金は、承認された奨学金支給期間内の連続した期間に支給されます。また、この奨学金は、ロータリー財団により承認された修士レベル(またはこれと同等の)プログラムのみに支給されるもので、いかなる状況であれ、承認された期間を超えて奨学金の支給が継続されることはありません。
8. 私は、教育機関までの往復旅行を手配する責任を持ち、授与と受諾の条件に記載されているすべての旅行方針に従います。
9. 私は、留学期間前後と留学期間中、派遣国と受入国の提唱者、ならびにロータリー財団の奨学金・学友委員長に、現住所、電話番号、Eメールアドレスを常時知らせ、近況を報告します。
10. 私は、派遣ロータリークラブや地区から提供され、出席が義務付けられている出発前のオリエンテーションに出席します。また奨学金支給期間中に、提唱者から要請された場合、クラブや地区の活動にも参加します。
11. 私は、奨学金支給期間中、12ヵ月毎に、中間報告書を提出します。また、奨学金支給期間が終了する1ヵ月前に、最終報告書を提出します。私は、報告書をロータリー財団、ならびに派遣ロータリークラブか地区に送ります。
12. 私は、他の人の気分を害さないよう、論争的となる問題や政治的、人種的、宗教的な問題について個人的意見を述べるにあたっては良識を働かせます。さらに私は、受入国の地元の法律に従い行動します。
13. 国際ロータリー(RI)、ロータリー財団、承認された教育機関、いかなるロータリー地区、クラブ、ロータリアンには、奨学金支給期間の終了後も、私が継続して留学を続けられるよう便宜を図る責任は一切ありません。奨学金支給期間の終了後も留学を続ける場合、それにかかるすべての費用は自己負担となります。
14. 奨学金支給期間中は、危険な活動への参加を慎むことに同意します。さらに、次のことを了解し、これに同意することをここに確認します。
 - 私は、留学中、あるいは留学国への往復旅行中の自分の行動と所有物に対し、単独で責任を負います。
 - 私は、奨学金支給期間中に、多少の危険を伴う活動に関与する可能性があることを認識しています。こうした活動には、病気、けが、不十分かつ危険なインフラ、安全性の低い交通手段、危険を伴う労働条件、激しい肉体労働、厳しい天候、政治的不安、文化的な誤解、地元の法律への違反から生じる問題、肉体的な危害、犯罪、詐欺行為などがあります。私は、こうしたリスクがあることを理解し、奨学金に伴うすべてのリスクを受け入れます。
 - 私は、奨学金を支給する以外の何らかの経済的あるいはその他の賠償責任、負担および義務を、RIと

ロータリー財団に負わせることはありません。

- 留学中、あるいは留学国への往復旅行中、または奨学金に関連するいかなる時点においても、私が負った、または患った病気、けが、その他の損失(情緒障害を含む)とそれに伴って生じる全費用は、私自身が一切の責任を負うものとします。

15. 通常の医療措置、外科的処置、歯科治療、感染症との接触を含む(ただしこれらに限られない)いかなる種類の医療行為や医療活動に私がかかわった場合、そのような活動に参加したことから生じた損害に対し、私が単独で全責任(適切な保険に加入することを含む)を負うことをここに確認します。

16. 私は、奨学金を支給する以外の何らかの経済的あるいはその他の賠償責任、負担および義務を、RIとロータリー財団に負わせることはありません。また、奨学金によって賄われないすべての費用を自己負担することを了解しています。私は、自分の行為、行状、怠慢、不注意、不当行為、不法行為、本奨学金に適用される規定および条件の違背に基づき、RI/ロータリー財団に申し立てをしたり。あるいはRI/ロータリー財団に弁済させたりするような請求(肉体的損傷あるいは物的損害に対する請求を含むが、これらに限られない)、要求、行為、損傷、損失、出費、負債、罰金、出費(妥当な弁護士費用およびその他の訴訟費用を含む)、裁定から、RI/ロータリー財団を守り、補償し、損害を及ぼさないことに同意します。上述には、RI/ロータリー財団または第三者団体の人員の負傷もしくは所有物への損傷が含まれ(ただしこれに限られるものではない)、これはいかなる保険契約が存在しようともかわりなく適用されます。

17. 私は、留学期間中、以下の最低限度額の保険金を補償する旅行医療・傷害保険に加入します。。

- 250,000 米ドル(またはその相当額): 治療と入院(事故、病気、入院、その他の関連サービスを含む基本的な主要医療費)
- 50,000 米ドル(またはその相当額): 緊急医療移送
- 10,000 米ドル(またはその相当額): 事故死および四肢切断
- 20,000 米ドル(またはその相当額): 遺体送還費

私は、この保険が、留学期間中の渡航および滞在する国において有効であり、出発日から正式な帰国日まで効力を有するものでなければならないことを了解しています。

要請があれば、私は、派遣側と受入側の提唱者、ならびにロータリー財団に、義務付けられた保険限度額の証明となる保険加入証明書を提供します。

私は、RI/ロータリー財団が、上記保険を義務付けることによって、これらの限度額や補償範囲が私の保護に必ずしも十分であるという見解を示しているのではないことを了解しています。私は、保険専門家と相談し、私が訪問する地域で十分とされる保険補償額を判断すべきであることを了解しています。

私は、RI/ロータリー財団が、奨学生にいかなる種類の保険も提供しないことを了解しています。

18. 重篤な病気あるいは負傷により、私が本同意書の条件を全うできず、自国に帰還しなければならない場合ロータリー財団は自国への移送費用を支払います。RI/ロータリー財団は、現在も将来においても、いかなる医療費あるいは治療費も負担することはありません。

19. 旅行の手配、語学研修、保険、宿泊先、旅券、ビザ、予防接種、資金の用意に関する全事項は、私の個人的責任であって、いかなるロータリアン、ロータリークラブ、地区、RI、あるいはロータリー財団の責任ではないことに同意します。

20. 私は、旅行中の安全に関してロータリー財団が下した決定にすべて従います。従って、奨学金支給期間中のいかなる時点においても、留学国で私の安全が脅かされている、またはその危険性があるとロータリー財団がその裁量において判断した場合、ロータリー財団は、私に直ちに帰国するよう要請することができます。さらにこのような事態となった場合、私は、その結果に伴う奨学金の変更に関するロータリー財団の決定に従うことに同意します。

21. 次のような結果を招く私の行動は、奨学金取り消しの十分な理由と当然にみなされます。(a) 出発前の準備を期日通りに行っていない場合、(b) 私の最新の住所、電話番号、Eメールアドレスを常に派遣クラブ、地区およびロータリー財団の奨学金・学友委員長に知らせておくことを怠った場合、(c) 奨学金支給期間を通じて、大学で標準的とされる学業成績を維持できなかった場合、(d) 違法行為が明らかになった場合、(e) 期日通りに報告書を提出しなかった場合、(f) ロータリー財団からの承諾書なしに科目あるいは課程を変更した場合、(g) 奨学金支給期間の終了前に、当該教育機関から退学したり、研究コースあるいはブログ

ラムから離脱した場合、(h)奨学金支給期間中を通じて、承認された受入地区にとどまらなかった場合、(i)留学国で使用される言語の語学能力が不足している場合、(j)本同意書に記載されている授与と受諾の条件、あるいはロータリー財団のその他の方針に適切に従わなかった場合、(k)奨学金に関する義務が遂行できなくなるような不慮の事態が私に起こった場合。また、私が上記の事項のいずれかに該当した場合、私の派遣地区または受入地区は、奨学金を取り消すよう要請することができます。

22. 奨学金を途中で辞退したり、あるいはロータリー財団から奨学金を打ち切られた場合、私は、それ以後の財団奨学金に対するすべての権利を失い、未使用分の奨学金を返還するものとします。
23. 私は、未使用の奨学金をロータリー財団に迅速に返還します。
24. 要請があれば、ロータリー財団が私の氏名や連絡先を他の奨学生やロータリー地区に提供することを許可します。特に書面で明記していない場合、私は、報告書に添えて写真を提出することにより、ロータリーの綱領を助長することを目的として、RIとロータリー財団の出版物、広告、ウェブサイトなど(ただしこれに限られない)にこれを掲載する権利をRIとロータリー財団にここに与えます。また私は、私が最終報告書に添えて提出した写真を、ロータリーの綱領を助長することを目的として、RIとロータリー財団がロータリーの関係組織に提供することを許可します。

本同意書に起因あるいは関連するすべての事柄は、イリノイ州法により管轄されるものとします。これには、イリノイ州法の解釈、構造、履行、執行を含みますが、これに限られるものではありません。本同意書に起因あるいは関連して、ある関係者がほかの関係者に対し起こすいかなる訴訟も、イリノイ州のクック郡巡回裁判所(Circuit Court of Cook County)、あるいはイリノイ州北部地区連邦地方裁判所(Federal District Court for the Northern District of Illinois)で行われる必要があります。各関係者は、訴訟において、これらの裁判所と、これらの裁判所それぞれの控訴裁判所の専属管轄権に従うものとします。本同意書は、上記のいずれかの裁判所から判決を受けた一方の関係者が、その判決の適用をほかの裁判所において主張することを禁じるものではありません。

下記の項目を確認し、☐を☒にしてください。

- ☐ 私は、グローバル補助金と地区補助金の授与と受諾の条件、および本補助金への私の参加に関する上記の条件を読了し、これに同意します。
- ☐ 私は、奨学金支給期間中、海外渡航の際の医療上の条件と奨学金留学の条件をすべて満たすことに同意します。
- ☐ 私は、奨学金の同意書に記載されている通りに、海外渡航中の医療・損害保険に加入することが義務づけられており、この保険の情報を上記緊急連絡先の欄に記入しなければならないことを了解しています。さらに、この保険は、奨学金支給期間中に私が訪問するすべての国において有効でなければならないことを了解しています。
- ☐ 私は、国際ロータリーおよびロータリー財団が、奨学生にいかなる種類の保険も提供しないことを了解しています。
- ☐ 私は、本補助金への私の参加に関連し、ロータリー財団に対して一切法的責任を負わせることはありません。私は、上記全項目を承諾して、国際ロータリー第 2790 地区グローバル補助金奨学生の参加を申請します。

氏名(アルファベット活字体で)	
署名(必須)	
日付	

国際ロータリー第 2790 地区 ロータリー財団委員会



国際ロータリー第 2790 地区 グローバル補助金奨学生 受験票

■ 受験票

顔写真を添付してください。
写真のサイズは指定しません。

フリガナ (男・女)

氏 名 _____

生年月日(西暦) 年 月 日生 歳

現住所 〒 _____

Tel・Fax _____

e-mail _____

在籍学校名
又は勤務先 _____

同上電話番号 _____

■ 家族データ

本 籍 _____

家族住所 〒 _____

家 族(死亡の場合は、その年月日及び生前について記入)

氏 名 続 柄 職業又は学校名(出来るだけ詳しく)

■ 留学機関と成功課程に関する詳細

教育機関名			
所在地(市町村と国)			
教育機関のURL			
専攻課程			
使用言語			
開始予定日			
終了予定日			

■ 学 歴(高等学校卒業以降、専攻学科含む)

■ 職 歴

■ 海外滞在経験(10 歳以降の海外生活。留学の場所ごとの始期・終期)

8) 参考資料

8-1) 重点分野の基本方針

重点分野の基本方針について、ロータリー財団は以下の点を強調します。

1. ロータリー財団は、補助金手続きの効率、および補助金によるプロジェクトの質を高めることを目指しています。
2. 各方針の内容は、補助金の受領資格の有無を示しています。
3. 受領資格の範囲内にある活動は、ロータリークラブと地区がこれまで最も頻繁に実施してきた活動内容を反映したものとなっています。
4. プロジェクト計画は、ボトムアップ式に、提唱クラブ／提唱地区が主導して行うものです。
5. 補助金の全申請は、各重点分野の基本方針に沿ってなければなりません。

平和と紛争予防／紛争解決

ロータリーは、平和と紛争予防／紛争解決のための研修、教育、実践を支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、平和と紛争予防／紛争解決を助長するのを支援します。

1. 紛争予防と仲裁に関する、リーダー（リーダーとして囑望される若者を含む）の研修。
2. 紛争地域における平和構築の支援。
3. 平和と紛争予防／紛争解決に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「平和と紛争予防／紛争解決」の範囲内にある活動とみなします。

1. 非暴力、平和構築、人権を支援するための地域社会の活動で、ロータリアンではない人々の参加を主に意図したもの。これには、会議、研修、キャンプなどが含まれる。
2. 地域社会のニーズ（政策展開、紛争関係にある地域間のビジネス、教育改革、ピース・ジャーナリズムなど）を主題として取り上げた紛争解決のためのワークショップの企画。
3. 紛争の心理的影響に取り組む活動の支援。
4. 紛争を回避するための予防策に関する青少年教育。
5. ギャング（暴力的グループ）反対運動や、人々間の大きな違い（民族的違いなど）を乗り越えるための活動（ただしこれらに限らない）など、地域におけるマイナスの社会的ダイナミクスに取り組む研修プログラムやキャンペーン。
6. 以前に紛争に直接関わっていた当事者間のコミュニケーションと仲裁。
7. 上記の活動を支援する職業研修チーム（VTT）。
8. 平和と紛争予防／紛争解決に関連する大学院課程で学ぶための奨学金。

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「平和と紛争予防／紛争解決」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. ロータリアンの参加を主に意図した平和会議。
2. ロータリー平和センターの提携大学において、ロータリー平和フェローが履修するのと同じまたは類似した専修課程への留学。

人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

グローバル補助金

1. 持続可能性：ロータリークラブや地区が活動を終了した後も、地域社会が自力で平和と紛争解決のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性：この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を定めるか、独自の測定基準を採用すること。

3. 地域社会が主導: 現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
4. 重点分野に沿った活動: 方針文書に定義された通り。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 平和と紛争予防／紛争解決の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴。
2. 平和と紛争予防／紛争解決に関連する履修課程。
 - a. 望ましい履修課程の例として、紛争予防／紛争解決、平和と正義の研究、平和と紛争を専門に扱う国際関係や法律などがあります。
 - b. 平和と紛争問題に直接焦点を当てた履修課程である場合は、審査の際に有利となります。
 - c. 一般的な国際関係や法律は、審査の際に有利とはみなされません。
3. 平和と紛争予防／紛争解決に関連した、申請者の将来のキャリア計画。

疾病予防と治療

ロータリーは、疾病の原因と影響を減らすための活動と研修を支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で疾病を予防し、健康を促進するのを支援します。

1. 地元の医療従事者の能力向上。
2. 伝染病の伝播を食い止め、非伝染病の発生とそれによる合併症を減らすための、疾病予防プログラムの推進。
3. 地域社会の医療インフラの改善。
4. 主な疾病の蔓延を防止するための、地域社会の人々の教育と動員。
5. 疾病またはけがによって引き起こされる身体障害の予防。
6. 疾病予防と治療に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「疾病予防と治療」の範囲内にある活動とみなします。

1. 伝染病の予防と管理
 - a. 検査(カウンセリングや、治療のための専門医紹介／入院を伴う)
 - b. 伝染病の予防に関する教育、および予防に役立つ物資
 - c. 患者のモニタリングと治療のための可搬式テクノロジー機器および車両の提供
 - d. 地元の医療インフラで対応可能な機器(適切な管理プラン、メンテナンスプランを含んでいること)
 - e. 予防プログラムの提供(予防接種、男性包皮切除、ウィルス接触前の予防など)
 - f. 診断・治療のトラッキング(追跡)とモニタリングの技術的基盤の提供および研修
 - g. 伝染病の治療(予防を含む)、医療従事者への研修の改善、地域社会の人々の健康を長期的に改善するための公共保健教育の提供
2. 蚊やほかの媒介生物(病原体を媒介する生物)を通じて感染する疾病
 - a. 蚊帳と予防薬の提供
 - b. 水の安全な貯留と蚊の発生予防に役立つ物資の提供
 - c. 疾病の予防と管理のための排水システムの構築
 - d. 蚊以外の媒介生物の除去
3. 非伝染病の予防と管理
 - a. 疾病またはけがによって引き起こされる身体障害の予防に関する資料と研修の提供
 - b. 慢性病の発生と流行を減らすことを目標とした、地域社会の人々への教育、保健介入プログラム、早期検査プログラム

- c. 患者のモニタリングと治療をするための可搬式テクノロジー機器と車両の提供
- d. 地元の医療インフラが対応可能な機器の提供(適切な操作プラン、メンテナンスプランを含む)
- e. 救命手術および先天性疾患の手術(ただし、地元の医療インフラによる対応が可能であり、術後ケアを含むもの)
- f. 疾病予防を含む非伝染病の治療、医療従事者の研修の改善、地域社会の人々の健康を長期的に改善するための公共保健教育の提供
- 4. その他の活動
 - a. 疾病予防と治療に関連する大学院課程で学ぶための奨学金
 - b. 上記の活動に関連する教育的要素に焦点を当てた職業研修チーム(VTT)

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「疾病予防と治療」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

- 1. 機器の購入のみを含むプロジェクト(適切な操作プランやメンテナンスプランなど、地元の医療インフラに対応していないもの)
- 2. 教育的な支援プログラムを提供しない、またはプロジェクト実施現地の医療体制や能力を大きく向上させる活動を提供しない医療任務／手術チーム

人道的プロジェクトと職業研修チーム(VTT)を成功させるための要素

グローバル補助金

- 1. 持続可能性:ロータリークラブや地区が活動を終了した後も、地域社会が自力で疾病予防と治療のニーズに取り組んでいけること。
- 2. 測定可能性:この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を定めるか、独自の測定基準を採用すること。
- 3. 地域社会が主導:現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
- 4. 重点分野に沿った活動:方針文書に定義された通り。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

- 1. 疾病予防と治療の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴。
- 2. 疾病予防と治療に関連する履修課程(例:公共保健、看護学と医学の修士・博士号取得など)。
- 3. 疾病予防と治療に関連した、申請者の将来のキャリア計画。

水と衛生

ロータリーは、安全な飲み水と基本的な衛生設備を提供するための活動と研修を支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、人々が水と衛生設備を持続的に利用できるような活動を支援します。

- 1. 地域社会における安全な水の公平な提供、衛生設備や衛生状況の改善。
- 2. 持続可能な水設備と衛生設備の設置、資金調達、維持管理を地域社会が自ら行っていくための能力向上。
- 3. 安全な水と衛生の重要性について、地域社会の人々の認識を高めるためのプログラム支援。
- 4. 水と衛生に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「水と衛生」の範囲内にある活動とみなします。

- 1. 安全な飲み水の利用(例:水の供給および水質の改善)
- 2. 衛生設備の改善

3. 衛生環境・衛生習慣の改善
4. 持続可能性を高めるための地域社会の開発や、地域社会による水・衛生設備の管理
5. 水源管理プラン、および適切な水供給を必要とする食糧の安全プラン
6. 生産用の水(例: 作物、家畜など)
7. 上記の活動を支援する職業研修チーム(VTT)
8. 水と衛生に関連する大学院課程で学ぶための奨学金

人道的プロジェクトと職業研修チーム(VTT)を成功させるための要素

グローバル補助金

1. 持続可能性: ロータリークラブや地区が活動を終了した後も、地域社会が自力で水と衛生のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性: この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にあるこの重点分野の評価基準の中から選んで成果の測定方法を定めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導: 現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
4. 重点分野に沿った活動: 方針文書に定義された通り。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 水と衛生の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴
2. 水と衛生に関連する履修課程(例: 水科学／水工学、水管理、環境科学、疫学、寄生虫学など)
3. 水と衛生に関連した、申請者の将来のキャリア計画

母子の健康

ロータリーは、母子の健康を改善し、5歳未満の幼児の死亡率を減らすための活動と研修を支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下の形で、母子の健康を改善するのを支援します。

1. 5歳未満の幼児の死亡率と罹患率の削減。
2. 妊婦の死亡率と罹患率の削減。
3. より多くの母子に対する基本的な医療サービスの提供、地域社会の医療／保健関係のリーダーと医療提供者を対象とした母子の健康に関する研修
4. 母子の健康に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金の支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「母子の健康」の範囲内にある活動とみなします。

1. 妊婦のケア(健康管理や検診)
2. 妊婦に対する出産・分娩サービス
3. 医療体制が不十分な地域での診療所や病院の産科への医療機器の提供(ただし、妊婦ケアに関する教育活動を併せて行うこと)
4. 母子の健康の専門家やリーダー(例: 医師、看護師、地元の保健関係者、助産師など)への研修または(および)「研修者を養成するための研修」
5. スキルを備えた助産師を養成するための研修または(および)「研修者を養成するための研修」
6. 両親と家族を対象とした、妊婦と子どものケアに関する教育活動
7. 母子の健康に関連する既存の地域社会の活動や地元の女性団体の能力向上活動
8. 避妊手段に関する教育と利用、家族計画および(または)疾病予防・減少への取り組み(エイズと

HPVウィルスを含む)

9. 性の健康に関する教育と研修(特に思春期の少女)
10. 上記の活動に関連する教育的要素に焦点を当てた職業研修チーム(VTT)。教育の対象は、現地の人々一般、保健／保健関係のリーダー、医療従事者など
11. 母子の健康に関連する大学院課程で学ぶための奨学金
12. 5歳未満の幼児に必要な予防接種
13. 女性と思春期の少女に必要な予防接種
14. 母親と5歳未満の幼児の肺炎、下痢、マラリア、はしかを予防・治療するための介入
15. 性行為で感染する病気(例:HIV／エイズ、子宮頸がん、淋病、梅毒など)が女性に及ぼす影響を和らげるための介入
16. HIVの母子感染の予防
17. 母乳の奨励、および栄養失調を予防するための介入
18. 瘻孔(ろうこう)外科的修復
19. 口蓋裂の矯正手術／手当
20. 救命手術、または先天性欠損・欠陥に対応する手術(現地の医療機関が実施し、適切な術後ケアが提供される場合)

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「母子の健康」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. プロジェクト実施現地の能力や理解を大きく向上させる活動を含んでいない医療任務団／手術チームの派遣

人道的プロジェクトと職業研修チーム(VTT)を成功させるための要素

グローバル補助金

1. 持続可能性:ロータリークラブや地区が活動を終了した後にも、地域社会が自力で母子の健康のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性:この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を定めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導:現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
4. 重点分野に沿った活動:方針文書に定義された通り。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 母子の健康の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴
2. 母子の健康に関連する履修課程(例:疫学、栄養学、グローバルヘルス、公共保健、保健推進、看護学・医学の学位課程など)
3. 母子の健康に関連した、申請者の将来のキャリア計画

基本的教育と識字率向上

ロータリーは、すべての子どものための教育を改善し、子どもと成人の識字率を高めるための活動と研修を支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、人々の基本的教育と識字能力習得を支援することを可能にします。

1. 基本的教育と識字能力をすべての人々に与える地域社会の力を高めるプログラムを支援し、地域社会の参加を促進。

2. 地域社会における成人の識字率の向上。
3. 教育における男女格差を減らすための活動。
4. 基本的教育と識字率向上に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「基本的教育と識字率向上」の範囲内にある活動とみなします。

1. 基本的な初等・中等教育の質の向上と、地元の学校関係者との協力（可能な限り）。
2. 成人の識字教育。
3. カリキュラム導入、効果的な教育法、生徒評価に関する教師研修の提供。
4. カリキュラムおよび／または教師研修を補完する資料と設備の充実を通じた、教育経験の向上。
5. 学校用機の購入（ただし、基本的教育と識字率向上のための詳細かつ証明可能な計画書を提出すること）。
6. 地域社会による教育システムの管理。
7. 上記の活動を支援する職業研修チーム（VTT）。
8. 基本的教育と識字率向上に関連する大学院課程で学ぶための奨学金。

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「基本的教育と識字率向上」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. 設備や備品の購入のみのプロジェクト。
2. 授業料や学用品のみを提供するプロジェクトで、将来に地域社会が自力でこれらを提供していくための手段を提供しないもの。
3. 補助金の資金が使い尽くされた後に地域社会で継続することができないプロジェクト。

人道的プロジェクトと職業研修チーム（VTT）を成功させるための要素

グローバル補助金

1. 持続可能性：ロータリークラブや地区が活動を終了した後も、地域社会が自力で基本的教育と識字率向上のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性：重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を決めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導：現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を立案すること。
4. 重点分野に沿った活動：方針文書に定義された通り。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、以下の点を考慮します。

1. 基本的教育と識字率向上の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴。
2. 基本的教育と識字率向上に関連する履修課程（例：教育、識字、カリキュラム開発、特別教育、学校経営など）。
3. 基本的教育と識字率向上に関連した、申請者の将来のキャリア計画。

経済と地域社会の発展

ロータリーは、人々が生活と地域社会の経済に、末長い発展をもたらしていけるよう支援します。

この重点分野の目的と目標

ロータリー財団は、ロータリアンが以下のような形で、持続可能で測定可能な長期的改善を地域社会と人々の暮らしにもたらすために、人々に投資することを可能にします。

1. 貧しい地域社会の経済発展を促すための、起業家、地域社会のリーダー、地元団体、地域社会ネッ

トワークの能力の向上。

2. 生産性の高い仕事の機会の創出。
3. 支援が行き届いていない地域社会での貧困の削減。
4. 経済と地域社会の発展に関連した仕事で活躍していくことを目指す専門職業人のための奨学金支援。

受領資格の判断基準

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「経済と地域社会の発展」の範囲内にある活動とみなします。

1. 貧しい人々が利用できる金融サービス(マイクロクレジット、貯蓄、保険など、ただしこれらに限らない)
2. 経済と地域社会の発展に関連する研修(起業、地域社会でのリーダーシップ、職業研修、金融知識など、ただしこれらに限らない)
3. 貧しい人々のための小事業／協同組合／社会事業の開発および収入をもたらす活動(雇用を創出する村全体の事業団体など、ただしこれに限らない)
4. 自給自足農家や小農家のための農業開発(市場参入の促進など、ただしこれに限らない)
5. 地域社会による、または組織的なAdopt-a-village(村全体の自立支援)、もしくは総合的な村開発活動
6. 上記の活動を支援する職業研修チーム(VTT)
7. 地域社会または国の経済開発に関連する大学院課程または地域社会の開発に特化した大学院課程で学ぶための奨学金

ロータリー財団は、以下を目標として掲げる活動を、重点分野「経済と地域社会の発展」の範囲外にある活動とみなし、グローバル補助金の受領資格がないものとみなします。

1. 地域社会のインフラ構築プロジェクト(収入を得るために、物やサービスを創出・配布する地域社会の人びとの能力を大幅に高める場合を除く)
2. 地域社会の美化プロジェクト
3. コミュニティーセンターの建設や修復

人道的プロジェクトと職業研修チーム(VTT)を成功させるための要素

グローバル補助金

1. 持続可能性:ロータリークラブや地区が活動を終了した後も、地域社会が自力で経済と地域社会の発展のニーズに取り組んでいけること。
2. 測定可能性:この重点分野について「モニタリングと評価のツールキット」にある評価基準の中から選んで成果の測定方法を定めるか、独自の測定基準を採用すること。
3. 地域社会が主導:現地の地域社会が、自ら特定したニーズに基づいて活動を計画すること。
4. 重点分野に沿った活動:方針文書に定義された通り。

奨学金を成功させるための要素

グローバル補助金は、貧困状態(貧困、低収入、または不十分な支援などの問題がある地域)にある人々の経済・社会的状況を改善することを目指す専門職業人のための大学院留学の奨学金を支援します。ロータリー財団は、グローバル補助金による奨学金の申請書を審査する際、申請者の経験、専攻課程、キャリア計画との関連性を考慮します。

1. 経済と地域社会の発展の分野における申請者のそれまでの職歴および活動歴。申請者は、自分の仕事が貧困、低収入、または不十分な支援などの問題がある地域または国の人々の経済的福祉にどのように貢献したかを明確に示すことが求められます。
2. 経済と地域社会の発展に関連する履修課程。
 - a. 望ましい履修課程の例として、経済と地域社会の発展に焦点を当てた社会科学のコースや、ソーシ

ャルビジネス、小規模の起業、マイクロクレジット(小口融資)を専門とする経営学位などがあります。

b. 以下のような履修課程は、審査の際に有利となります。

i. 草の根の経済発展戦略(地域または国レベル)に焦点を当てたもの。

ii. 貧困、低収入、または不十分な支援などの問題がある地域の経済問題に焦点を当てたもの。

iii. ソーシャルビジネスの開発を支援するもの(例:経営学修士課程においてソーシャルビジネス関連分野に特化した履修コースなど)。

iv. 地域または国レベルでの起業や事業立ち上げについて教えるビジネス学位を提供するもの。

v. コース名に「地域社会の開発(community development)」を含むものや、地域社会の開発に特化したコース。

vi. 小規模の事業者や起業家に助言を提供する取り組みを改善するもの。

c. 以下のような履修課程は、審査の際に有利とはみなされません。

8-2) 補助金の授与と受託の条件

ロータリー財団地区補助金とグローバル補助金 授与と受託の条件

2013年7月1日以降の補助金に適用

ロータリー財団は、この授与と受託の条件をいつでも変更、修正することができる。変更された文書は、ロータリーのウェブサイト(www.rotary.org/ja/grants)に掲載されるほか、ロータリー財団の補助金担当職員から取り寄せることができる。パッケージ・グラントの授与と受託の条件はウェブサイトに掲載されている。

I. 補助金の種類

ロータリー財団は、地区補助金とグローバル補助金を授与する。地区補助金は、財団の使命(ロータリアンが、健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすること)と一致する奨学金、プロジェクト、旅行に充てるために地区に一括で支給される。グローバル補助金は、重点分野の範囲内にある奨学金、プロジェクト、職業研修チーム(VTT)、また場合によって旅行のために授与されるものであり、これらは実施地の地域社会が主導し、その成果が持続可能、測定可能なものでなければならない。

II. 受領資格の指針

財団の補助金を活用するすべての活動は、以下に該当しなければならない。

1. ロータリー財団の使命に関連していること。
2. ロータリアンが積極的に参加すること。
3. ロータリー財団、または国際ロータリーに対し、補助金の支給金額を支払うこと以外に何の責任も負わせないこと。
4. 米国および補助金の実施地の法律を順守すること、また個人あるいは団体に害を与えないこと。米国財務省外国資産管理局による制裁対象国でのプロジェクトや旅行を計画している提唱者は、追加情報の提供が必要な場合がある。
5. 実施に先立ってロータリー財団により審査され、承認された活動のみに使用すること。既に完了済みあるいは進行中のクラブや地区の活動や経費に充てる目的で補助金を使用しないこと。承認に先立って補助金活動の計画を立てることが奨励されているが、承認前に経費が発生してはならない。補助金が承認された後にプロジェクト計画に変更を加える場合は、その変更について事前にロータリー財団の承認を得なければならない。ロータリー財団は、学位取得プログラムの学期ごとに新しい活動とみなし、補助金の支給対象とする。
6. 実施地の伝統と文化に配慮する姿勢を示すこと。
7. ロータリー財団章典の第10.030節ならびに以下のXIIIに基づき、「プログラム参加者のための利害の対立に関する方針」を順守すること。
8. ロータリー章典第33.040.6項ならびに33.040.12項に基づき、国際ロータリーの商標(「ロータリー標章」)の使用に関する国際ロータリーの方針を順守すること。
9. ロータリーの「『ボイス』とビジュアルアイデンティティのガイド」に従い、補助金提唱者とロータリー財団の役割を明確に示す表記をプロジェクトの標識に含めるか、その近接位置に表示すること。

地区補助金

1. 地元と海外において、プロジェクト、奨学金、職業研修チーム、およびそれらに関連した旅行を支援するものである。
2. 補助金の3パーセントまでを、補助金に関連した管理運営費(銀行手数料、郵送料、ソフトウェア、独立財務評価など)に充てることができる。
3. 補助金の20パーセントまでを、臨時費に配分することができる。ただし、補助金の承認後にプロジェクトまたは活動を追加する場合は、ロータリー財団の事前承認を受けなければならない。
4. 該当する法律によって認められ、またロータリー財団の方針に従っている場合、ロータリー国・地域とそれ以外の国・地域におけるプロジェクトと活動に資金を充てることができる。
5. 奨学生や職業研修チームのオリエンテーション、補助金管理セミナーに資金を充てることができる。

グローバル補助金

1. ロータリーの重点分野の一つ以上に関連している。2. 持続可能である。ロータリークラブや地区が活動を完了した後も、実施地の地域社会が自力でニーズに取り組んでいなければならない。3. 測定可能である。提唱者は、「グローバル補助金：モニタリングと評価の計画について」から評価基準を選ぶ。また、独自の評価基準を追加することもできる。プロジェクトの成果の測定にかかる費用の上限は、プロジェクト予算の10パーセントとする。4. 実施地側の地域社会が主導する。実施地側が自ら特定した地元のニーズに基づいて、補助金を立案する。5. プロジェクト予算の10パーセントまでを、プロジェクト管理費（協力団体において、そのプロジェクトのマネジャー費用、諸経費、運営管理諸経費が発生する場合はそれも含む）に充てることができる。6. 人道的、教育的プロジェクトを支援する。7. 1～4学年間の大学院レベルまたはこれに相当するレベルの教科履修や研究のための留学用奨学金を提供する。8. 職業研修を提供したり、受けたりすることによって人道的ニーズに取り組む職業研修チームを支援する。9. 人道的プロジェクトの一環として、最高2名までの旅費を賄う。これらの人は、現地で研修を提供したり、プロジェクトを実施したりする。ただし、これらの人が持つスキルが現地で得られないことを実施国側のクラブが確認した場合に限る。10. ロータリーが存在する国や地域にある地域社会を支援する。11. 補助金プロジェクトが実施される国や地域の少なくとも1つのロータリークラブまたは地区（実施国側代表提唱者）と、実施国や実施地域以外のロータリークラブまたは地区（援助国側代表提唱者）により提唱される。ただし、RI理事会が積極的に拡大に取り組んでいる（現在ロータリークラブがない）国で実施されるプロジェクトに関しては、この方針の例外が認められる場合がある。12. プロジェクト予算の10パーセントまでを、価格上昇や為替変動に対応するための臨時費に配分することができる。

III. 制約事項

補助金は、いかなるグループも不当に差別したり、特定の政治的・宗教的見解を推進したり、完全に宗教を目的とした催し物を支援したり、妊娠中絶に関連する活動や性決定のみを目的とする活動を支援したり、武器や弾薬の購入資金に充てたり、ロータリー財団への新たな寄付またはロータリー財団の他の補助金への新たな寄付とすることはできない。

これに加え、補助金を以下の目的に使用することはできない。

1. 特定の受益者、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援。
2. 財団、恒久的信託、利子の発生する長期口座の開設。ただし、第Xセクションに記載された要件に提唱者が従うならば、補助金資金を小口融資ファンドの設立のために使用できる。
3. 土地や建物の購入。
4. 募金活動。
5. 地区大会、国際大会、研究会、創立記念式典、娯楽活動などのロータリー行事に関連する経費。
6. 広報（プロジェクト実施に不可欠な場合を除く）。
7. 500ドルを超える、プロジェクトの標識。
8. 他団体の運営費、管理費、間接プログラム経費（グローバル補助金における協力団体でのプロジェクト管理費を除く）。
9. 受益者や協力団体への使途無指定の現金寄付。
10. 既に経費が発生した活動。
11. 国境を越えて手ずから行うワクチンの輸送。
12. 全国予防接種日（NID）に出向くための旅費。
13. ポリオワクチンのみを含む予防接種。
14. ロータリー平和センター提携大学において、ロータリー平和フェローが専攻するのと同じ、または類似した専修プログラムで学ぶための留学。

グローバル補助金

上記に加え、グローバル補助金を以下の目的に使用することはできない。

1. ロータリー青少年交換、RYLA、ロータリー友情交換、ローターアクト、インターアクト2. 18歳未満の青少年の海外渡航費（保護者同伴の場合を除く）。3. 人が居住、仕事、営利目的の活動に従事するための建造物、すなわち建物（学校、住宅・低廉仮設宿泊所、病院）、コンテナ、移動住宅など、も

しくは製造や加工の活動を営むための建造物の新たな建設、または増築。4. 人道的プロジェクトに参加する協力団体の職員の旅費 5. ロータリー以外の団体が主体となって実施する活動。6. 主に研究・調査またはデータ収集から成る人道的プロジェクト。7. 個人の旅行経費のみを含む人道的プロジェクト。8. 大学の学士課程での勉学。

IV. 申請方法

補助金はwww.rotary/ja/grantsからオンラインで申請できる。ロータリー財団の補助金を受領するには、関係するすべての代表提唱地区はロータリー財団によって資格が認められなければならない、グローバル補助金の場合には、関係するすべての代表提唱クラブは地区によって資格が認められなければならない。これに加え、地区、クラブ、補助金委員会の全委員は、国際ロータリーとロータリー財団に対して財務的な健全性を保っていなければならない、かつ補助金を受領するプロジェクトの名称は、ロータリー標章の使用に関する国際ロータリーの方針に順守しなければならない(上記IIを参照)。RI財務代行者、国の会計担当者、補助金と関連のある協力団体や受益団体の役員と有給職員は、補助金委員会の委員を務めることが禁じられている。各代表提唱地区、または各代表提唱クラブが一度に有することのできる未終了の補助金は、10口までに限られる。地区補助金地区は、3名のロータリアンから成る補助金委員会を設置しなければならない。この3名には、補助金の実施年度の地区ガバナー、地区ロータリー財団委員長、地区補助金小委員会委員長が含まれる。補助金委員会の3名の委員は、地区補助金の申請において承認手続きを行い、申請書を提出する責務を担う。地区は、1ロータリー年度につき1回申請を提出することができ、申請には使用計画を含めなければならない。補助金増額の要請は、ロータリー財団が補助金の支給を開始する前に行わなければならない。地区は、年度中に発生し得る臨時費のために、地区補助金の20パーセントまでを取っておくことができる。その場合、使用計画にこの臨時費を盛り込み、最終報告書を提出する際に臨時費の内訳を記載するものとする。地区補助金の申請はすべて、補助金実施年度の5月15日より前に受理されなければならない(例えば、2017-18年度地区補助金の申請書は、2018年5月15日までに受理されなければならない)。

グローバル補助金 実施国と援助国の代表提唱者は、それぞれ、グローバル補助金を担当する3名のロータリアンから成る補助金委員会を設置しなければならない。この補助金委員会の委員は、代表提唱クラブの会員(クラブ提唱の場合)または代表提唱地区の会員(地区提唱の場合)とする。クラブが提唱者となって補助金を申請する場合、代表提唱クラブが参加資格認定を受けていることを地区ロータリー財団委員長が確認しなければならない。提唱クラブまたは地区は、全予算額の10パーセントまでを臨時費に配分することができる。提唱クラブ/地区は、この臨時費から支出があった場合、それを報告し、全額使用しなかった場合は、財団に返金しなければならない。奨学生と職業研修チームメンバーは、補助金全体の申請の補足資料として個人の参加申請書を提出しなければならない。提唱者は、経費発生や旅行手配の前に、ロータリー財団によって奨学金と職業研修チームの申請が承認されなければならないことを申請者が理解するよう確認すべきである。申請書は、ロータリー年度を通じて随時受理されるが、旅行が含まれる申請の場合は、旅行日の90日前までに提出すべきである。

留意点:

1. 「最初のステップ」の後、申請書への記入が開始されてから12カ月以内に、財団へ申請書が提出されなかった場合、申請は取り消しとなる。
2. 申請書の提出から6カ月以内に、申請に必要な情報がすべて提出されず、承認されなかった場合、申請は取り消しとなる。
3. 申請書の承認後6カ月以内に支払い要件が満たされなかった場合、補助金は取り消しとなる。
4. 支払い後12カ月以内に補助金プロジェクトが実施されなかった場合、補助金は取り消しとなり、提唱者は資金を返還するよう義務づけられる。

奨学金の申請における追加要件:

1. 補助金の申請時に、大学院課程への大学からの入学許可状、または大学院レベルの研究を行うための招請状を提出すること。学費支援の保証を必要とする条件付きの入学許可状も認められる。
2. 候補者が、自国外で学業を行うこと。

職業研修チームの申請における追加要件:

1. チームは、ロータリアンのチームリーダー1名と最低2名のメンバーから成る少なくとも3名で構成されなければならない。メンバーは、重点分野において各自少なくとも2年の職務経験を有し、ロータリアンのチームリーダーは、ロータリーの知識と国際経験、指導力、重点分野におけるいくつかの専門知識を備えていなければならない。ロータリアンではない人がチームリーダーを務めることもできるが、その場合、提唱者が補助金申請書にその必要性を十分に説明しなければならない。
2. ロータリアンとその家族が同じ職業研修チームに参加する場合は、そのチームが研修を(受けるのではなく)提供する側であること。
3. 職業研修チームのメンバーとその親族が同じチームに参加する場合は、その親族も参加要件を満たしていること。
4. 1口の補助金で複数のチームが旅行をする場合、これらのチームは、代表提唱者2者が同じであり、最初のチームの旅行開始日から1年以内に、最後のチームの旅行が開始されること。
5. すべてのチームメンバーが、旅行の前にロータリー財団から承認を得ていること。チーム構成の変更はすべて、ロータリー財団に報告し、その承認を得なければならない。

国際財団活動資金(WF)から50,001～100,000米ドルの配分を求めるグローバル補助金申請は、ロータリー財団専門家グループによる技術的審査および中間視察を受けるが、奨学金および職業研修チームはこの限りではない。

WFから100,001～200,000米ドルの配分を求めるグローバル補助金申請は、ロータリー財団管理委員会が会合で承認しなければならない。さらに、財団専門家グループによる事前現地視察、監査、中間視察を受ける。ただし、職業研修チーム(VTT)または奨学金のみから成る補助金プロジェクトは、この要件を免除される。申請書が受理された時期により、審査の時期が以下ようになる。

1. 6月1日まで: 10月の管理委員会会合で審査
2. 10月1日まで: 1月に審査
3. 12月1日まで: 4月に審査
4. 3月1日まで: 6月に審査

V. 旅行方針

補助金のための旅行の手配は、すべて旅行者本人が責任をもって行う。2016年4月1日より、旅行者は、国際ロータリー・トラベルサービス(RITS)を通じて旅行を手配するか、独自に選択した旅行業者を利用することができる。

ロータリー財団の補助金は、予算に含まれている以下の国外旅行関連費用を賄う。

1. エコノミークラスの航空券
2. 空港までの往復交通費および補助金実施に関連する現地での交通費
3. 予防接種とビザの費用、入国税・出国税
4. 通常の妥当な荷物預け料金
5. 旅行保険

ロータリー財団の補助金は、国外旅行に関連する以下の経費を賄わない。

1. 事前に承認された旅行の前後に、任意で途中降機した場合の関連費用
2. 任意の途中降機を含め、個人的な旅行の手配から生じた変更による違約金や手数料
3. 荷物の超過料金および運送料

補助金の提唱クラブまたは提唱地区は、補助金の資金を使って旅行する全受領者の緊急連絡先と旅程表を保管する責任がある。また、要請に応じて、財団にこの情報を提供しなければならない。

補助金の受領者は、以下の責任を有する。

1. 旅行の手配をする。迅速に旅行の手配をしない場合、旅費の増額や、補助金の中止という結果をもたらす可能性がある。
2. 承認された旅費を超える費用を自己負担する(ただし、超過分について財団から承認を得た場合を除く)
3. 海外旅行のためのすべての健康条件を満たす。

4. 個人的な旅行をする場合は、その手配をし、旅費を自己負担する。個人的な旅行は、補助金活動の終わりに最高4週間まで行うことができる。補助金受領者は、このような旅行の後、自国に帰るものと期待されている。

5. RIによる国別の旅行制限を順守する。

6. 旅行保険に加入する(2016年7月1日より、ロータリーからの旅行保険の提供は打ち切られる。補助金受領者は、各自で旅行保険を購入することとなる。財団は、この日より前に承認された補助金で、出発日がこの日より前、帰国日が2016年12月31日より前である旅行者のための保険を提供する)。奨学金の受領者は、加入した保険が、教育機関が設定した保険の条件を満たしていることを確認する必要がある。

医療従事者が補助金活動の一環として医療サービスを提供する場合、補償限度額が最低500,000米ドルの職業賠償責任保険(別称、過失脱漏保険またはE&O保険)に加入するよう期待されている。この補償は、補助金活動参加者が、職業上の行為または不作為によって他人に害を与えた場合の法的責任を果たすために適用される。このような保険に加入し、保険料を支払うのは参加者本人の責任である。国際ロータリーは、極めて危険な国を挙げた旅行禁止国リストを作成するため、グローバルな安全コンサルタント会社と契約している。安全面での懸念から、ロータリー財団の資金による旅行者は、これらの国に旅行することが許可されない。旅行禁止国リストに追加された国内に、既に財団資金による旅行者がいる場合、即刻避難するための計画が手配される。万一、財団資金の受領者が、指示通りに当該国への旅行を延期しなかった場合、または当該国から避難しなかった場合、ロータリー財団は補助金を取り消し、既に支払われた資金はロータリー財団に返還する必要がある。

ロータリアン以外で、奨学金、職業研修チームへの参加、人道的プロジェクトの実施のための旅行を目的として補助金を受領する人には、以下が期待されている。

1. ロータリーに関する知識を有することを実証する。
2. 出発前にオリエンテーションに参加する(オンラインのオリエンテーション、または会場に集まって参加するオリエンテーションのいずれか)。
3. 提唱者に要請された場合には、クラブや地区の活動に参加する(クラブや地区の会合における講演・プレゼンテーション、奉仕プロジェクトへの参加など)。
4. 活動実施国(または留学国)の言語に堪能である。

VI. 補助金の資金源

地区補助金

地区補助金は、地区財団活動資金(DDF)からの配分のみによってロータリー財団から支給されるものである。地区は、一つまたは複数のプロジェクトを支援するために、地区のシェア配分(地区の3年前の年次基金への寄付および恒久基金[シェア]収益を合わせた額の50パーセント)の50パーセントまでを使って、年に1口の補助金を申請できる。

グローバル補助金

グローバル補助金は、国際財団活動資金(WF)によって財団から支給されるもので、支給幅は15,000～200,000米ドルである。財団は、現金拠出に対しては50パーセント(半額)、DDFの寄贈に対しては100パーセント(同額)を上乗せして支給する。グローバル補助金の最低予算は30,000米ドルとする。

財団は、補助金に対するロータリアン以外からの寄付に対しても50パーセント(半額)を上乗せする。ただし、この寄付がプロジェクトの協力団体もしくは受益者から寄せられたものである場合を除く。補助金による恩恵を受ける条件として、または上乗せの対象となる現金拠出に使用するために、受益者から資金を集めてはならない。ロータリーからの奨学金に加えて他団体からも奨学金を受領する奨学生は、ロータリー以外からの奨学金を利用しても構わないが、その場合、財団はその金額への上乗せは行わない。

人道的プロジェクトのためのグローバル補助金の場合、拠出金総額(財団の上乗せがあるすべての現金寄付ならびにDDFを含む)のうち少なくとも30パーセントが、プロジェクト実施国・実施地区以外から寄せられたものでなければならない。

補助金のための拠出金は、承認された後で変更することはできない。ポール・ハリス・フェロー認証に向けたポイントは、ロータリー財団に送られた提唱者拠出金のみにも与えられるものであり、プロジェクトに

直接送られた寄付には与えられない。補助金の承認に先立ってロータリー財団へ送られた提唱者拠出金は、当該補助金に使用できない場合がある。グローバル補助金への拠出金／寄付はすべて、取消しのできないロータリー財団への寄付とみなされ、返金されない。

VII. 協力団体

協力団体とは、専門知識、インフラストラクチャー、アドボカシー活動、研修、教育、その他の補助金プロジェクトへの支援を提供する、ロータリー以外の定評ある組織または教育機関である。協力団体は、ロータリー財団により義務づけられたすべての報告と監査要件を順守することに同意し、義務づけられた領収書または購入の証明書類を提出しなければならない。同じ協力団体が関与するプロジェクトのためのグローバル補助金は、1ロータリー年度につき最高6口までしか承認されない。奨学生が留学する大学は、協力団体とはみなされない。

地区補助金

協力団体に提供されるすべての資金は、特定のプロジェクト費用のみに使用されなければならない。提唱地区はこれらの費用の詳細な内訳を記載した報告書を作成し、維持しなければならない。グローバル補助金 補助金提唱者は、申請時に、援助国・実施国双方の代表提唱者と協力団体の署名の入った「覚書(MOU)」を提出する必要がある。「覚書」には、以下の項目を含めるべきである。

1. ロータリークラブまたは地区が補助金プロジェクトを開始し、指揮し、管理することの、援助国・実施国双方の代表提唱者による確認。
2. 協力団体が信頼と定評のある団体であり、適用される全法律の範囲内で活動することを確認する、代表提唱者からの推薦。
3. 各関係者の活動を明確かつ詳細に記述した補助金の実施計画。
4. 補助金に関連する活動についてロータリー財団による財務調査に協力することへの、協力団体からの同意。

VIII. 支払い

地区補助金

補助金資金は、申請時に地区が指定した地区の銀行口座のみに支払われる(米国では、地区財団の銀行口座も可)。地区補助金の資金は、前ロータリー年度の地区補助金が終了するまでは支払われない。地区補助金は、補助金支払い時のRI為替レートに従って支給される。資金は、実施年度末を過ぎた後は支給されない。実施年度の5月15日までに提唱者が支払いの全要件を満たさなかった場合、補助金は取り消しとなる。

グローバル補助金

提唱者拠出金の全額がロータリー財団に送られ、支払いの全条件が満たされ、法的同意が承認されるまでは、補助金資金は支給されない。補助金資金は、申請書に記入された口座に支払われ、プロジェクト経費の直接的な支払いに利用されるまで、その口座に維持されなければならない。直接的な支払いとは、プロジェクトの業者に対する直接の支払いまたは協力団体や受益団体が立て替えた経費をこれらの団体に支払うことを意味する。補助金資金は、プロジェクトの経費またはサービスが発生する前に、業者、協力団体や受益団体に支払われることはない。プロジェクトの経費の支払いを受ける団体は、この支払いを受ける前に、提唱者であるロータリアンに、請求書または領収書の原本のコピーを提供しなければならない。この口座の署名人は、提唱クラブまたは提唱地区の会員でなければならない。補助金は、支払い時点におけるRI為替レートで支払われる。提唱者が補助金の支払いを受けてからプロジェクトが取り消しとなった場合、補助金の残金すべてをロータリー財団に返還しなければならない。返還された資金はWFに加算される。

WFからの上乗せが50,001ドル～200,000ドルの補助金は、使用計画に沿って分割で支払われる。2回目以降の支払いは、補助金提唱者が提出した進捗報告書が不備なく受理され、財団専門家チームによる中間現地視察が終了した後に支払われる。

以下は、現金拠出によって資金を調達したグローバル補助金に適用される。

1. 補助金に関連したすべての資金のやりとりは、その時点のRI為替レートを使用して記録する(RI為替レートは毎月更新される)。また、補助金に関連したすべての資金のやりとりの公式な連絡は、米ドルを用いて行う。

2. 補助金承認時から為替レートが10パーセント以上変動した場合、10パーセントを超える差額は、提唱者は拠出する必要はなく、反対にロータリー財団は差益を提唱者に配分しない。
3. 2015年7月1日以降に提出された申請書に、ロータリー財団に送金する現金拠出が含まれている場合、提唱者は認証や手続きのコストを賄うため5%を上乗せして送金しなければならない。ポール・ハリス・フェローの認証ポイントはこの5%を含む全拠出額に対して適用され、税制上の優遇措置を受けるための領収証にもこの5%を含む全額が記載される。ただし、この5%分に対して財団からの上乗せはない。プロジェクト専用の銀行口座に直接送金する現金には5%を上乗せする必要はないが、その場合は認証ポイントの対象とならず、税制上の優遇措置のための領収証は財団から発行されない。
4. ロータリー財団に寄せられた現金のうち、補助金に必要な額として申請書に記載された額を超える分はWFに充当される。
5. 取り消しとなった補助金用の寄付・拠出金は、WFへ充当される。寄付者は、承認されたほかのグローバル補助金やロータリー財団のいずれかの基金に寄付先を変える場合、90日以内にその旨を財団に通知する。

IX. 報告要件と書類の保管

補助金の受領者は、補助金の使途について財団に報告する責任がある。中間報告書と最終報告書をオンラインで提出しなければならない。報告書が受理されるには、所要事項を不備なく記入しなければならない。期日を過ぎて未提出の財団補助金報告書がある提唱者から新規の補助金申請書が提出された場合、財団はそれを受理しない。財団は、いつでも補助金を審査し、監査を実施し、監視要員を派遣し、追加書類の提出を要求し、支払いを（一部または全額）保留する権利を有する。

補助金の受領者には、以下の報告基準も適用される。

1. 地区は、資格条件に従い、補助金資金の使途について地区内クラブに報告しなければならない。
2. 補助金の提唱者は、資格条件および適用される自国の法または国際法に従い、補助金の支出に関連する全領収書のコピーと銀行明細書を保管しなければならない。
3. プロジェクトの実施と資金使用に関する財団の方針と指針を順守しなかった補助金提唱者は、補助金の全額を返還しなければならない。最高5年間、将来の補助金の受領を禁じられる可能性がある。

地区補助金

以下の追加基準が、地区補助金に適用される。

1. 資金の支出について記載した最終報告書を、補助金受領後12カ月以内、または補助金を全額支出してから2カ月以内に、財団に提出しなければならない。
2. 地区補助金からの資金を利用したプロジェクトと活動はすべて、財団が支給してから24カ月以内、または地区がクラブあるいはプロジェクト実施地に支給してから24カ月以内に、完了しなければならない。
3. 500米ドルを超える補助金資金が未使用として残った場合、未使用の全資金を速やかにロータリー財団に返還しなければならない。これは地区のDDFに加算される。500米ドル以下の未使用の補助金資金は、地区補助金の諸要件を満たす活動に使用されなければならない。

グローバル補助金

以下の追加基準が、グローバル補助金に適用される。

1. 中間報告書は、補助金の最初の支給を受けてから12カ月以内に提出し、その後も12カ月ごとに提出しなければならない。
2. 最終報告書は、プロジェクトの完了後2カ月以内に提出しなければならない。
3. 500米ドルを超える資金がプロジェクトの完了後に未使用として残った場合、財団はこれをプロジェクト関連経費に使用することを承認しなければならない。500米ドル未満の未使用の補助金資金は、グローバル補助金の使用が認められている活動に利用でき、ロータリー財団からの事前の承認は必要ない。未使用として残った補助金はすべて、ロータリー財団に返還しなければならない。これは国際財団活動資金(WF)に加算される。

以下を含め、実施したプロジェクトの詳細な説明を含んだものが、不備のない報告書として受理される。

1. プロジェクトは、選択した重点分野の目標をいかに助長したか。

2. プロジェクトが、申請書に記載された個々の目標をいかに達成したか(達成を測るために使用した基準や収集したデータを含む)。
3. プロジェクトの成果が、長期にわたっていかに持続されるか。
4. 実施国、援助国双方の提唱者、および補助金に関与した協力団体がどのように参加したか。
5. 報告書には、プロジェクトにかかった費用の詳細な内訳とプロジェクト専用銀行口座の明細書を含めるべきである。さらに、財団は、報告書の補足書類として領収書を提出するよう提唱者に要請する場合がある。奨学生と職業研修チームは、75米ドル以上の経費について、提唱者に領収書を提出しなければならない。

プロジェクトが完了し、現地の地域社会がプロジェクトを継続していくため(持続可能性)の手段を備えたことが確認され次第、財団は、補助金を終了とする。

X. 小口融資(マイクロクレジット)

ロータリー財団は、経済的自立のための小事業の起業を支援するため、小口融資(マイクロクレジット)に取り組んでいる。グローバル補助金を申請するクラブと地区は、持続可能な発展のためのプロジェクトを実施する方法として、融資プログラムを運営する定評ある協力団体／小口融資機関と協力するよう奨励されている。ただし、財団資金による小口融資プログラムは、借入資本の管理にとどまらず、例えば研修のような他の要素を組み入れなければならない。

さらに、以下が適用される。

1. 小口融資プロジェクトを支援するためにグローバル補助金資金を利用しようとするクラブと地区は、補助金の申請書に添えて、小口融資プロジェクトに関する補足書式を提出しなければならない。
2. 小口融資の活動の監督と管理は、提唱クラブまたは提唱地区によって行われなければならない。
3. ロータリー財団からの小口融資の元金から発生した利子と手数料収入は、プロジェクトを直接支援するための管理運営費として使用できる。
4. 補助金の提唱者は、補助金の最終報告書とともに小口融資プロジェクト報告書の補足書式を提出しなければならない。
5. 財団の報告要件を満たす前に小口融資プロジェクトが終了となった場合、補助金の資金はロータリー財団に返還しなければならない。
6. ロータリー財団は、融資保証システムに対して資金を支払わない。

XI. インドのロータリー財団に関する特記事項

FCRAに関する一般的な情報は<https://fcraonline.nic.in/home/index.aspx>を参照のこと。

他のすべての授与と受諾の条件に加え、インド政府の法律とFCRAを順守するため、インド国内のロータリークラブと地区に支払われる(全額・一部を問わない)補助金は、以下の支払いと報告の手続きに従うべきである。

1. 以下に記載された一般的な支払い条件をすべて満たすまで、補助金がインド国内の銀行口座に送金されることはない。また、銀行口座がFCRAの下に登録されていることを示す書類を提唱者が提出するか、インド国内の拠出金により十分な資金が得られると職員が判断をする。そのほかの状況において支払いは待ち状態となり、追加の拠出金が寄せられて十分な資金が得られた時点ではじめて、先着順に支払われることになる。補助金の提唱者は、資金が混ざらないようにしなければならない。
 - a. 地区補助金 - それぞれのプロジェクトや活動について内訳を詳しく示した支出計画が承認されることが、支給の条件となる。補助金資金は、地区の銀行口座のみに支払われる。地区の銀行口座の名称は、地区とプロジェクトが一目でわかるようなものでなければならない(適切な名称の例は、「Rotary District 0000 District Grant 12345」)。地区補助金の資金は、前ロータリー年度の地区補助金が終了するまでは支払いが行われず。資金は、実施年度末を過ぎた後は支給されない。実施年度の5月15日までに提唱者が支払いの全要件を満たさなかった場合、補助金は取消しとなる。

b. グローバル補助金 - 補助金資金は、提唱者拠出金の全額がロータリー財団へ送られ、支払いの全条件が満たされるまでは、支給されない。補助金資金は、補助金提唱者が申請書に記入した口座へ支払われる。

2. 毎年3月31日までにインドに送金された補助金資金に関する中間報告書は、同じ年の5月31日が提出締切日となる。最終報告書は、プロジェクトの完了後2カ月以内に提出しなければならない。補助金の提唱者は、FCRAの下に登録された銀行口座で受け取る資金が地元の資金と混同されないようにしなければならない。

3. すべての中間報告書には以下が含まれていなければならない。

a. 第IXセクションに挙げられたすべての一般的な報告要件。

b. www.rotary.org/ja/grantsを通じて提出した中間報告書のコピーを南アジア事務局に提出しなければならない。

c. 補助金資金が一部使用された場合は使用の証明書。ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書(会計士番号を明記のこと)。

d. いかなる理由であれ、補助金の資金が使用されなかった場合には、補助金資金の預金日が記された銀行明細書の原本または預金通帳の原本(複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名したもの)、ならびに、補助金資金が3月よりも前に受領されたにもかかわらず補助金を使用されなかった理由を説明した文書。

4. すべての最終報告書には以下が含まれていなければならない。

a. 第IXセクションに挙げられたすべての一般的な報告要件。

b. www.rotary.org/ja/grantsを通じて提出した最終報告書のコピーを南アジア事務局に提出しなければならない。

c. 以下の文書を含める。

i. 補助金使用の証明書、ならびに独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書(会計士番号を明記のこと)。

ii. 銀行明細書の原本または預金通帳の原本(複写の場合は、銀行のマネジャー／公認会計士が証明し署名した正謄本)

iii. 銀行調整の明細書(複数の補助金が一つのFCRA口座に振り込まれた場合)。

iv. 支払いの証明書／経費の領収書の原本または複写。複写を提出する場合は、「原本はすべて8年間保管し、インドのロータリー財団から要請された場合にはこれを提示する」と書かれた保証文を提出する。

v. 受益者に関する情報(例えば、写真、新聞の切り抜き、受益者からの感謝状など)

d. 金額を問わず、残っている資金をロータリー財団(インド)に返還する。

5. FCRAの登録を受けたクラブまたは地区は、FC-6書式と財務報告書をインド内務省(ニューデリー)に期限通りに提出する責務を負うものとする。

XII. プログラム参加者のための利害の対立に関する方針

プログラム補助金の受領や授与に関与するすべての人は、事実上の利害の対立、あるいはそのように疑われる可能性を避けるような方法で行動するものとする。利害の対立とは、プログラム補助金の受領や授与に関わる人が、自分やその家族、知人、仕事上の同僚、事業上の利益、あるいは自分が管理委員、理事、役員を務める組織に恩恵を与える、または恩恵を与えると疑われる可能性のある個人間の関係を指す。利害の対立に関する方針は、以下に具体的に示されているような状況において適用されるものとする。ただし、利害の対立に関する方針の適用は、これらの状況に限られるものではない。

1. 補助金の受領資格

ロータリー財団細則第9.3項に従い、以下に定義されている人は、ロータリー財団プログラム補助金の受領者または受益者またはその候補者となることができないものとし、以下「受領資格のない人」と呼ぶ。

受領資格のない人には、以下が含まれる：現ロータリアン、クラブ・地区・その他のロータリー組織（「国際ロータリー章典」に規定されている通り）・国際ロータリーの職員、さらにこれらのすべての人の配偶者・直系卑属（血縁、養子縁組、再婚による子または孫）・直系卑属の配偶者・直系尊属（血縁による親または祖父母）、ロータリー財団または国際ロータリーと提携する機関・組織・団体の職員。

元ロータリアンは、会員身分が終結してから36カ月間は、引き続き受領資格を持たないものとする。元ロータリアンの家族であることを理由に受領資格がなかった人は、その家族の会員身分が終結してから36カ月間は、引き続き受領資格を持たないものとする。ただし、そのような人でも、地区補助金、グローバル補助金、パッケージ・グラントによる職業研修チームまたは（人道的奉仕プロジェクトのための）個人旅行に参加する資格があると認められた個人は、その職業研修チームまたは個人旅行への参加資格を持つものとする。

2. 選考委員会の公平さ

クラブまたは地区レベルにおける財団プログラム選考委員を務めるロータリアンは、候補者との家族関係、私的關係、仕事上の関係について完全な透明性を保つものと期待されている。また、ロータリー財団プログラムから補助金を得て参加する候補者と委員との間に何らかの関係がある（例えば、同じ会社や組織に勤務したり、同じロータリークラブに所属または申請を推薦するロータリークラブに所属したり、家族関係があるなど）ために利害の対立がある（またはあると疑われる）場合は、選考が開始される前に、委員長にその旨通知しなければならない。

選考委員長は、利害の対立がある（またはあると疑われる）委員が、選考プロセスに参加すべきかどうかを決定し、また、参加する場合には、利害の対立がある（またはあると疑われる）候補者1名のみ、またはすべての候補者の選考プロセスに参加すべきかどうか、そして、どのように参加すべきかを決定する。このような利害の対立がある（またはあると疑われる）のが選考委員長本人である場合には、利害の対立がある（またはあると疑われる）候補者1名のみ、またはすべての候補者の選考プロセスに参加すべきかどうか、またどのように参加すべきかを、クラブ理事会または地区ロータリー財団委員長（のいずれかふさわしいと思われる方）が決定する。

3. 業者との業務取引

ロータリー財団、ロータリー地区、ロータリークラブ、ロータリアンが、ロータリー財団プログラム補助金と関連して、ロータリー組織から同業者への支払いが行われるような業務取引を行う場合、妥当な費用で最良のサービスを確保するため、その業者とロータリー組織との間につながりがあるかどうかに関わらず、その取引を行う前に、公正、透明、かつ完全な見積もり要請と入札手続を行わなければならない。資金が、ロータリアン、ロータリー財団は、この授与と受諾の条件をいつでも変更、修正することができる。変更された文書は、ロータリーのウェブサイト（www.rotary.org/ja/grants）に掲載されるほか、ロータリー財団の補助金担当職員から取り寄せることができる。パッケージ・グラントの授与と受諾の条件はウェブサイトに掲載されている。

地区補助金申請内訳

区分	番号	クラブ名	2013-14			2014-15			2015-16			2016-17		
			プロジェクト内容	配分額(米ドル)	プロジェクト内容	プロジェクト内容	配分額(米ドル)	プロジェクト内容	プロジェクト内容	配分額(米ドル)	プロジェクト内容	配分額(米ドル)	プロジェクト内容	配分額(米ドル)
第1区分	1	市川												
	2	市川東	高校生・一般市民を対象とした、薬物乱用防止キャンペーン	1,100										
	3	市川南			公園への健康遊具の寄付	1,765	公園へのすべり台の寄付	1,610	老人ホームに音楽を(高齢者と中学生の交流)	427				
	4	浦安												
	5	市川シビック	小学生の食育を推進する運動	1,700	真間川河川浄化啓蒙	1,961	市川少年少女サッカー大会	1,950						
	6	浦安ベイ												
第2区分	1	船橋												
	2	船橋西	子供たちを危険から守る活動(あんしん教室)	1,200	「君たちの夢は輝いている」バスケットボール教室	2,128	公園に健康遊具を設置しよう	2,542	東京オリンピック、パラリンピックを夢見る子供達へ	2,090				
	3	鎌ヶ谷												
	4	船橋東	Peduk Myaing 小学校の校舎・トイレの補修	2,000	子供たちを危険から守る活動(あんしん教室)	2,108	子供達を危険から守る活動(あんしん教室)	1,654	子供達を危険から守る活動(あんしん教室)	1,363				
	5	船橋南	船橋アンデルセン公園ベンチ寄付	5,000	子供たちにエコロジーを！	2,451	ボイスカウトへの災害備蓄物資支援およびキャンプ場整備事業	2,542	気仙沼地区復興施設プロジェクト	2,727				
	6	船橋みなと												
第3区分A	1	千葉												
	2	新千葉												
	3	千葉西												
	4	千葉中央												
	5	千葉幕張	障害者のためのアートフレンズ展	2,500	親子フェスタ	1,716	勇健双葉学園との交流会	424	千葉市立高等学校特別支援学校設備不足支援プロジェクト	2,454				
	6	千葉東												
第3区分B	7	千葉若潮												
	1	千葉南												
	2	市原												
	3	千葉港												
	4	市原中央	ラオス小学校への設備支援プロジェクト	2,942	ラオス国小学校への設備支援プロジェクト	2,942	ラオス国小学校への設備支援プロジェクト	2,542	ラオス小学校への設備・図書支援プロジェクト	2,727				
	5	千葉北	人権侵害による被害者の子供たちの教育援助事業	1,520	市原市上総更科公園にベンチの寄贈	1,520	市原市上総更科公園にベンチの寄贈	992	フィリピンに於ける歯科医療奉仕活動の支援プロジェクト	909				
第4区分	6	千葉緑												
	1	木更津	邦楽教室	600	木更津市少年野球低学年大会	491								
	2	上総												
	3	富津												
	4	富津中央												
	5	木更津東												
第5区分	6	君津												
	7	袖ヶ浦												
	8	富津シティ												
	1	館山	特別支援教育を受けている生徒・児童に、マツクワイシムの救急を受けた松を再生(植樹)させ、美しい景観を創出する。	2,300	沖ノ島の自然環境を守ろう	1,961	安心・安全な海水浴場を子供たちと一緒に作るプロジェクト	2,542	桜の森プロジェクト	1,181				
	2	鴨川												
	3	勝浦	東日本大震災支援活動コンサート	4,500	県立千葉県立中学校の生徒・介助者を1泊2日で招待	2,942	津波来時避難誘導標識設置	2,303						
第6区分	4	千倉												
	5	鋸南												
	6	館山ベイ												
	1	茂原												
	2	東金												
	3	大原												
第6区分	4	大多喜												
	5	成田空港南	老人施設に同居している皆さんと一緒に、鯉の赤ちゃんを育て、つくろい、4年後の回帰を願おう	2,700	AED贈呈に伴う救命技能演習実施	1,569	横芝光町剣道大会へ優勝カップと大会のサポート	2,013	少年野球教室	1,818				
	6	茂原東												
	7	茂原中央	危険な中学校通学路に交通安全注意呼びかけ看板の設置	2,600	幼稚園、保育園周辺に交通安全看板を設置する	2,206								
	8	大網												
	9	東金ビュー												

地区補助金申請内訳

		2013-14		2014-15		2015-16		2016-17	
区分	クラブ名	プロジェクト内容	配分額(米ドル)	プロジェクト内容	配分額(米ドル)	プロジェクト内容	配分額(米ドル)	プロジェクト内容	配分額(米ドル)
第7区分	1 鏡子	ナンダミオ島 盲学校支援プロジェクト	2,800					鏡子駅前ロータリー友愛の広場プロジェクト	2,727
	2 旭								
	3 八日市場								
	4 鏡子東							飯高橋林黄門技進辺整備プロジェクト	2,727
	1 佐原							市民防災啓蒙事業	1,909
第8区分	2 多古								
	3 小見川							社会福祉法人 まつど育成会応援団	2,727
	4 佐原香取								
	1 成田								
	2 八街							知的障害児用増設遊具支援	909
第9区分	3 印西							補助対象外	
	4 白井							2,542	
	5 富里								
	6 成田コスモポリタン							ホテルの重建設計画	2,727
	1 柏								
第10区分	2 我孫子								
	3 柏西								
	4 柏東							高田緑地 大堀川リバーサイドパークベンチ寄贈	2,727
	5 柏南							1,271	
	1 習志野							地域の子ども達への教育支援とフットサル大会を通じて青少年育成プロジェクト	1,363
第11区分	2 八千代							847	
	3 佐倉								
	4 八千代中央								
	5 四街道								
	6 習志野中央								
第12区分	7 佐倉中央								
	1 松戸							2018ソフトボール女子世界選手権大会開催応援プロジェクト	1,818
	2 松戸東								
	3 松戸北							献血推進プロジェクト	272
	4 松戸中央							災害対策支援	補助対象外
第13区分	5 松戸西								
	1 野田							セブ島孤児院および障害者支援事業	909
	2 流山							1,102	
	3 野田東							モンゴル井戸設置プロジェクト	2,727
	4 流山中央								
第14区分	5 野田セントラル							介護施設慰問(春のふれあい)	1,181
								流山市子ども将棋大会	補助対象外
								深井ウォーターポンプの設置	1,727
								2,542	
2790地区	青少年ロータリーアクト								
	青少年インターアクト							847	
	国際奉仕委員会							日・台 青少年奉仕委員会	補助対象外
	合計							47,980	69,959



ロータリー財団地区補助金申請書

国際ロータリー第2790地区
ロータリー財団委員会・奉仕プロジェクト委員会

2017－18年度 地区補助金申請用（2017－2018年度実施）

申請者

ロータリークラブ名	ロータリークラブ
プロジェクト名	
実施場所	
実施期間（西暦）	20 年 月 日 ～ 20 年 月 日

プロジェクトの概要

- このプロジェクトで何をしますか。簡潔にご記入ください。
・ロータリー財団の使命にあてはまる活動 ・ロータリアンが積極的に関与（参加）する活動。
・「地区補助金の対象となる費用・対象とならない費用」を参考にして立案して下さい。
- プロジェクトの恩恵を受ける人とその人数（ロータリアン以外）
・奉仕プロジェクト実施による、その地域社会で直接、間接的に係わる人達の予測人数。
- このプロジェクトに何名のロータリアンが参加する予定ですか。
・地域社会、多くのロータリアンの参加が望ましい。国外、多くのロータリアンの参加が望ましいが、現地に赴くメンバーは少数でも問題ありません。
- これらのロータリアンは何を行いますか。プロジェクトへの財政的支援を除き、ロータリアンが直接参加する事例を少なくとも2例記載してください。⇒別紙の通りとしないで、ここに記入してください。（枚数が増えても結構です。以下の項目も同様です。）
- このプロジェクトを実施することにより、地域社会に対するどのような影響が期待されますか。
・実施したプロジェクトにより地域社会の発展に繋がっていく事例など。
- 協力団体が関与している場合、その団体名と役割を記述してください。

7. プロジェクトの収支予算書

収入予算（必要に応じて行を追加してください）

（単位：円）

収 入 項 目	金 額
1. 地区補助金申請額 ※総事業費の50%以下、かつ30万円以下と定めています。	
2. クラブ拠出金額	
3. その他の資金	
収 入 合 計 額	

支出予算（必要に応じて行を追加してください）

（単位：円）

支 出 項 目	業 者 名	金 額
※物品支援の種類、金額等など、明確に記載して下さい。		
※運営費、謝礼、などは対象外となります。（運営費に関する使途を明確にであれば適格です）		
例）機材、物品等名	○△メーカー	数量 12個 × 500円 6,000円
	△□メーカー	数量 12個 × 1,000円 12,000円
支 出 合 計 額		

収支予算書は、日本円で記入してください。実際に配分される金額は、財団から地区に振り込まれた月のロータリーレートによりしますので、補助金の金額は多少前後する場合があります。

8. 活動の種類

申請するプロジェクトは、次のうちどの分野に該当しますか。該当する□を1つだけ■に塗りつぶしてください。

- | | | |
|--|---------------------------------------|--|
| ☐ 地域社会の発展(一般) | ☐ 保健(一般) | ☐ 教育(一般) |
| ☐ 地域社会の発展(建物の修復) | ☐ 保健(疫病) | ☐ 教育(識字率の向上) |
| ☐ 地域社会の発展(災害復興) | ☐ 保健(ボランティア奉仕) | ☐ 教育(奨学金) |
| ☐ 地域社会の発展(ボランティア奉仕) | ☐ 水 (衛生) | ☐ 教育(ボランティア奉仕) |
| ☐ 食料/農業(一般) | ☐ 水 (供給/確保) | ☐ 管理運営費(最高3%まで) |
| ☐ 食料/農業(ボランティア奉仕) | ☐ 水 (ボランティア奉仕) | ☐ 臨時費(最高20%まで) |
| ☐ ロータリーの交換活動 | ☐ | ☐ |

9. プロジェクト担当者 ※ 会長・会長エレクト・社会奉仕委員長・国際奉仕委員長・青少年奉仕委員長

担当者氏名			クラブでの役職		
自宅住所					
電話番号		F A X		携帯	
E-mail					

10. 銀行預金口座 (補助金受領のための専用口座が必要です)

銀行名		支店名	
預金種類		口座番号	
口座名			

※地区補助金専用口座を作ってください。

11. 署名人の氏名 (2名必要です) ※基本的にはメンバーであれば構いませんが、R Iからの公金となりますので

署名人	できればクラブの理事・役員から選出して下さい。
-----	-------------------------

12. クラブの参加資格

地区ロータリー財団委員会宛にMOUを提出した日		
ロータリー財団補助金管理セミナーに出席した会員の氏名		

14. クラブ会長及び会長エレクトの署名

ロータリークラブ会長及び会長エレクトとして、上記の通りロータリー財団地区補助金の配分を受けたく、申請します。

ク ラ ブ 会 長	
就任年度	2017-18年度
氏 名	
署 名	
日 付	

会 長 エ レ ク ト	
就任年度	2017-18年度
氏 名	
署 名	
日 付	

国際ロータリー第2790地区
ロータリー財団委員会
委員長 宇佐見 透 様